始

23

349-510

即位記念

奥戸村誌 全

東京府南葛飾郡奥戸村發行

前農商務大臣貴族院議員從二位勳一等男爵松岡康毅閣下題辭
內務大臣正三位勳一等男爵後藤新平閣下題辭
東京府知事正四位勳三等法學博士井上友一閣下序文
東京府南葛飾郡長正七位勳七等玉井政助閣下序文
前東京府南葛飾郡長正七位勳五等宮川九郎閣下序文
前東京府南葛飾郡長正七位勳五等井野次郎閣下序文

大正
6. 12. 12
內交

入经超昌阁

少銘之題

世貴風通三要
德必有
鄰

辛亥歲

序

愛國の思想は、國史の美蹟を解するに因りて益々厚く、愛鄉の情誼は、鄉土の美風を知るに因りて愈々深し。卽ち鄉土を究むるは、國勢を知るの階梯にして、愛國心涵養の基礎たり。近時鄉土誌の編纂、所在に之を見るは洵に慶事と謂ふべし。

一昨大正四年、

今上陛下　卽位の大禮を擧げさせ給ふに方り、我が南葛飾郡奥戸村は、其の記念事業として、村誌の編纂を企て、今や其の稿成る。就きて閲るに、上は太古草昧の昔より、下は最近村落の現勢に至るまで、資料頗る豐富なり。之に加ふるに、世界列強の趨勢に付て、其要を加へて國民奮勵の資となす。彙類整然、用意周到、敍述亦詳細、殆と餘す所なし。是固より完璧を以て

許し難しと雖も、好個の記念たるを失はず、本誌編纂の目的は、略ぼ達成し得たるものと謂ふべし。

望むらくは、奥戸村の村民有司が、之に依りて自村の古往今來を通覽して其の長短を自覺し、治績の擧れるものは益々之が助長發展を圖り、足らざるものは之が補足改善に努め、擧村一致、愛國の至情を以て、國利民福の增進を圖り、以て自治有終の美を濟さんことを。一辭を撰して序となす。

大正六年十一月

東京府知事正四位勳三等法學博士　井　上　友　一

村治に尙ぶ所は、村勢を審にするにあり、村勢審にして自から村是定る。然り而して村勢を知悉すること單り當局に止まらず、村民皆齊しく之を能くして、共同一致村是の向ふ所に進むは、自治の眞髓なり。

奥戸村曩に
卽位大禮記念として、村誌の編纂を企畫し、編纂委員を設け、村長關根保太郎君、委員長に擧げられ、苦心經營、頃日其の稿を脫し、今之を刊行して普く村內に頒布せんとす。而かも記錄頗る詳密に涉り、村勢を見る恰も掌上の物を視るが如し。則ち是れ村勢を審にし、全村の者皆齊しく其向ふ所を知悉すべき、金科玉條たる所以にして、洵に絶好の記念と謂ふべし。

關根君、居常勵精治を圖り、闔村亦能く輯睦す。今此の美擧あり、奥戸村

の前途刮目して見るべし。庶幾は益く自治の妙用を發揮し、此の好記念の上に、長へに煥煥たる光輝あらしめられむことを、之を以て序と爲す。

大正六年十月

南葛飾郡長正七位勳七等　玉　井　政　助

序

東海の秋正に闌にして、木葉絢爛、山水相映帶して、國運の長久を思はしむる舊都に於て、今上陛下　御卽位の大典を擧げらるゝに際す、七千萬の庶民、感天感地、衷心の誠を致して　聖上の萬歲と　皇國の隆昌とを祈り、曠古の盛典を記念する所なかる可らず。

我奥戸村の有志、亦思を玆に致し、村誌を編纂して以て　御大典を記念せんとす、誠に事宜を得たるものと謂ふべし。苟も一町村の發達開展を計らんには、誌に依て以て其町村勢を闡明し、長を進め短を補はざる可らず。町村に居て町村勢を知らざれば、中空に彷徨して適く所を知らず、恰も舵なき船の大海に浮ぶが如し、豈に町村の進歩發展を計ることを得んや。今奥戸村誌を見るに、克く其の河川、道路、氣候、政治、産業、交通、教

育、衞生等、錯綜せる事實を細大漏さず、詳細に羅列し、奥戸村の一斑を知得し、其の村勢を悉知し得るの恰好の誌たるを失はず。蓋し本誌に依て、以て村當局者は施政の方針を知り、住民は的確なる村狀態の知識を得て、茲に自覺し、愛鄉の念を煥起し、以て共同一致、自治の實を擧ぐるに庶からん。

今や、奥戸村誌成りて、其の序を徵せらるゝに際し、此の誌の村自治の興新に資する所尠少ならざるべきを思ひ、併て編纂者の熱心と勞の多大なるべきを思ひ、此の恰好の記念誌に對し、敢て一言卷首に叙す。

大正四年十二月

於郡長室

井野女郎

卽位記念 奥戸村誌ノ序

予嘗テ職ヲ東京府南葛飾郡長ニ奉ジ、（明治三十三年赴任シ同三十八年職ヲ辭ス）六タビ歲ヲ閱シタリキ。郡内ノ町村二十又四、農工商、自然ニ發達シ、而シテ民俗淳素朴實、其ノ業ニ勵精シ、敢テ都人士ノ風ニ化セス。加之、二三町村ヲ除クノ外、當局者概ネ其ノ人ヲ得、法令能ク行ハル、諸レヲ他ノ郡市町村ニ比スルニ復タ遜色ナキモノヽ如シ。因リテ謂ヘラク、郡内ノ事、敎育ヲ除クノ外ハ敢テ急施ヲ要スルモノナシト、又謂ヘラク、苟クモ敎育ノ事完備シ、而シテ當局者其ノ人ヲ得バ、則チ町村ノ自治擧リ、町村ノ自治ニシテ而シテ擧ラバ、則チ郡衙ハ、殆ト無用ノ長物ノミト。是レ予ガ理想ト爲ス所、世ノ政黨者流ニシテ此ノ說ヲ爲ス、亦其ノ黨略ニアラザルヲ知ルナリ。

大正三年、同郡奥戸村關根保太郎氏、予ヲ東京ノ寓居ニ訪ヒ、談會ゝ學資會ノ事ニ迨フ、其言ニ曰ク、弊村大字細田、曲金、鎌倉新田ノ有志者、舊村

時代ニ學資積蓄ノ目的ヲ以テ、學資會ナル者ヲ設立セリ、今將サニ之ヲ解散セントスルニ當リ、建碑ノ議アリト。予曰ク其ノ意甚ダ善シ、而モ其擧ハ則チ贊スル能ハズ、何トナレバ則チ碑ハ歲月ト俱ニ消磨シ、且ツ之ヲ讀ム者幾ント希レナリ。如カズ一册子ヲ編纂シ、其會ノ經歷ト、關係者ノ氏名トヲ錄シ、且ツ國家及ビ村治功勞者ヲ敍述シ、範ヲ後進ニ示サンニハト。同氏唯シテ而シテ去ル。既ニシテ同氏復タ本誌ヲ齎ラシテ予ヲ訪ヒ告ゲテ曰ク、嚮キニ高說アリ、實ニ我ガ心ヲ獲タル者、乃チ建碑ニ代ヘ、以テ編纂セルノ一册子既ニ其稿ヲ脫セシモ、弊村有志者ト相俱ニ大禮記念奧戸村史ヲ編纂シ、而シテ學資會ノ記事ハ、該村史中ノ一頁ヲ飾ルコト、爲シタリシガ、其後復タ之ヲ一村事業ニ移シ、以テ本誌ヲ編纂セリト。抑關根氏ハ予ガ在任中、郡內當局中ノ選良ニシテ、資性溫和恭謙、廣ク人ニ詢リテ能ク其說ヲ容レ、又能ク人ヲ愛シテ之ヲ用ヒ、事ニ當リ、熱中至誠、勇決果斷、一意專心、村治ヲ圖リ、一村ノ事ハ擧ゲテ己ノ事ト爲シ四タビ村長ニ選バレ、勤續十又六年、今尙ホ現ニ職ニ在リ。今ヤ同氏ノ功勞ニ就キテ、其一斑ヲ擧グレバ、則チ道路溝渠ヲ改築シ、坎樋閘門ヲ新設シ、紛紜三十餘年ニ亙レル、奧戸橋ヲ架設シ、以テ交通水利ノ便ヲ圖リ、或ハ農事改良機關トシテハ、系統的農會ノ設立ヲ必要ト爲シ、東京府下各郡有志ヲ糾合シテ、時ノ東京府知事ニ建議シ、以テ農會設置準則ヲ發布セシメ、或ハ他町村ニ率先シテ、奧戸村農會ヲ設置シ、稻作及ビ蔬菜ノ立毛品評會ヲ開キ、又農事改良ノ基礎ヲ耕地整理ニ置キ、大字曲金ノ耕地ヲ整理シ、或ハ軍人優待機關トシテ奧戸村兵事義會ヲ組織シ、陣歿兵及ビ凱旋兵ノ爲ニ記念碑ヲ建テ、其ノ家族及ビ遺族ノ爲ニ救助法ヲ設ケタル如キ、或ハ國家及ビ村治ノ功勞者ヲ表彰シ、以テ範ヲ後進ニ示シ、或ハ自ラ金品ヲ捐テ、以テ村內ノ窮乏者及ビ高齡者ヲ賑恤シ、奧戸村事業費ノ豫算超過

額ハ毎ネニ之ヲ補助シ、特ニ征露軍役二箇年間、職務ニ於ケル一切ノ報酬ヲ辭シタルガ如キハ、他ニ其類例ヲ見ザルナリ。又特ニ深ク心ヲ教育ニ用ヒ之ガ普及發達ヲ圖リ、選バレテ村長トナルヤ、遂ニ一村一校主義ヲ實現セシメ、或ハ教育會ヲ組織シ、青年會ヲ設立シ、以テ教育勅語　戊申詔書ノ大旨ヲ奉體セシムルニ努メ、學資會ヲ設ケテ、積蓄シタル教育資金貳千圓ヲ、奥戸村小學校基本財産中ニ寄附シタルガ如キ、其他一々枚擧ニ遑アラズ。而モ同氏ノ施爲スル所、皆國利民福ヲ圖ルニ非ルハ莫ク、又公利公益ニ關スルニ非ルハ莫シ。中央及ビ地方ノ政府、其他公私法人等、同氏ノ功勞ヲ認メ勳章ヲ授ケ徽章ヲ贈リ、或ハ表彰狀、感謝狀、及ビ金品等ヲ寄與シ、以テ之ヲ稱揚スル蓋シ偶然ニアラザルナリ。

予本誌ヲ一讀スルニ、卷首ニ　詔勅ヲ奉揭シ、之ヲ繙ク者ヲシテ、肅然畏敬シテ、忠君愛國ノ念ヲ喚起セシム。既ニシテ本編ニ入リ、章ヲ分ツコト二十、章ノ下、更ニ節アリ、節ノ下、更ニ又項アリ、毎節必ズ概況ヲ擧ゲ、各項必ズ現在ヲ提ケ、以テ既往ニ鑒ミ、將來ヲ慮ルノ深意、益然誌外ニ溢ルル特ニ統計ノ數字ニ至リテハ、則チ推攷ノ詳、調査ノ緻、編纂者ノ苦心想像スルニ餘リアリ。更ニ之ヲ再讀スルニ、村内ノ現住者ハ諸レヲ出生者ノ多キニ比シ、其ノ少キヲ憂ヒ、之カ善後ヲ策シ、或ハ交通水利ノ備ハザルヲ憂ヒ、徐ロニ之ガ完成ヲ期シ、或ハ生産ト消費トヲ較シ、現在農耕ノ薄利ニ觀テ、之カ改良ノ急務ヲ說キ、或ハ義務教育ヲシテ、一村ニ徹底セシムル目的ヲ以テ基金ヲ寄附シタル者アルヲ喜ビ之ヲ稱揚シ、或ハ神社ノ尊フベク、宗教ノ重ンズベキヲ諭トシ、之ト同時ニ社寺ノ合併ハ、社會ヲ裨益スルコト甚ダ大ナル所以ヲ說キ、其實現ヲ希ヒ、或ハ兵役ハ、國民ノ最大義務ニシテ、之ニ服スルハ最高ノ名譽タルヲ論ジ以テ壯丁ヲ鼓舞シ、征清征露征獨ノ三役從軍者ヲ敍述表彰シ、以テ兵役ヲ奬勵シ、或ハ納稅モ亦國

民ノ最大義務ニシテ、之ヲ滞納スル者無キハ一村ノ名譽タルヲ論ジ、且ツ租稅公課賦課方法ノ公平ナルヲ明示シ、以テ納稅者ノ疑惑ト誤解トヲ未然ニ避ケ、之ガ滯納者ナキニ努メ、或ハ員ニ赤十字社、愛國婦人會等ニ加ハリ、慈善惠恤ノ事業ヲ援助スル者ノ多キハ一村ノ名譽タル所以ヲ說キ、其人員及ビ其他慈惠家ヲ列擧シ、以テ慈善公共心ノ鼓舞ニ努メ、或ハ衞生ノ至重ナルヲ說キ、之ガ思想ノ發達ニ資シ、或ハ水害及ビ火災ノ不慮ニ出ツルヲ說キ、以テ水防及消防機關ノ忽諸ニ附スベカラザルヲ誡メ、先輩ノ功勞ヲ稱揚シ、以テ後進ノ磁針ト爲シ、或ハ村條例規則規約ハ、猶ホ國法ト俱ニ嚴守シ誓テ犯スベカラザルヲ訓ヘ、或ハ各種基本財產ノ鞏固ニ努メ、或ハ年ヲ追ヒ財政ノ膨脹スル實況ヲ明示シ、以テ村民ノ自覺心ヲ促シ、而シテ村稅中敎育費其大部分ヲ占ムルハ、村民ノ大ニ誇リト爲スベキ所以ヲ說キ、一面當路爲政者ニ向ヒテ、農村ノ救濟ハ、此ノ義務敎育費ヲ國庫負擔ト爲スト、地租ヲ輕減スルトニ在ルヲ論ジ、之ガ實現ヲ促スガ如キ一々枚擧ニ遑アラズ。編纂者ノ識見、所論ノ眞摯、及ビ民情世態ノ觀察、洵ニ能ク九竅ヲ鑿チタル者、是レ實ニ好箇ノ記念タルヲ失ハズ。關根氏、宰スル所ノ奧戶村ニシテ、此ノ著アル固ヨリ當然ノミ。然リ而シテ予ノ竊ニ惑フ所ノモノアリ、何ゾヤ曰ク、此ノ村ニシテ產業組合ノ組織ナキト、耕地整理ノ未ダ全村ニ行ハレザルトノ二事是レナリ。產業組合ノ事、經濟上一日モ忽諸ニ付スベカラザルヤ、智者ヲ待チテ知ルニアラズ。耕地整理ノ事、曲金既ニ其範ヲ示シテ、亦餘蘊ナキニアラズヤ。望ラクハ村民諸氏、能ク本誌ニ據リテ古ヲ稽ヘ今ニ徵シ、長ヲ取リ短ヲ補ヒ、其ノ美蹟ハ益之ヲ助長シ、其否ラザルモノハ努メテ之ヲ芟除シ、協同一致、銳意村治ヲ圖リ、奧戶村ヲシテ模範自治村タラシメ、以テ卷首ニ奉揭セル　詔勅ノ大旨ニ副ヒ予ノ理想ヲシテ實現セシメ、奧戶村ノ名譽ヲ不

朽ニ傳ヘラレンコトヲ是ヲ序ト爲ス。

大正六年十一月

正七位勳五等宮川九郎

本誌は、

今上陛下　卽位大禮の記念事業と爲し、之れを編纂したるものなり、故に題して卽位記念奥戸村誌と云ふ。其意たる、洽く之を村民に頒ち、永く昌曆を奉頌すると俱に、本村の過去及び現在の村勢を周知せしめ、以て本村の現在計畫に屬する者、及び將來實行を要する者に就き、村民の協力同心を求め、之れが實現を期するに在り。

嚮きに本村有志者、卽位大禮記念と爲し、而して奥戸村史の編纂を企圖し、其材料蒐集中、今の大字細田・曲金・鎌倉新田の有志者、舊村時代の設立に係る學資會の解散に當り、其積立金參千七百拾餘圓の內、金貳千圓を本村小學校基本財產蓄積金中に寄附し、金壹千五百圓を關係大字の教育資金に頒ち、殘額金貳百拾餘圓を以て、學資會の經歷と、國家及び村治に功勞ある者とを敍述したる一小冊子を編纂し、範を後代に垂れんことを欲し、本誌第十八九章に記載せる事項の編纂に著手し、其稿を脫したるに、自ら一小冊子を編纂せんよりは、寧ろ村史編纂事業を贊し、學資會の記事は、寄せて以て村史中の一頁を飾るに如かずと爲し、金貳百拾餘圓と學資會記事材

料とを寄せ來りたるに會ひ、乃ち之れを快諾すると倶に、學資會記事編纂に從事せし者に、村史編纂委員を囑し、共に鋭意編纂中、有志者は又此の如き村史は村事業と爲すに如かずと爲し、之れを本村の事業に移さんことを請ふに至れり。而して其請ひ、村會の容るゝ所と爲りしを以て、本誌は遂に本村の事業に移して之れを編纂するに至りしものなり。

此の經歷を有するが故に、本誌は第一章乃至第十七章の外、教育產業其他國家及び村治功勞者の傳敍に及びし所以なり。若し夫れ本誌にして、村治に資する所あらば則ち望外の幸なり。

大正六年十一月

奥戸村誌編纂委員長奥戸村長　關　根　保　太　郎

一本誌は　緒言に述ぶるが如く、今上陛下　即位大禮の記念と爲し編纂したるものにして、之れを村民に頒ち、永く昌曆を奉頌すると共に、本村の過去及び現在の村勢を周知せしめ、以て本村の現に計畫に屬する者、及び將來に實行を要する者は、協力同心、之れが實現を期するに在り。

一本誌の卷首に　今上　先帝　兩陛下　勅語中の二三を奉揭し、且つ附するに皇室歷代一覽を以てし、其他沿革中に皇室に關する記事あるものは、昌曆を奉頌すると同時に、忠君愛國心の涵養に資せんと欲するの微意に外ならず。

一本誌に附錄を揭げたるは、村民をして、本村を知り、本郡を知り、本府を知り、進で帝國を知り、更に又進で海外の一斑を知らしめんと欲するの婆心のみ。

一本誌の發刊は、大正四年十二月の豫定なりしも、幾多の支障に由りて、意外の日子を要し、以て今日に迨べり、故に本村の沿革に係る記事の如きも、大正四年末に止め、其の後に及ばず。

一本誌は、佐野忠八、田邊柳太郎、杉浦力藏、中野庫太郎、月村德之介、會田常吉、澤口喜太

郎、關根保太郎、山內兼太郎、田中長之助、植村彌太郎、鈴木與八郎、宇田川悅五郎、齋藤佐七、福島信太郎、鈴木八左衞門、町山孫右衞門、杉浦六左衞門、田中權右衞門、關口金太郎、杉浦兼三郎、石川濱次郎、井上誠重、三田泰助、汐澤七五郎、石川源次郎、小川梅太郎、會田政五郎、田中久次郎、汐澤柳吉、鈴木浦藏、坂本竹次郎、平澤午之介、丸山松江、吉田伊右衞門、關根光太郎、市川藤三郎、本橋源、野崎文治、廣澤榮行、關根孝一、山崎平太郎、白井末吉、井上鐵五郎の諸氏が銳意編纂に從事したるものにして、就中、佐野忠八、以下關根保太郎の八氏は、當初學資會の企畫に係る、學資會記事編纂委員より轉じて本村有志者の企畫に係る村史編纂委員と爲り、再轉して本村の本誌編纂委員と爲り、山內兼太郎以下關根孝一の三十四氏は、本村有志者の企畫に係る、村史編纂委員より轉じて本誌編纂委員と爲り、共に本誌の編纂に勵精せられたる結果、此の發刊を見るに至りたるを以て、本村は以上諸氏の盡力を多とし、爰に謝意を表するものなり。

一、又本誌の編纂に關しては、宮川(名は九郎)前南葛飾郡長の指導を受けし事項少からず、本誌の校訂修補の如きは擧げて其勞を執られたり、故に本誌の成るあるは、全く同君の賜ものと謂ふも亦過言にあらざるべし、乃ち謹で謝意を表するものなり。

一、本誌の編纂は、本村有志者の請ひに基くは勿論なりと雖ども、當時野並慶定氏が本村の土地所有の關係上、本村公益事業費中に、金貳千圓の寄附(二千圓の內七百圓を本誌編纂費に充つ。)なかりせば、或は村事業と爲すことを得ざりしやも知る能はざりしなり、故に同氏の寄附は之れが運命を決したるものと謂を得へし。因りて同氏に對しても亦深く感謝の意を表するものなり。

一、本誌は、急遽印刷に附せり、故に載する所の數字等に誤謬脫漏等なきを保せず、此の點に就ては、他日更に改訂を期すべし。看者諸れを諒せよ。

編　者　識

勅語勅諭詔書

今上天皇

一、朝見御儀ノ勅語
二、陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭
三、在郷軍人ニ賜ハリタル勅語
四、即位禮當日紫宸殿御儀勅語
五、教育ニ關スル御沙汰書

先帝明治天皇

一、御誓文
二、徴兵ノ詔書
三、軍人ニ賜ハリタル勅諭
四、市町村制公布ノ上諭文
五、憲法發布ノ勅語
六、教育ニ關スル勅語
七、戊申詔書

附皇統歴代一覽

勅語勅諭詔書

今上天皇

一、朝見御儀勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振励シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛徳鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法

ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ奬順セヨ

大正元年七月三十日

御名御璽

二、陸海軍人ニ賜ハリタル勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ卽チ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ增進セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ效シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ愼ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各々其本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ擧ケ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名御璽

三、在鄉軍人ニ賜ハリタル勅語

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝等在鄉軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛錬シ軍事能力ヲ增進シ鄉ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

大正三年十一月三日

四、卽位禮當日紫宸殿御儀勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ

神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐陬ニ霑洽ス朕今不績ヲ纘キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以ヲ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

大正四年十一月十日

五、教育ニ關スル御沙汰

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ

大正四年十二月十一日

先帝 明治天皇

一、御 誓 文

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル マテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

慶應四年戊辰三月十四日

御諱

二、徴兵ノ詔書

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ兵壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス
固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ
治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ陸海
兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各
國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立ント欲ス汝百官
有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ

明治五年壬申十一月二十八日

三、軍人勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬つから大
伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御
座に即かせられて天下しろめし給ひしより二千五百有餘年を經ぬ此間
世の樣の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから
軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともあ
りつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武
の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衞府を置き左右馬寮を建て防人など設
けられしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も
漸文弱に流れければ兵農おのずから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯
兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士ともの棟梁たる

者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の樣の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より德川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りたれば朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を經ずして海內一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故にこそあれさればこそ此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をば今の樣に建定めぬ夫兵馬の大

權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と賴み汝等は朕を頭首と仰きてぞ其の親は特に深かるべき朕か國家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゞるとに由るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を偕にすべし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く大平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいでや之を左に述べむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ずるも猶偶人にひとしかるべし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存ぜざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるべし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすべし凡軍人には十元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任のものは舊任のものに服從すべきものぞ下級のものは

上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己か隷屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すべし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠まずして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし

一軍人は武勇を尚ふべし夫武勇は我國にては古よりいとも貴べる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞など

せんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く
膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たり
とも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされば武勇を尚
ぶものは常々人に交るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛
けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼な
どの如く思ひなむ心すべき事にこそ

一軍人は信義を重んすべし凡信義を守ること常の道にはあれどわきて
軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし
信とは己が言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされば信義を
盡さむと思はゞ始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思
考すべし朧氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて
信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆと

も其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべか
らずと知り其義はとても守るべからずと悟りなば速に止るこそよけ
れ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の
理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともが禍に遭ひ身
を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く
警めてやはあるべき

一軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれは文弱に流れ輕薄に趨
り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陷りて志も無下に賤くなり節操
も武勇も其甲斐なく世人に爪はじきせらるゝ迄に至りぬべし其身生
涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼
の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり朕深
く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれど猶も其

惡習の出んことを憂ひて心安からねば故に又之を訓ふるぞかし汝等
軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ
右の五箇條は軍人たらんもの暫も忽にすべからずさて之を行はんには
一の誠心こそ大切なれ抑此五箇條は我が軍人の精神にして一の誠心は
又五箇條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの
裝飾にて何の用にかは立つべき心だに誠あれば何事も成るものぞかし
況してや此五箇條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等
軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本
國の蒼生擧りて之を悦びなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御　名

四、自治上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ增進スルコトヲ欲シ
隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ
權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ之ヲ公布セシ
ム

御　名　御　璽

明治二十一年四月十七日

五、憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クル
ノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ卽チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ奬順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ卽チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ增進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持センコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐

シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍內ニ於テ其享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

六、敎育ニ關スル勅語

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ我カ國體ノ精華ニシテ敎育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲

ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

七、戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福

利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ內國運ノ發展ニ須ッ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自疆息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月三日

皇代一覽

（皇統欄の空白なるは皇代の直系は直系の符）

造化ノ三神 天之御中主大神（ミナカヌシノオホカミ）
高皇產靈大神（タカミムスヒノカミ）以上ウマシアシカビヒコヂノカミ 太初
神皇產靈大神（カムミムスヒノカミ）
可美葦芽彥舅神（ウマシアシカビヒコヂノカミ）
天之常立神（アメノトコタチノカミ）
國之常立神（クニノトコタチノカミ）
豐雲野神（トヨクモノノカミ）
宇比地邇神（ウヒヂニノカミ）
須比地邇神（スヒヂニノカミ）
角龔神（ツヌグヒノカミ）
活龔神（イクグヒノカミ）
大斗乘道神（オホトノヂノカミ）
面足神（オモダルノカミ）
大斗乘邊神（オホトノベノカミ）
惶根神（カシコネノカミ）
伊邪那岐大神（イザナギノオホカミ）
伊邪那美大神（イザナミノオホカミ）

天祖 天照皇大神（アマテラスメラオホカミ）
第一 天之忍穗耳尊（第一アメノオシホミミノミコト）
第二 瓊瓊杵尊（第二ニニギノミコト）
第三 天津彥火火出見尊（第三アマツヒコヒコホホデミノミコト）
天津日高彥火瓊瓊杵尊（アマツヒダカヒコホノニニギノミコト）
天津日高彥火火出見尊（アマツヒダカヒコホホデミノミコト）
天津日高武鸕鷀草葺不合尊（アマツヒダカタケウガヤフキアヘズノミコト）以上大古

代數 天皇

皇統（大日本史及び日本政記日本外史に據る）

代數	天皇	皇統	御即位紀元	年號	將軍
一	神武	一	七六一		
二	綏靖	二	八〇一		
三	安寧	三	一一三		
四	懿德	四	一五一		
五	孝昭	五	一八六		
六	孝安	六	二六八		
七	孝靈	七	二六九		
			三七〇		
			三七一		
			四四六		

八	孝元		四四七	
九	開化		五〇三	
一〇	崇神		五〇四	
一一	垂仁		五六三	
一二	景行		五六四	
一三	成務		六三一	
一四	仲哀	景行天皇―日本武尊の御子（成務天皇の皇姪）	六三二	
一五	應神	神功皇后攝政六十九年（八六一―九二九）	七三一	
一六	仁德		七九〇	
一七	履中		八五二	
一八	反正	仁德天皇の皇子（履中天皇の皇弟）	八六〇	
一九	允恭	仁德天皇の皇子（反正天皇の皇弟）	八六一	
二〇	安康	允恭天皇の皇子（安康天皇の皇弟）	八七〇	
二一	雄略		九七三	
二二	清寧		一〇五九	
二三	顯宗	履中天皇―市邊押磐皇子の御子（清寧天皇の皇再從弟）	一〇六〇	
二四	仁賢	履中天皇―市邊押磐皇子の御子（顯宗天皇の皇兄）	一〇六五	
二五	武烈		一〇六六	
二六	繼體	應神天皇―稚海毛二派皇子―太郎子王―彦主人王の御子	一〇七一	
二七	安閑		一〇七二	
二八	宣化	繼體天皇の皇子（安閑天皇の皇弟）	一〇〇六	
二九	欽明	繼體天皇の皇子（宣化天皇の皇弟―母は仁賢天皇の皇女）	一〇〇七	
三〇	敏達		一〇一三	
三一	用明		一一一六	
三二	崇峻	欽明天皇の皇子（用明天皇の皇弟）	一一一七	
三三	推古	欽明天皇の皇女（崇峻天皇の皇妹）	一一三九	
三四	舒明	敏達天皇―押坂彦人皇子の御子（推古天皇の皇從孫）	一一四〇	
三五	皇極	敏達天皇―押坂彦人皇子―茅渟王の御女（舒明皇后）	一一四四	
三六	孝德	敏達天皇―押坂彦人皇子―茅渟王の御子（皇極天皇の皇弟）	一一四五	
三七	齊明	皇極天皇の重祚	一一四七	

以上上古

三八	天智		一一四八	
三九	弘文		一一五八	
四〇	天武		一一五九	
四一	持統		一一六六	
四二	文武		一一六七	
四三	元明		一一九一	
四四	元正		一一九四	
四五	聖武		一一九六	
四六	孝謙		一一九九	
四七	淳仁		一二〇〇	
四八	稱德		一二三一	
四九	光仁		一二三二	
五〇	桓武		一二四五	
五一	平城		一二四六	
五二	嵯峨		一二四八	
五三	淳和		一二五二	
五四	仁明		一二五三	
五五	文德		一二八八	
五六	清和		一二八九	
五七	陽成		一三〇一	
五八	光孝		一三〇四	
五九	宇多		一三〇五	
六〇	醍醐		一三一四	
六一	朱雀		一三二一	
六二	村上		一三二一	
六三	冷泉		一三二一	
六四	圓融		一三二一	
六五	花山		一三二一	
六六	一條		一三二一	
六七	三條		一三二一	
六八	後一條		一三二一	
六九	後朱雀		一三二一	
七〇	後冷泉		一三二一	
七一	後三條		一三二一	
七二	白河		一三二一	
七三	堀河		一三二一	
七四	鳥羽		一三二一	
七五	崇德		一三二一	
七六	近衛		一三二一	
七七	後白河		一三二一	
七八	二條		一三二一	
七九	六條		一三二一	
八〇	高倉		一三二一	
八一	安德		一三二一	
八二	後鳥羽		一三二一	
八三	土御門		一三二一	
八四	順德		一三二一	
八五	仲恭		一三二一	
八六	後堀河		一三二一	
八七	四條		一三二一	
八八	後嵯峨		一三二一	
八九	後深草		一三二一	
九〇	龜山		一三二一	
九一	後宇多		一三二一	
九二	伏見		一三二一	
九三	後伏見		一三二一	
九四	後二條		一三二一	
九五	花園		一三二一	
九六	後醍醐		一三二一	
九七	光明		一三二一	
九八	崇光		一三二一	
九九	後光嚴		一三二一	
一〇〇	後圓融		一三二一	
一〇一	後小松		一三二一	
一〇二	稱光		一三二一	
一〇三	後花園		一三二一	
一〇四	後土御門		一三二一	
一〇五	後柏原		一三二一	
一〇六	後奈良		一三二一	
一〇七	正親町		一三二一	
一〇八	後陽成		一三二一	
一〇九	後水尾		一三二一	
一一〇	明正		一三二一	
一一一	後光明		一三二一	
一一二	後西		一三二一	
一一三	靈元		一三二一	
一一四	東山		一三二一	
一一五	中御門		一三二一	
一一六	櫻町		一三二一	
一一七	桃園		一三二一	
一一八	後櫻町		一三二一	
一一九	後桃園		一三二一	
一二〇	光格		一三二一	
一二一	仁孝		一三二一	
一二二	孝明		一三二一	
一二三	明治		一三二一	
一二四	大正		一三二一	
一二五	今上		一三二一	

皇代一覽

奈良朝時代

三八	天智	舒明天皇の皇子皇母は皇極齊明天皇	一三二二
			一三二一
三九	弘文		一三二二
四〇	天武	舒明天皇の皇子（弘文天皇の皇叔）	一三三三
四一	持統	天智天皇の皇女（天武皇后）	一三四六
四二	文武	天武天皇—草壁親王の御子	一三四七
四三	元明	天智天皇の皇女（文武天皇の皇母）	一三五六
四四	元正	天武天皇—草壁親王の御女（文武天皇の皇姉）	一三六八
四五	聖武	天武天皇の皇子	一三七四
四六	孝謙	女帝	一三七五
四七	淳仁	天武天皇—舍人親王の御子	一三八三
四八	稱徳	孝謙天皇の重祚	一四〇八
四九	光仁	天智天皇—施基皇子の御子	一四〇九
五〇	桓武		一四一八
五一	平城		一四二四
五二	嵯峨	桓武天皇の皇子（平城天皇の皇弟）	一四二五
五三	淳和	桓武天皇の皇子（嵯峨天皇の皇弟）	一四三〇
五四	仁明	嵯峨天皇の皇子（淳和天皇の皇姪）	一四四一
五五	文徳		一四四二
五六	清和		一四四五
五七	陽成		一四六六
五八	光孝	仁明天皇の皇子（陽成天皇の皇大叔）	一四六九
五九	宇多		一四八三
六〇	醍醐		一四八四
六一	朱雀	醍醐天皇の皇子（朱雀天皇の皇弟）	一四九三
六二	村上	醍醐天皇の皇子（朱雀天皇の皇弟）	一五〇一
六三	冷泉		一五一一
六四	圓融	村上天皇の皇子（冷泉天皇の皇弟）	一五三〇
六五	花山	冷泉天皇の皇子（圓融天皇の皇姪）	一五六四
六六	一條	圓融天皇の皇子（花山天皇の皇從弟）	一五六七
六七	三條	冷泉天皇の皇子（一條天皇の皇從弟）	一六七六

五三	淳和	桓武天皇の皇子（嵯峨天皇の皇弟）	一四八四
五四	仁明	嵯峨天皇の皇子（淳和天皇の皇姪）	一四九三
五五	文徳		一四九四
五六	清和		一五一一
五七	陽成		一五三七
五八	光孝	仁明天皇の皇子（陽成天皇の皇大叔）	一五四五
五九	宇多		一五四八
六〇	醍醐		一五五四
六一	朱雀		一五五八
六二	村上	醍醐天皇の皇子（朱雀天皇の皇弟）	一五九一
六三	冷泉		一六〇六
六四	圓融	村上天皇の皇子（冷泉天皇の皇弟）	一六〇七
六五	花山	冷泉天皇の皇子（圓融天皇の皇姪）	一六二八
六六	一條	圓融天皇の皇子（花山天皇の皇從弟）	一六三〇
六七	三條	冷泉天皇の皇子（一條天皇の皇從弟）	一六七二

時代

六八 後一條 一條天皇の皇子（三條天皇の皇從姪） 一六七七、寛仁四、治安三、一六九六、萬壽四、長元九、

六九 後朱雀 一條天皇の皇子（後一條天皇の皇弟） 一七〇五、長曆三、長久四、寛德二、

七〇 後冷泉 一七〇六、永承七、天喜五、一七二八、康平七、治曆四、

七一 後三條 後朱雀天皇の皇弟皇（後冷泉天皇の皇弟皇女）の皇子（母は三條天皇の皇女） 一七二九、延久四、

七二 白河 一七三三、延久一、承保三、承曆四、一七四六、永保三、應德三、

七三 堀河 一七四七、寛治七、嘉保二、永長一、承德二、康和五、長治二、嘉承二、一七六八、

七四 鳥羽 一七六八、天仁二、天永三、永久五、一七八三、元永二、保安四、

七五 崇德 一七八四、天治二、大治五、天承一、一八〇一、長承三、保延六、永治一、

七六 近衞 鳥羽天皇の皇子（崇德天皇の皇弟） 一八〇二、康治二、天養一、久安六、一八一五、仁平三、久壽二、

七七 後白河 鳥羽天皇の皇子（近衞天皇の皇兄） 一八一六、保元三、一八一八、

七八 二條 一八一九、平治一、永曆一、應保二、一八二五、長寬二、永萬一、

七九 六條 一八二六、仁安三、一八二八、

八〇 高倉 後白河天皇の皇子（六條天皇の皇叔） 一八二九、嘉應二、承安四、一八四〇、安元二、治承四、

八一 安德 一八四一、養和一、一八四三、壽永二、

八二 後鳥羽 高倉天皇の皇子（安德天皇の皇弟） 一八四四、元曆一、文治五、一八五八、建久九、

源 賴朝 執權北條時政

二八

鎌倉時代

八三 土御 一八五九、正治二、建仁三、元久二、一八七〇、建永一、承元四、

八四 順德 後鳥羽天皇の皇子（土御門天皇の皇弟） 一八七一、建曆二、建保六、一八八〇、承久二、

八五 仲恭 一八八一、承久一、

八六 後堀河 高倉天皇—守貞親王（仲恭天皇の御子）の皇從叔） 一八八二、貞應二、元仁一、嘉祿二、一八八九、安貞二、寛喜三、貞永一、

八七 四條 一八九〇、天福一、文曆一、嘉禎三、一八九二、曆仁一、延應一、仁治三、

八八 後嵯峨 土御門天皇の皇子（四條天皇の皇再從弟） 一八九三、寛元四、一八九六、

八九 後深草 一八九七、寶治二、建長七、康元一、一九〇六、正嘉二、正元一、

九〇 龜山 後嵯峨天皇の皇子（後深草天皇の皇弟） 一九〇七、文應一、弘長三、一九二〇、文永一、

九一 後宇多 （大覺寺統の祖） 一九三四、建治、三弘安一〇、一九三五、

九二 伏見 後深草天皇の皇子（後宇多天皇の皇弟、持明院統の祖） 一九四七、正應五、永仁六、一九四八、一九五八、

九三 後伏見 一九五九、正安三、一九六一、

九四 後二條 御宇多天皇の皇子（後伏見天皇の皇再從弟） 一九六二、乾元一、嘉元三、一九六八、德治二、延慶一、

九五 花園 伏見天皇の皇子（後二條天皇の皇再從弟） 一九六九、延慶二、應長一、一九七八、正和五、文保二、元應二、元亨三、正中二、嘉曆三、元德二、元弘三、建武二、延元三、

九六 後醍醐 後宇多天皇の皇子（花園天皇の皇再從弟） 一九七九、一九九八、正慶二、一九九三、

源 賴家 執權北條義時

源 實朝 執權北條義時

藤原賴經 執權北條泰時 同 北條經時

藤原賴嗣 執權北條時賴 宗尊親王 執權北條時宗

惟康親王 執權北條貞時

久明親王 執權北條貞時

守邦親王 執權北條高時 譴良親王 成良親王

初名 足利尊氏 高氏

皇代一覽

光嚴

皇代一覽

時代				
室町時代	九七	後村上	光明	一九九六、建武二、暦應四、二〇〇八、康永三、貞和四、
			崇光	一九九九、延元一、興國六、二〇二八、正平三、
			後光嚴	二〇〇九、貞和一、觀應二、
	九八	長慶		二〇一一、文和四、延文五、康安一、二〇三一、貞治六、應安四、
	九九	後龜山（後村上天皇の皇子（長慶天皇の皇弟）（傳ニ位後小松ニ）		二〇二九、正平一、
			後圓融	二〇三〇、建德二、文中三、天授六、二〇五二、弘和三、元中九、
	一〇〇	後小松（後伏見天皇—彌仁王—緒仁王の御子）		二〇三二、（應永一、嘉慶二、康應二、後小松明德三、平德二、） 二〇四一、
	一〇一	稱光		二〇五三、元中一、應永一九、 二〇七二、
	一〇二	後花園（後伏見天皇—量仁親王—興仁王の御子（彌光天皇の再從弟））		二〇七三、應永一五、正長一、 二〇八八、
	一〇三	後土御門		永享一二、嘉吉三、文安五、寶德三、享德三、康正二、長祿三、寬正五、 二〇八九、 二一二四、
	一〇四	後柏原		寬正二、文正一、應仁二、文明一八、長享二、延德三、明應九、 二一二五、 二一六〇、
	一〇五	後奈良		文龜三、永正一七、 二一六一、 大永六、
	一〇六	正親町		大永一、享祿四、 二一八七、 天文二三、弘治三、
				永祿一二、元龜三、 二二一八、 天正一四、 二二四六、
安土桃山時代	一〇七	後陽成（正親町—誠仁（正親町天皇の皇子）親王の御子）		天正五、文祿四、 二二四七、 慶長一六、 二二七一、

（督稱五十七年間）

足利義滿	建武二年建武式目を定めて以て自ら將軍と稱す 正平十三年薨明に臣事す	一九九六、建武二、暦應四、二〇〇八、康永三、貞和四、 一九九九、延元一、興國六、二〇二八、正平三、
足利義詮	自稱如例	二〇〇九、貞和一、觀應二、 二〇一一、文和四、延文五、康安一、二〇三一、貞治六、應安四、
足利義滿	正平二十三年義詮の薨後を承け中年に至るまで五代共に朝政を攬ぎ（日本外史に據る）	二〇二九、正平一、
足利義量		二〇三〇、建德二、文中三、天授六、二〇五二、弘和三、元中九、
足利義教		二〇三二、（應永一、嘉慶二、康應二、後小松明德三、平德二、） 二〇四一、
足利義勝		二〇五三、元中一、應永一九、 二〇七二、
足利義政		二〇七三、應永一五、正長一、 二〇八八、
足利義尚		永享一二、嘉吉三、文安五、寶德三、享德三、康正二、長祿三、寬正五、 二〇八九、 二一二四、
足利義植		寬正二、文正一、應仁二、文明一八、長享二、延德三、明應九、 二一二五、 二一六〇、
足利義澄		文龜三、永正一七、 二一六一、 大永六、
足利義稙		大永一、享祿四、 二一八七、 天文二三、弘治三、
足利義晴		永祿一二、元龜三、 二二一八、 天正一四、 二二四六、
足利義輝		
足利義昭		
織田信長		
豐臣秀吉		

時代				
江戸時代	一〇八	後水尾	德川家康	慶長三、元和九、 二一二七、 二一二八九、 寬永六、
	一〇九	明正（女帝）	德川秀忠	寬永一四、 二一三〇三、
	一一	後光明（後水尾天皇の皇子（明正天皇の皇弟））	德川家光	正保四、慶安四、 二一三〇四、 二一三一四、
	一一一	後西院（後水尾天皇の皇子（後光明天皇の皇弟））	德川家綱	明暦三、萬治三、 二一三一五、 寬文二、 二一三二二、
	一一二	靈元（後水尾天皇の皇子（後四院天皇の皇弟））		寬文一〇、延寶八、 二一三三三、 天和三、貞享二、 二一三四五、
	一一三	東山	德川綱吉	貞享二、元祿一六、 二一三四六、 寶永六、
	一一四	中御門	德川家宣 德川家綱	寶永一、正德五、 二一三七〇、 享保二〇、 二一三九五、
	一一五	櫻町	德川吉宗	元文五、寬保三、 二一三九六、 延享三、 二一四〇七、
	一一六	桃園	德川家重	延享一、寬延三、 二一四〇八、 寶暦二二、 二一四二二、
後櫻町（櫻町天皇の皇女（桃園天皇の皇姉））	一一七			寶暦一、明和七、 二一四二三、 二一四三〇、
後桃園（桃園天皇の皇子）	一一八		德川家治	明和二、安永八、 二一四三一、 二一四三九、
光格（東山天皇—直仁親王—典仁親王の御子（後桃園天皇の皇再從叔））	一一九		德川家齊	安永一、天明八、寬政一二、 二一四四〇、 享和三、文化一三、 二一四七六、
仁孝	一二〇		德川家慶	文化一、文政一二、 二一四七七、 天保一四、弘化三、 二一五〇六、
孝明	一二一		德川家定 德川家茂	弘化一、嘉永六、安政六、萬延一、文久三、元治一、慶應三、 二一五〇七、 二一五二六、
明治	一二二		德川慶喜	明治四四、 二一五二七、 二一七一、

皇代一覽

皇室一覽

百二十三代 今上天皇 明治天皇第三皇子	御名 嘉仁	御降誕	明治十二年巳卯八月三十一日	
		立太子	明治二十二年己丑十一月三日	卽位禮 大正四年乙卯十一月十日
		御踐祚	大正元年壬子七月三十日	大嘗祭 大正四年乙卯十一月十四日
皇后宮 故從一位大勳位公爵九條道孝第四女	御名 節子	御誕生	明治十七年甲申六月二十五日	
		御入內	同 三十三年庚子五月十日	立后 大正元年壬子七月三十日
皇太子	御名 裕仁	御誕生	同三十四年辛丑四月二十九日	立太子式 大正五年丙辰十一月三日
淳宮 第二皇子	御名 雍仁	御誕生	同三十五年壬寅六月二十五日	
高松宮 第三皇子	御名 宣仁	御誕生	同 三十八年乙巳一月三日	

卽位記念

奥戸村誌

目次

第一章　奥戸村の沿革……一
第二章　本村の位置經緯度地圖
第一節　位置……四二
第二節　經緯度……四二
第三節　地圖……四三
第三章　本村の地勢地質
第一節　地勢……四三
第二節　地質……四三
第一項　畑土定量分析成績表……四四
第二項　酸性土壤調査表……四四
第四章　本村の面積及廣袤
第一節　面積及廣袤……四六
第五章　本村の氣候及土地
第一節　氣候……四六

第一項　溫度風向降水量……四七
第二項　霜雪の時季……四七
第二節　土　地……四八
第一項　大字及小字名……四九
第二項　地目段別地價及筆數……五一
第三項　土地の等級及段又は百坪當地價金……五五
一、宅地の等級及百坪當地價金　二、田の等級及段當地價金　三、畑の等級及段當地價金
・四、山林原野其他の等級及段當地價金
附　一、舊村村位田畑等級利子一覽　二、舊田畑地價金段當表
第四項　土地區劃の大小……五八
一、田の部　二、畑の部　三、宅地の部
第五項　各大字の土地所有者階級別……六一
一、田の部　二、畑の部　三、宅地の部
第六項　村内住民の他町村土地所有者段別……六五
第七項　他町村民の本村土地所有者段別……六七
第八項　土地段別地價地租戶口當……六八
第九項　戶口當耕作段別……六九
第十項　田畑自作地及小作地段別……七〇
第十一項　小作料及賃貸料……七一
一、田の部　二、畑の部　三、宅地の部
第六章　本村の戶數人口及建物
第一節　戶數及人口……七二
第一項　戶數及人口……七四
一、年度別戶數及人口　二、大字別戶數及人口
第二項　本籍人口戶主家族別……七六
一、年度別本籍人口戶主家族　二、大字別　同上
第三項　本籍人口動態……七八
一、年度別本籍人口動態　二、大字別　同上
第四項　出入人口……七九
第五項　現住戶數及建物坪數……八〇
第二節　職業別戶數……八一
第一項　職業別戶數……八一
一、農工商雜業戶數及人口　二、農業專業及農業者の兼業戶數人口　三、自作小作及自作兼小作者戶數

第七章　本村の交通及水利

第一節　交通……九四

第一項　渡船場……一〇一

第二項　汽車及電車……一〇一

第三項　道路……一〇二

一、府費支辨道路　二、府費補助道路　三、府費支辨府費補助の有資格道路　四、村費負擔の道路

第四項　橋梁……一〇五

一、府費支辨橋梁　二、府費補助橋梁　三、府費支辨府費補助の有資格橋梁　四、村費負擔の橋梁

第五項　郵便……一〇七

第六項　各地距離……一〇七

一、本村役場より村内各所に至る距離　二、奥戸尋常高等小學校より附近要地に至る距離

第二節　水利……一一〇

第一項　奥戸村第一部第二部第三部普通水利組合……一一四

一、組合の區域　二、組合費

第二項　小岩田普通水利組合……一一四

一、組合の區域　二、組合費

第三項　小松川境川普通水利組合……一一五

一、組合の區域　二、組合費

第四項　上之割　上下之割普通水利組合所屬用惡水路……一一五

一、上之割普通水利組合所屬用水路　二、上下之割同上所屬用惡水路　三、上之割同上扒樋　閘門　四、上下之割同上關枠

第五項　上之割　上下之割普通水利組合費本村負擔額……一一八

第六項　同上水利組合の區域……一一八

一、組合の區域　二、水路の延長　三、組合費

第七項　東葛西水害豫防組合……一一九

一、組合の區域　二、組合費

第八項　堤防……一二〇

一、中川堤防　二、境川堤防　三、其他の堤防

第三節　車輛及船舶……一二一

第一項　車輛及船舶……一二二

一、車輛　二、船舶

第八章　本村の産業

第一節　生業及生産費……一二三

目　次

第一項　農業收入……一二七
一、米麥菽生產額　二、蔬菜其他の生產額　三、畜產收入　四、副業收入　五、肥料其他の收入
第二項　工業收入……一三〇
第三項　商業收入……一三二
第四項　報酬諸給及雜業收入……一三四
一、報酬諸給收入　二、雜業收入
第五項　農業生產費（消費額）……一三六
一、肥料費　二、種苗費其他　三、農家生計諸費
第六項　副業生產費……一三八
第七項　工業費……一四一
一、工業生產費　二、生計諸費
第八項　商業費……一四三
一、營業諸費　二、生計諸費
第九項　報酬諸給及雜業費……一四四
一、報酬諸給雜業諸費　二、生計諸費
第十項　諸稅諸負擔……一四四
第十一項　收支對照……一四四
第十二項　收支戶口當……一四五
第二節　上平井布海苔製造業……一四六
第三節　奧戶村農會……一四八
第一項　會　規……一五四
一、奧戶村農會々則　二、農事改良普及委員設置規程　三、苗代及稻作立毛品評會規程
四、蔬菜立毛品評會規程　五、採種田設置規程
第二項　施　設……一六〇
一、施設事項一覽　二、事業費　三、農產物品評會　四、苗代品評會受賞者　五、稻作立毛品評會受賞者　六、蔬菜立毛品評會受賞者　七、奧戶村農會外四ケ町村農會聯合第二回農產物品評會
第三項　經費豫算其他役員……一六五
一、大正四年度奧戶村農會豫算　二、役員
附　東京府立農事試驗場試驗成績摘要……一六九
一、酸性土壤試驗　二、肥料三要素適量試驗　三、水田耕鋤深淺に對する肥料試驗
四、肥料分析表
第九章　本村の教育
第一節　小學校……一七八

第一項　學齡兒童……一八五
一、學齡兒童表(上下)
第二節　奥戸尋常高等小學校……一八六
第一項　沿革……一八六
第二項　就學兒童……一九九
第三項　自明治三十六年至大正四年在學兒童……二〇〇
第四項　同上卒業生……二〇一
第五項　校舍……二〇二
第六項　學級編制……二〇三
第七項　職員……二〇四
第八項　校規……二〇五
第九項　學年曆……二〇六
第十項　校歌……二〇九
第十一項　職員心得……二〇九
一、職員今日の一日　二、職員週の一日　三、職員月の一日　四、職員學期中の一日
五、職員年に一回
第十二項　施設事項……二一五

一、訓練上　二、養護上　三、管理上　四、教授上　五、地方教化上
第十三項　選奨兒童……二二五
第十四項　特志寄附者……二二七
第三節　上平井尋常小學校……二二九
第一項　沿革……二二九
第二項　就學兒童……二三三
第三項　校舍……二三三
第四項　學級編制……二三三
第五項　職員……二三四
第六項　校規……二三五
一、職員の服務　二、儀式次第　三、教授　四、管理及訓練　五、子守教育　六、學校と家庭との連絡
第七項　學年曆……二三九
第八項　校歌……二四一
第九項　特志寄附者……二四二
第四節　奥戸實業補習學校……二四三
第一項　校舍、學科、職員……二四四

目次

第二項　生徒、卒業者……二四四
第五節　上平井實業補習學校
第一項　校舍、學科、職員……二四四
第六節　本村の教育團……二四四
第一項　奥戸村教育會……二四五
一、會規　奥戸村教育會規則
第二項　奥戸小學校々友會……二四七
一、記事　二、會規　奥戸小學校々友會々則　三、善行者の表彰
第三項　上平井同窓會……二五六
一、記事
第七節　本村の青年團……二五八
第一項　奥戸村青年會……二五八
附　田中陸軍中將所著壯丁讀本中の一章帝國の青年
一、會規奥戸村青年會々則　二、役員　三、會員

第十章　本村の兵事

第一節　兵事……二六五
附　大政官の告諭
附　田中陸軍中將所著壯丁讀本中の一章
（イ）兵役の義務　（ロ）徴兵檢査
第一項　徴兵……二七四
一、徴兵人員　二、壯丁體格檢査成績　三、壯丁學力程度　四、壯丁者の身長體量　五、現役兵　六、歸休兵　七、豫備役人員　八、後備役人員　九、補充兵既教育人員　十、補充兵未教育人員　十一、第一國民兵人員　十二、第二國民兵人員　十三、寄留者豫備役及補充兵人員　十四、勤務演習召集人員　十五、自明治二二年至同三六年歸鄉兵及從軍者……二八三　十六、自明治三十六年至同三九年歸鄉兵及從軍者　十七、三十七八年戰役中の戰病死者　十八、自明治三九年至大正元年歸鄉兵　十九、自大正元年至同四年歸鄉兵　二十、征獨從軍者　二十一、現役者
第二項　奥戸村兵事義會……二九五
一、會規　（イ）奥戸村兵事義會々則　（ロ）出征軍人家族扶助規程　（ハ）征獨戰役に關する出征軍人家族扶助規定
第三項　帝國在鄉軍人會奥戸村分會……二九八
附（一）内帑金御下賜に關する御沙汰書及奉答文含旨訓示等　（二）帝國在鄉軍人に賜はりたる勅語に對する奉答文其他　（三）田中陸軍中將著壯丁讀本中の一章在鄉軍人
一、會規　（イ）規約　（ロ）資金保管出納規程
二、役員　三、會員
第四項　帝國海事協會……三一六
一、會員及醵金

第十一章　本村の慈惠

目次

第一節　慈恵……三一七
第一項　日本赤十字……三一七
第二項　愛國婦人會……三一〇
第十二章　本村の衛生……三一一
第一節　衛生……三一一
第一項　醫師及産婆……三一一
第二項　種痘……三一四
一、大正四年度大字別公種痘人員　二、自明治四二年至大正四年公種痘人員……三一五
第三項　大正三年度現住者死亡病症別……三一六
第四項　奥戸村衛生組合……三一八
一、會規　奥戸村衛生組合規約
第十三章　本村の警備……三二〇
第一節　警備……三二〇
第一項　消防組……三二三
一、組織　二、職員　附舊組頭　三、消防器具　四、消防器具置場及火の見梯子位置　五、給與金品　六、自明治二五年至大正四年火災表
第二項　警察官署……三二七

一、巡査駐在所　二、駐在巡査の異動
第十四章　本村の社寺……三三九
第一節　神社……三三九
第一項　村社……三三九
附　天祖神社　八劔神社の棟札
第二項　無格社……三四五
第三項　氏子惣代……三四六
第二節　寺院……三四七
第一項　寺院……三四八
附　正福寺　觀藏寺　宗念寺の由來
第二項　檀家惣代……三五四
第十五章　本村の行政及代議機關……三五五
第一節　行政吏員及代議員……三五五
第一項　村長及役場吏員……三五九
一、在職者　二、退職者　(イ)退職村長　(ロ)退職助役　(ハ)退職收入役　(ニ)退職書記　(ホ)退職使丁
第二項　村會議員……三六二

一、在職者　二、退職者
第三項　區長及代理者……三六五
一、區長及代理者　二、舊字頭
第四項　學務委員……三六六
一、在職者　二、退職者
第五項　本村普通水利組合議員……三六七
一、奥戸村第一部普通水利組合議員　二、同第二部普通水利組合議員　三、同第三部普通水利組合議員
第六項　他普通水利組合役員……三六七
一、上之割普通水利組合議員　二、上下之割普通水利組合議員　三、東葛西水害豫防組合議員　四、同組合常設委員及水防委員　五、小岩田普通水利組合議員　六、小松川境川普通水利組合議員
第七項　郡會議員……三六九
一、在職者　二、退職者
第八項　議會……三六九
一、村會議員選舉人　二、郡會議員選舉人　三、府會議員選舉人　四、衆議院議員選舉人
第十六章　本村の條例規則程規約
第一節　條例規則程規約……三七〇
第一項　條例……三七三
一、公告式條例　二、手數料條例　三、督促手數料條例　四、基本財産蓄積條例
第二項　規則程……三七七
一、村稅賦課徵收規則　二、區長設置規程　三、役場處務規程　四、會計規程　五、物品出納規程　六、村有財産管理規程　七、名譽職員報酬費用辨償額及其支給規程　八、有給吏員給料額及其支給規程　九、有給吏員旅費支給規程　十、學校職員役場吏員賄料支給規程　一一、學校教員住宅料支給規程　一二、學校使丁定員給料額竝支給規程　一三、村會議事規則　一四、村會傍聽人取締規則
第三項　規約……四一四
一、學校基本財産寄附申合　二、學校卒業生謝恩金寄附申合　三、奥戸村規約
第十七章　本村の財政財産租稅公課
第一節　財政……四二二
第一項　歳入歳出豫算……四二五
一、大正四年度奥戸村歳入出豫算　二、明治二十三年度歳入出豫算
第二項　自明治三十八年度至大正三年度歳入歳出決算……四二九
第二節　村有財産……四三二
第一項　村有財産……四三二
一、動産　二、不動産

第二項　基本財産利殖蓄積豫定……四三八
一、村有基本財産　二、小學校基本財産　三、罹災救助基金
第三節　租稅公課……四四五
第一項　國稅府稅村稅水利組合費……四四八
一、國稅　二、府稅　三、村稅　四、水利組合費
第二項　府稅村稅水利組合費賦課累年比較……四五一
一、府稅　二、村稅　三、水利組合費
第三項　府稅戶數割賦課方法……四五四
一、大正四年度府稅戶數割賦課方法
第十八章　本村の施設事業
第一節　施設事業……四五八
第一項　學資會……四五九
一、學資會發起者　二、趣意書及會則摘要　三、學資會積立金寄附申請書　四、當勳局の賞狀寫
第二項　曲金耕地整理……四六八
一、曲金地區整理地新舊比較一覽　二、整理費收支一覽
附　曲金耕地整理記念碑
第三項　村治功勞者の表彰……四七二
一、二十五年勤續者　二、其他の功勞者
第四項　橋梁の架設……四七五
一、奥戸橋架設發起出願者　二、奥戸村中川架橋組合規約　三、奥戸村中川架橋組合役員
第十九章　本村の有位帶勳者及功勞者
第一項　功勞者……四八二
第一項　村治功勞者……四八二
一、關根柳介氏　二、山内兼太郎氏　三、山内百之助氏　四、關根保太郎氏　附、關根いち子　五、吉田伊右衛門氏　六、中野藤助氏　七、杉浦柳吉氏　八、鈴木八左衛門氏　九、關根藤四郎氏　十、市川藤三郎氏　十一、就職十箇年以上の村會議員諸氏
第二項　敎育功勞者……五一〇
一、平澤午之介氏　二、廣川新十郎氏　三、佐藤彦四郎氏
第二節　有位帶勳者……五一八
第一項　帶勳功級者……五一八
第二項　有位帶勳者……五二五
第二十章　擧式祝辭類
第一節　奥戸村農會に關する式辭祝辭……五三一
第一項　奥戸村農會發會式……五三一
一、關根同會長の式辭　二、岩田南葛飾郡農談會長の祝辭　三、山内村長の祝辭

目　次

第二項　奥戸村農會主催南葛飾郡農產物品評會褒賞授與式……五三三
一、岩田南葛飾郡長の告辭
第三項　奥戸村農會第一回苗代及稻作立毛品評會……五三四
一、關根村農會長の式辭　二、鎌形審査長の審査報告　三、鷲見南葛飾郡農會長の告辭
四、山内本會副會長の祝辭
第四項　第二回苗代及稻作立毛品評會……五三八
一、熊谷南葛飾郡長の式辭　二、出品人惣代の答辭
第五項　第三回苗代及稻作立毛品評會……五三九
一、同品評會記事
第六項　第四回苗代及稻作立毛品評會……五三九
一、關根同會長の式辭　二、井野南葛飾郡長の告辭
第七項　第五回苗代及第一回蔬菜立毛品評會……五四一
一、阻根同會長の式辭　二、井野南葛飾郡長の告辭
追加、第五回稻作立毛品評會
一、井野南葛飾郡長の告辭
第八項　本村農會外四箇町村農會聯合第二回農產物品評會……五四三
一、關根同聯合品評會長の式辭　二、佐々木審査長の審査報告　三、宗像東京府農會長の
告辭　四、熊谷南葛飾郡農會長の祝辭　五、出品人惣代の答辭

第二節　本村小學校開校式に關する報告祝辭竝答辭……五四七
第一項　奥戸尋常高等小學校開校式……五四七
一、關根本村長の報告　二、千家東京府知事の告辭　三、宮川南葛飾郡長の祝辭
四、奈良林郡會議長の祝辭　五、平澤同校長の答辭
第二項　上平井尋常小學校開校式……五五三
一、關根本村長の式辭　二、井野南葛飾郡長の告辭　三、町山住民惣代の謝辭
四、增田同校長の答辭
第三節　奥戸村青年會發會式に關する式辭祝辭……五五六
一、關根同會長の式辭　二、井野南葛飾郡長の告辭　三、杉浦村會議員の祝辭
第四節　奥戸村兵事義會兵員慰勞會に關する祝辭……五六〇
第一項　臨時兵員慰勞會……五六〇
一、山内臨時兵員慰勞會長の式辭　二、岩田南葛飾郡長の祝辭
四、坂部村醫の祝辭　五、田島軍曹の答辭
第二項　明治三十三年開催兵員慰勞會……五六四
一、吉田助役の祝辭
第三項　明治三十六年開催兵員慰勞會……五六五
一、關根村長の祝辭　二、月村歸鄉兵惣代の答辭
第四項　明治三十九年開催兵員慰勞會……五六七

一、關根兵事義會長の告辭　二、武市南葛飾郡長の祝辭　三、平澤校長の祝辭
第五項　大正二年開催兵員慰勞會……五七一
一、關根兵事義會長の式辭　二、平澤校長の祝辭
第六項　大正三年開催兵員慰勞會……五七三
一、關根兵事義會長の式辭　二、井野南葛飾郡長の祝辭　三、平澤校長の祝辭
四、會田歸鄉兵慰勞の答辭
第五節　奥戸村々制施行二十五年祝賀會……五七六
一、關根同會長の式辭　二、熊谷南葛飾郡長の祝辭　三、平澤校長の祝辭
四、吉田助役市川書記の答辭
第六節　中川架橋開橋式……五七九
一、關根架橋組合理事長の式辭　二、熊谷南葛飾郡長の祝辭　三、宮川前郡長の祝辭
四、鷲見前郡長の祝文　五、林小松川警察署長の祝辭　六、杉浦村會議員の祝辭
七、山内架橋組合惣代の答辭

附錄目次

第一款　東京府南葛飾郡一覽
一　郡役所々在地……一
二　郡の面積及廣袤……一

三　郡内各町村別現住戸數及人口……二
四　同上有租地段別及地價……三
五　郡内各町村費比較……五
六　同上教育費比較……六
七　本税一圓に對する各町村税課率……八
八　自作地及小作地……九
九　主要農產物……一〇
一〇　主要水產物……一一
一一　主要工產物……一一
一二　會　社……一二
一三　工　場……一二
一四　諸税額……一三
一五　町村立小學校及學齡兒童……一三
一六　陸海軍兵員……一四
一七　徴　兵……一五
一八　社　寺……一五

一九　醫師藥劑師產婆……一六
二〇　車輛及船舶……一六
二一　家畜……一七
二二　家禽……一七
二三　日本赤十字社南葛飾郡委員部社員……一八
二四　郡內町村間及東京市間里程……二〇

附鐵道哩數

第二款　東京府一覽

一　各郡市東京府全管面積廣袤里程……二一
二　現住戶數及人口……二二
三　各郡有租地段別及地價……二三
四　同上農業戶數……二四
五　同上米作付段別及收穫高累年比較……二五
六　同上麥作付段別及收穫高累年比較……二五
七　同上菽類其他作付段別及收穫高……二六
八　同上蔬菜作付段別及收穫高……二七
九　同上工產物……二七
一〇　同上水產漁獲物及水產製造物……二八
一一　同上國稅收入濟額……二九
一二　同上府稅……二九
一三　同上町村稅……三〇
一四　府費收入支出……三一
一五　東京府郡部府稅賦課規則摘要……三六

第三款　國勢一覽

一　本邦位置……三九
二　面積……三九
三　民有地……四一
四　廳府縣郡區市町村及官廳役所役場數……四二
五　道府縣別人口戶數……四三
六　重要農產物作付段別及收穫高……四五
七　輸出入物品價額品類別……四六
八　鐵道哩程……四九

九　東京日本橋より各府縣廳所在地に至る里程……五一
一〇　學校及教員學生々徒……五三
一一　神社及神官神職……五五
一二　寺院佛堂及住職……五五
一三　陸軍各師團配備表……五六
一四　陸軍管區表……六二
一五　軍艦一覽表……六三
一六　海軍管區表……六五
一七　大正四年度歳入出豫算摘要……六六
一八　國稅々率納期其他……六八
一九　貨幣鑄造高……七四
二〇　國債（未償還）額……七五

朝鮮之部

一　現住戶口表……七六
二　農業者數表……七七
三　耕地及未墾地面積表……七八
四　主要農產物作付段別及收穫高表……七九

臺灣之部

一　廳名……八一
二　現住人口廳別……八二
三　有租地無租地及免租年期地……八三
四　稻作及收穫高……八四
五　重要農產物收穫高……八五
六　漁獲物及水產製造物價額……八六

樺太之部

一　支廳及郡名……八六
二　現住人口戶數……八六
三　農業者戶口及耕地段別……八七
四　農產物收穫高……八八
五　重要水產物製造高……八八

租借地關東州之部

一　面積……八九

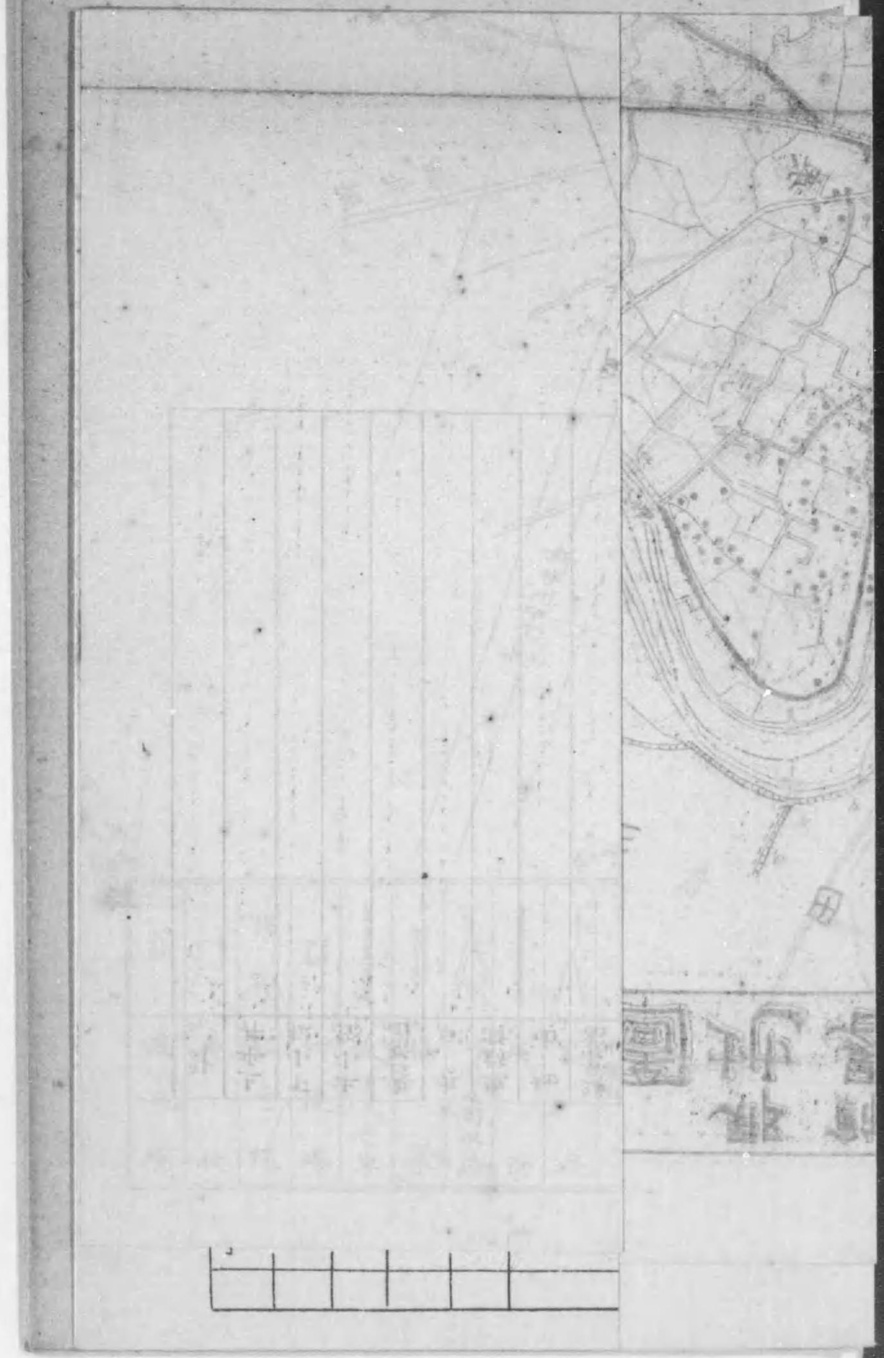

目次終

附錄目次

二　人口及戶數地方別……八九
三　農業戶數及人員……九一
四　農產物（穀類）收穫高……九二
第四款　歐羅巴一班
一　主權者一覽……九二
二　面積及人口……九四
三　歲入及國債……九六
四　外國貿易……九八
五　國防費……一〇〇
六　兵力……一〇一
第五款　雜事
一　東京市物價累年比較……一一四
二　內外貨幣度量衡比較……一一五
三　年數早見表……一一八

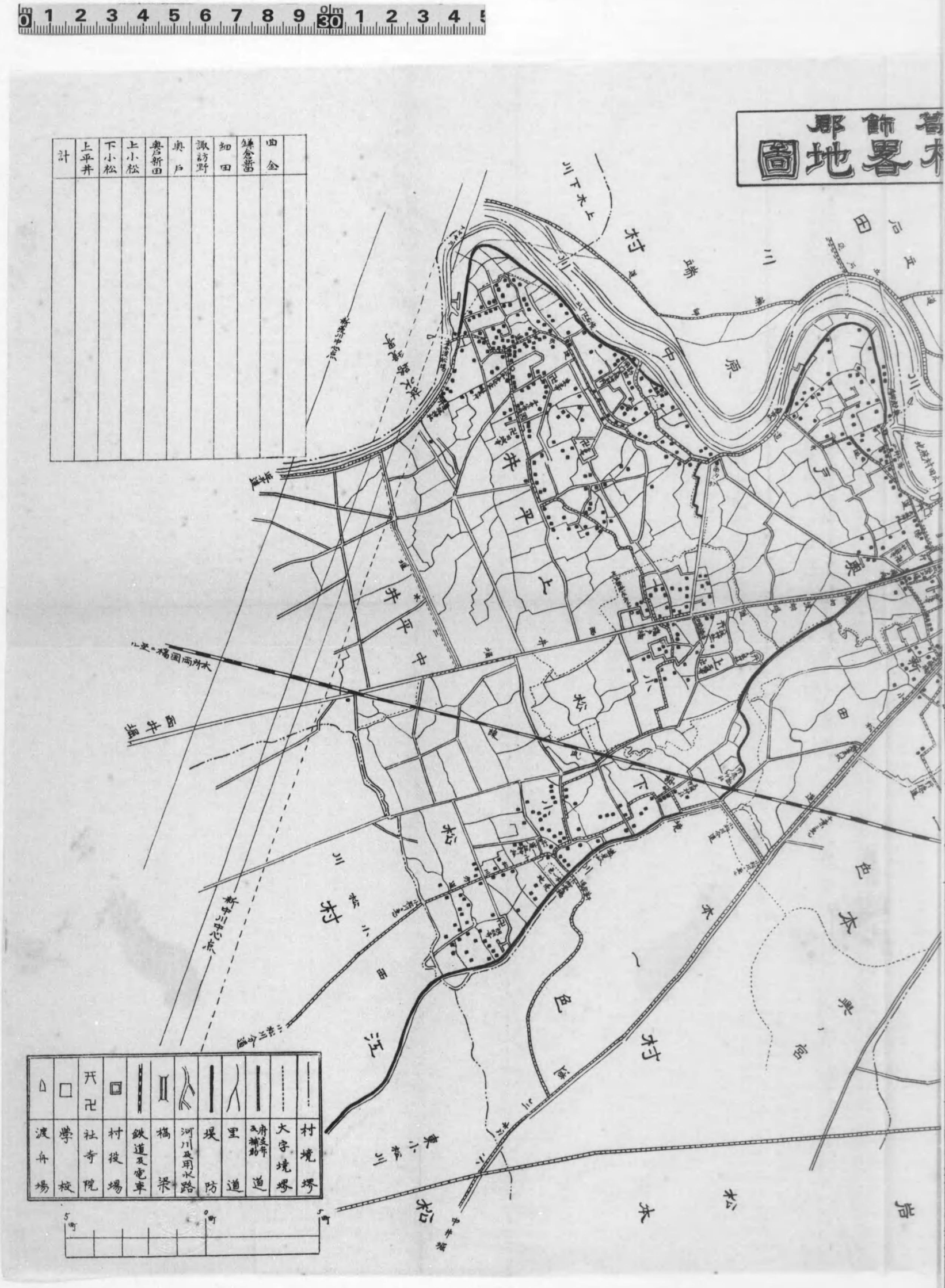
若狭郡
村略地圖
計
上平井
下小松
上小松
奥新田
奥戸
諏訪野
畑田
鎌倉當
由金
村境堺
大字境堺
府縣道
道
里道
堤防
河川及用水路
鉄道及電車
橋梁
村役場
社寺院
學校
渡舟場
0
5町

南葛飾郡 奥戸村略地圖

本田村
新宿町
奥戸村
小岩町
上鹿本村
下鹿本村
小岩村
東小松川
小岩
新田
野菊
東
上鹿
下
中
小
本
村
川
戸
原
田
宿
町
村
岩
松
鹿
菊
野
新
東
奥
小
上
下
中
本
川
戸
田
原
宿
町
村
岩
松
鹿
菊
野
新
東
奥

即位記念 奥戸村誌

第一章 沿革

我が奥戸村は、東京府南葛飾郡に在り。南葛飾郡は初め下總國に屬し、後ち武藏國に隷せり。武藏、下總は、相模、安房、上總、常陸、上野、下野と相俱に、足柄關以東に在るを以て、關東八州と稱せり。而して本村は、郡内の舊曲金村、舊細曲村、舊鎌倉新田（舊曼荼羅村と稱せし時あり）、舊新宿町飛地字諏訪野、舊奥戸村、舊奥戸新田、舊上小松村、舊下小松村、舊上一色村飛地字六ッ割、舊平井村の大字上平井の全部同村の大字中平井同下平井の一部を合して、以て今日の一村落を成す者、即ち是なり。蓋し本村及び本村附近の地たるや、始め下總國葛飾郡の一村落にして其往昔に遡れば、則ち武藏灣内の一沮洳にして、而して今の東京灣内の一沼地たりしこと知るべきなり。今を距ること一千百八十餘年前。

聖武天皇天平中、即ち奈良朝の盛時に當りて、海潮の本郡と、隣境埼玉縣北葛飾、南埼玉兩郡との間に斗入し、一津を成せる處、古へに埼玉の津、及び埼玉の小埼と稱せり。而して埼玉の津、及び埼玉の小埼の稱は、葛飾早稻、葛飾の眞間の繼橋、及び葛飾の眞間の手兒名と相俱に萬葉集

（卷九及び卷十四）に見えたり。以て當時を徵すべし左の如し。

埼玉の津に居る舟の風を痛み綱は絕ゆとも言な絕えそね。

埼玉の小埼の沼に鴨ぞ翼振る己が尾に降置ける霜を掃ふとならし。

鴈鳥の葛飾早稻を新嘗すとも其の愛憐しきを外に立てめやも。

足の音せず行かむ駒もか葛飾の眞間の繼橋止まず通はむ。

葛飾の眞間の手兒名をまてとかも吾に依すとも眞間の手兒名を。

葛飾の眞間の手兒名が在りしかば眞間の磯邊に波も動響に。

抑も武藏、下總の國名は今を距ること一千二百七十餘年。

孝德天皇大化中、東海道を分ちて十一國と爲し、而して下總其一に居り、東山道を八國と爲し、武藏其一に居れり。葛飾の郡名は下總に在りて、十一郡の其一なり。武藏の國府は多摩郡に在り、而して下總の國府は市原郡に在り。

按ずるに大化は、年號の始にして、

孝德天皇卽位以來、大詔を發し、政治の刷新を圖り給ひ、古來豪族等土地人民を私有して、子孫世襲し、爲めに種々の弊害を生じたるに依り、悉く之を　朝廷に收め、以て公地公民と爲し、國郡を區劃し、國造、縣主を廢めて、國司郡司を置き、戶籍を定め戶口を正し、班田收授の法を設け、人毎に口分田を給し、租・庸・調の稅法を定め、地方には驛傳の制を立て、交通の便を圖れり、又官制を定め、八省百官を置き、政務を分掌せしめ、官位禮法を定め、人々の才能によりて官位を授け、

付ては更に従來の地名に拘はらず宅地田畑段高小物成場に至るまで現場の地景段別取調之上御檢査受可申事

一往還筋其外作場農道幅從前の廣狹に不拘左の條件に相定可申事但川筋悪水堀竝居村附道路農作場道長幅の儀別冊相添へ差出可申事

一川筋堤溜井池沼用悪水堀に至る迄現今の長幅に相改其外埋地等にて作付の場所は不隱居り取調相伺可申事

一地所檢査に付副戸長組頭百姓代惣小前に至る迄出頭表製し置日々出頭記載一日一人に付辨當代金拾五錢の積り今般改正の地價割を以て割合勘定相立可申且つ右に付相用筆墨紙代其外器械代等是又同斷地價割を以て勘定相立區長戸長の檢印を受け賦課可致事

但區長戸長出頭の節は是又銘細記載可致尤も區長戸長の儀は無論手辨の事

一檢査の儀副戸長以下村役人の者隣村々と申合相互に手繰致し助合可申事

但小前の者にても用便相成候人物は相用可申尤も惣小前より地租改正中可相賴越の委任狀取置相勤め可申事

右は今般地租御改正に付現地御取調中より更に御改正相成る迄の條件書面の通り正に承知仕り地論箇間敷儀は勿論右入費筋の儀に付後日爭論無之樣急度取究小前一同卿か苦情等申間敷候依之一同連印を以て御請申上候處如件

何大區何小區何郡何村

惣小前　殿

百姓代　殿

組頭　殿

副戸長　殿

年　月　日

區長

戸長

前書の通請印取之差上候也

第一章　沿革

欠

東京府知事（大久保一翁）殿

区長
戸長

又地押調に就き、地押村々心得違書なる者左の如し

地押村々意得御違書

一地租御改正に付實地調方には隣地は勿論不正の儀致間敷事
一地押中酒喰は勿論賄賂箇間敷儀且贔屓偏頗等致間敷事
一下調の儀は小前一同相寄地押の手續き被申聞御受の調印爲致訴訟苦情等の儀申募る者は時々府廳へ差出候樣可取扱事
一地押中其外の入費前以て凡そ目的を以て出銀し方法相立其段小前一同承知印形爲致苦情無之樣取扱可致事
一持地建札の事

田畑何段歩　此田畑數何枚　持主　何之誰

一村廻り道筋々分檢致候事
一村役下調等は持主坪毎に立會相改可申若し病氣故障等の節は名代可差出事
但銘々持地へ立會の儀六ヶ敷候はゝ前以て村役へ相賴置就ては調印を以て村役請持可申候
一御竿は六尺一分相用候事
一現段別を以て相改候事
一村廻り竝耕地山林除地迄都て相記し候繪圖仕立水帳と相添へ官員檢査願出候事
一地押中村役日毎出役の人數相定置可申事
一調中出役の村役人晝飯受取方の事
但區長戸長へ申出府廳鄉村課へ自然屆出可置事

一繩引に付入用人足賃錢定め方の事
右之通相達候條猶吟味之上確定致し置廉々可申者也

明治七年七月

同七年十一月、始めて土地に、官有民有の區別を設けらる。

郷村取扱地券方

同八年二月、舊雜稅（小物成）を全廢して、稅目を畫一せらる。
同十一年七月、郡區町村編制法を發布せられ、大小區の制を廢し、郡に郡役所を置き、一郡を統轄せしめらる。而して本郡を南葛飾郡と稱し、郡役所を小松川村に置かる。細田、曲金、鎌倉新田の三箇村を以て聯合村と爲し、一の戸長役場を設け、中野藤助氏、戸長に任せられ、下小松、上小松、奥戸、奥戸新田の四箇村を以て聯合村と爲し、一の戸長役場を設け、關口得惠氏、戸長に任せらる。當時、諏訪野は新宿町に屬し、中島藤左衛門氏戸長たり。又、上平井は、中平井、下平井の三箇村を以て、聯合村と爲し、野村喜六氏戸長たり。
同十七年三月、中野藤助氏戸長の職を辭し、杉浦柳吉氏之に代れり。
同十九年、關口得惠氏戸長の職を辭し、吉田伊右衛門氏之に代れり。
同二十一年四月、自治の上諭を下し給ひ、同時に市町村制の公布あり。
同二十二年二月十一日、帝國憲法を發布せらる、是れ萬世不磨の大典なり。〇同年五月、町村制を施行せらるゝに當り、前の兩聯合村と新宿町飛地字諏訪野と（上一色村飛地字大ツ割）の地區を以て一村と爲

し、奥戸村と稱するに至れり、之を本村と爲す。（此の合併の初に當り、曲金村は、新宿町へ合併の交渉を受け、將に同町に合同せんとするの情勢ありき。此時に當りて、同村關根藤四郎、田邊柳太郎、關根柳介及び白井長右衞門等の諸氏之に反し、將來の利害得失を慮り、奔走盡力の結果新宿町と絕ち遂に本村を組織するに至れり。下小松村も亦當時他と合するの議ありて、容易に決せず、奥戸村役場を細田の現位置に定めたる後に於て、始めて本村に合するに至りたるものなり。是れ本村役場位置の稍々北方に偏せる所以なり又村名を定むるに當り異論ありし故、東京府廳の指定に從ふことゝ爲し、其指定に從つて、遂に奥戸村と命名したりき）

○是歲五月三十日、町村制に從ひ、村會議員の選擧會を開き、先づ二級選擧を行ふ。投票の結果關根藤四郎、中野藤助、會田重郎兵衞、井上忠五郎、山内兼太郎、佐藤槌三郎の諸氏當選し、翌三十一日、一級選擧を行ひ、杉浦重右衞門、佐野忠八、山内百之助、山内東一、三田佐吉、吉田伊右衞門の諸氏當選し、奥戸村の代議機關乃ち成り、（爾後四年毎に半數改選を行ひ其當選就職者は本誌第十五章に揭載せるを以て本章には之を省略することゝせり、其他本村名譽職員當選者の氏名亦同じ）村長助役收入役の選擧を行ひ、關根柳介氏村長に、吉田伊右衞門氏助役に、清水猶治氏收入役に當選し、尋て市川藤三郎氏を書記に選任したり。是に於て奥戸村の行政機關乃ち備はる。而して中野藤助氏住宅の一部を以て假役場に充て、事務取扱を開始するに至れり。○是歲九月、村治の便宜を圖り、特に村内規約を設け、字頭を各大字に置き、大に舊時の弊風を改良するに努め、徵稅事務の如きは、怠納者無からしめむことを期し、出張徵收の法を設け、收入役を各大字に出張せしめて之を徵收することゝ爲し、以て村民の便宜と徵稅の完納とを圖れり。

同二十三年七月一日、衆議院議員の選擧投票を行ふ、之を衆議院議員選擧の始と爲す。

○是歲八月、洪雨あり、中川の水溢る、是れ利根川の上流、埼玉縣下忍の中條地内の堤防決潰の爲なり。是に於て本村々民、晝夜防水に盡力せること二週間に迨び、爲めに被害なきを得たりしは不幸中の幸なりき。（小岩村の杉浦彌七氏の如きは、他村の區域たるに拘はらず、此の水防に當りて大に助力せられたりしことは、本村が今に至るも其勢を多とする所なり）相傳ふ、今を距ること七十年前、弘化三年丙午中、洪水氾濫し、權現堂（武藏國北葛飾郡に在り）の堤防卽ち利根川堤防決潰し、餘勢激蕩して、中川に横溢せりと云ふ。爾來久しく聞く所なく、而して是歲八月、水害忽ち臻り以て村民を警む、居民愕然たりき。○此歲十月三十日、

先朝敎育に係る、勅語を下し給へり。

同二十四年七月、關根柳介氏村長の職を辭し、同年八月、山内兼大郎氏選に當り後任たり。

同二十五年二月、衆議院議員の總選擧投票を行ふ、本村關根柳介氏當選す。是歲五月、細田九百三十一番（杉浦幸助所有）の地を卜し、本村役場を新築して此に移轉せり。中野藤助、關根藤四郎、佐藤槌三郎の三氏、役場新築委員となり工事の監督に任ず。

同二十六年四月八日、鼎尋常小學校は、細田八百拾六番地に新築移轉せり。是就學兒童增加したるに因るなり。

同二十七年三月、衆議院議員の臨時總選擧投票を行ふ。○是歲八月十日、先朝支那に對する宣戰の大詔を煥發せられ、征清の役起れり。村内丁男にして、從軍したる者十四名（其氏名は本誌第十章兵事の部に揭載せり）

同二十八年二月、清國請和使來る、○此歲四月和成る、之を二十七八年の戰役と謂ふ。本村々民

は凱旋歸鄉兵の爲に、慰勞會を開き、其勞を慰藉し、其無事旋凱を賀せり。○是歳、下小松、奥戸新田兩大字内一部の地は、總武鐵道株式會社の鐵道線路敷地に當り、買收せらる。（同線路は初め單線にして、其後十二年を經たる、明治四十年十二月に至り、今の複線となれる者なり。後ち幾ばくもなくして、遂に國有に移れり。）

同二十九年二月、府會議員の改選投票を行ふ。○是歳九月十日中川の水復た溢れ、各大字住民其沿岸堤防に立ち、物資の盡くるまで、防禦に努めたり。而るに同十四日、上流に當る新宿町沿岸の堤防決潰したるが爲め、本村の爲したる必死の防禦も其效なく。而して他に又策の施すべき者なきを以て、不幸水防人夫を引上ぐるに至れり。既にして同十六日黎明、本村大字奥戸新田の沿岸堤防（井上佐五衛門宅後）亦遂に決潰せり。然れども是と殆ど同時に對岸の上流、南足立郡東淵江村字六ッ木地先堤防の決潰特に甚しかりしが爲に、中川の水大に減じ本村の被害甚しきを加へざるを得たりき蓋し其初め江戸川氾濫し、埼玉縣下三輪之江村の堤防決潰したるに依り、其餘波延きて中川の氾濫を來たし、當時村内家屋の侵水すること七日、其間炊爨の道なく、官の救助を得て、僅かに飢を支へたりき。此水害の爲に、田圃の荒蕪に屬したる者、凡そ二町五段歩、收穫皆無にして免租の恩典に浴したる田圃の段別二百二町餘歩免租金三千八十圓餘、水防費の支出額三千餘圓の多きに登りたりき。

同三十一年七月、衆議院議員の總選擧投票を行ふ。○是歳九月九日、暴風雨あり、爲に德修小學校舍壞倒し、農作物の被害、亦少からざりき。然れども人畜の死傷なかりしは、不幸中の幸なりき。○同月、本村大字曲金に赤痢患者出て、漸次に傳播して、十三名の多きに至り、其内死亡者五名を出せり。當時同大字觀藏寺の庫裡を以て隔離室に充て、經費金六百參拾餘圓を支出し、其治療と防遏に務めたりき。

同三十二年八月、山内兼太郎氏村長の職を辭し、同年九月、關根柳介氏再び村長に擧げらる。○同年九日、改正府縣制及び郡制實施せらる、是を改正府縣制及び郡制實施の始と爲す。○是月二十五日、府會議員の選擧投票を行ひ、同三十日、郡會議員の選擧を行ふ。而して前者は本村關根保太郎氏當選し、後者は山内兼太郎氏當選したり。

同三十三年九月、關根柳介氏村長の職を辭し、山内百之助氏其後任たり。○是歳十一月、東京市本所區押上町瓦斯紡績株式會社内に黒死病患者發生したるを以て、臨時村會を開き、其豫防の一として村費を以て、鼠の懸賞附買上法を設け、捕鼠を奬勵したり。○同月、德修小學校の敎場（奥戸千百八十九番地所在）は、不幸にして火災に罹り燒失す、是に由りて大字奥方新田の專念寺本堂を借り、以て假校舍に充てたり。

同三十五年二月、山内百之助氏病を以て村長の職を辭し、關根保太郎氏擧げられて村長の職に就けり。○同年四月、東京府知事の許可を得て、本村の元新宿町飛地字諏訪野と稱せし部落名を、

大字諏訪野と改稱し、又元上一色村飛地字六ッ割と稱せし地を、大字細田に編入し、字六ッ割と改稱し、而して共に其地番を整理せり。○是歳八月一日、衆議院議員の總選擧投票を行ふ。此の選擧に本村の關根柳介氏當選したり。

同三十六年三月、衆議院議員の臨時總選擧投票を行ふ。此の選擧に再たび關根柳介氏當選したり○是歳五月二日、本村立奥戸尋常高等小學校々舍の新築成りたるを以て、此の日開校の式を擧行したり。（詳細は第九章第二節に在り）○是歳九月、府會議員の選擧投票を行ふ、例に依り本村役場を以て投票所と定めたり。

同三十七年、露西亞國、釁を我に啓く。○同年二月十日　先朝　露國に對する宣戰の　大詔を煥發せられ、征露の役起れり。本村々民の召集に應じ、從軍せし者九十七名に達せり。○是歳三月、衆議院議員の臨時總選擧投票を行ふ。此の選擧に三たび關根柳介氏當選したり。

同三十八年九月、露國と和成り　皇軍凱旋し、本村の從軍者中、五名の戰病死者を出したるは、村民の悼惜して措かざる所なり。然れども名譽を後代に傳ふると同時に他の九十二名、無事歸鄉せるを見たるは、不幸中の幸と謂ふべし（其氏名等は第十章第一節に詳記す）當時我政府、軍事公債を募集す。本村の之に應じたる者、山内兼太郎氏外二百有餘名にして、其應募金額は實に一萬六千餘圓の多きに達したりき。（村長關根保太郎氏の如きは國家多難一村經濟の多端なる狀態を察し戰役中二年間職務報酬の全部を辭し銳意其職に竭されたり）

同三十九年五月、征露從軍者の爲に慰勞會を開き、特に碑を奥戸小學校庭内に建て之に從軍者の氏名を刻し、以て其功を記し德を念ふの料と爲せり。（第十章第一節參照）○同月、村長關根保太郎氏任滿ち選擧の結果、再選せらる。

同四十年三月、收入役田邊邊藤三郎氏、病を以て其職を辭し、同年六月遂に歿す。（氏は本職務の外、赤十字社、海事協會、其他各種の慈善公共團體、及び小學校新築に關する事務、又は征露の役に關して、村民頗る多忙なりしを以て、諸般の事務に與り、盡瘁せられ、其功勞洵に大なりしを惜めり）○是歳七月、黒死病患者、本郡大島町に發生し、或は將に猖獗を逞しくせむとするの憂あるを以て、臨時村會を開き、之が豫防策の一として、懸賞捕鼠買上を勵行したり。○同年九月、洪雨あり、荒川の水氾濫す。爲めに綾瀬川及び隅田川の堤防決潰して、中川以西の諸町村、皆水害を被りしも、而も本村の如き其以東は幸に事なきを得たりき。○同月二十五日、府會議員の選擧投票を行ふ。

會議員補缺選擧の投票を行ふ。

同四十一年五月十五日、衆議院議員の總選擧投票を行ふ。

同四十二年五月、奥戸尋常高等小學校々舍狹隘を告ぐるに至りたるを以て之が增築を爲せり。是れ小學校令改正の結果、義務教育年限延長せられ、自然就學兒童の數、增加せしを以てなり。而して此增築たるや從來の校舍の一部を二階建に改築して、教室を增加せし者なり。此改築費に金

二千七百有餘圓を要し、其内金五百圓は、村内有志山内兼太郎氏外二百五十一名の寄附に係れり。

○是歳九月十五日、府會議員の補缺選擧投票を行ふ。

同四十三年八月上旬、洪雨あり荒川江戸川等の諸川氾濫し、江戸川は纔に防禦することを得たるも、荒川は、埼玉縣川口町沿岸、其他に於て堤防決潰し、綾瀬川の水其堤を越へ、防禦充も力めたりしが、遂に其效を奏せず、爲に中川以西の諸町村は、殆ど江海の狀を呈し、其慘狀實に言ふに忍びず。是時に當り、中川は增水益々甚しく、同月十三日、遂に元平井村大字平井地先の堤防決潰し、其水逆行して本村に氾濫し、下小松、上小松、奥戸、諏訪野の各地内、其害を被ること特に甚しく、其餘波奥戸新田、細田、曲金、鎌倉新田に及ぼせり。是に於て、本村は遂に官の救助を仰ぐに至れり。救助を仰ぎたるの日數は、被害の程度に從ひ、各大字毎に之を異にすれども其最も永きは十三日間（翌十四日より同月二十六日に至る）にして、其延人員は老幼男女を合せ、三千八百六十七人の多きに達せり。忝くも

先朝豎ひ昭憲皇太后、深く　軫念し、此の被害庶民を愍み、内帑を割きて下賜し庶僚に勅し、之を救恤し給へり。之に加るに清國皇帝、其他諸外國主權者、及國内各地有志者より、金圓及物品を被害者に寄贈せられたり。而して本村受けし所の金圓（物品を除く）は、二千三百八十九圓にして、其内一千圓は、本村罹災救助基金として、之を積立て置くことゝ爲し、其殘額金一千三百八十九圓は其被害の程度に從ひて、之を各大字の被害者に分配したり。此の水害の爲に、免租の恩典に浴したる本村内の田段別は、三百町餘歩、其免租額は、金四千圓餘に登れり。

同四十四年一月、奥戸實業補習學校を奥戸尋常高等小學校内に附設せり。○是歳八月、暴風雨あり、爲に海嘯を發し、葛西村、砂村及其附近町村、被害亦尠からざりき。○是歳九月、府會議員の選擧投票を行ふ。

同四十五年二月、大字細田地内、中川沿岸の大河岸圦樋を閘門に改築す。此の閘門は、細田、曲金、鎌倉新田三大字の惡水排出を目的と爲す者にして、上之割水利組合の事業に屬し、其經費金四千五百圓、總べて東京府の府費の補助支辨たり、而して其工事は、本村が責任を以て施行せる所謂村受工事と稱する者たり。故に村長關根保太郎氏全般の責任を帶び、中野藤助氏、工事擔當人と爲り、上之割水利組合の監督を受け、鋭意事に從ひ、遂に之を完成せり。（此の工事費は豫算を超過すること金四百餘圓此の豫算超過は、當初の設計以外に特に工事の堅牢精緻を圖り、且つ其幅員をも擴大したるに由る者なるを以て、一村の負擔すべき工事費たること、固より當然の事なれども、關根村長獨り自ら私財を拋ち、悉く之を填補せられたり、當局者村長關根保太郎氏の美擧と中野藤助氏の功勞とを多とし、架する所の橋名を附するに當り、兩氏の氏號各一字を取り、關野橋と命名したり。）○是歳五月十五日、衆議院議員總選擧の投票を行ふ。○是歳七月十九日

先朝不豫、衆庶憂惧し、殆ど寢食を忘るゝに至り、手に業を棄て泣て、神祇に禱れり、○同月二十八日、本郡々長及郡内各町村長、各小學校長、悉く府社龜戸神社に詣り、平癒を禱り奉り、尋

で相率ゐて參內し、

天機を伺ひ奉れり。村民等亦日夜其業を休め、神社に禱り奉れり。驗なし。既にして大漸なり。

○同月三十日遂に　崩御あらせ給へり。衆庶慟哭し、四海八音を遏密するに至れり。是日

皇太子（御名嘉仁）寶祚を踐ませらる。是を

今上天皇と爲す。是日大正と改元せられ、年を大正元年と號す。

天皇哀痛の詔を四方に下して、大喪の事を發布し給へり。

大正元年八月、本村醫師大橋重房、三浦誠意の兩氏は、愚賜財團濟生會の囑託醫員と爲り、同會より村役場に對し、施療券を配付せらる、後ち望月芳明氏も亦同醫員を囑託せられたり。同會は昨明治四十四年二月十一日

先朝　內帑を割きて、金百五拾萬圓を下賜し給ひたるに依り、之を基本と爲し而して成れる者にして、其の主旨たる、窮民患者を施療するに在り、故に此名あり。本村住民同會の施療を受けし者、幸に未だ數人に過ぎず。○是歲九月十三日、大葬の儀を青山の葬場殿に行はせらる、關根村長葬場殿に參列し

大行天皇を洛の桃山に奉送せり。桃山御陵と號せらる後ち、

明治天皇と追謚せらる。是日遙拜式場を本村小學校內に設け、村民皆此に會し、謹みて遙拜の式

を行へり。○是歲十月二十六日、本村老農中野藤助氏が本郡農會の委託に依り、謹みて耕作したる新嘗祭獻饌米粟稔り、之を精選したるを以て、鷲見郡農會長之を捧持し、關根本村農會長、平澤校長耕作者中野藤助氏之に隨ひ、宮內省に奉納したり。此際忝なくも

賢所

皇靈殿

神殿の參拜を允されたりしは、蓋し特例なり。○是歲十一月、京成電氣軌道株式會社の起工に係る本村大字曲金、鎌倉新田を經て、本郡小岩村及千葉縣市川驛に至る軌道開通せり。（第七章交通の部に詳記す）同二年二月一日、上下之割水利組合は、西用水路と聯絡し、排水意の如くなるを以て、去る明治二十三年、及同二十九年に見たる所の中井堀締切事件の紛擾は、將來復た之を見るの期なきに至るべきを喜ぶものなり、此の工事費金壹千有餘圓の內金參百圓は、村內關係者に於て、之を該組合に寄附したり。（工事の擔任は、關根村長之に當り、立會の勞は、細田字頭杉浦多吉氏之を執れり、同氏は、當時病躯にも拘はらず、熱中至誠、其事に從はれたりしは、村民の感謝する所なり）○是歲四月、本村有志相謀り町村制施行二十五年祝賀會を開き、本村役場吏員及村會議員にして二十五年勤續者、其他村治の功勞者に對し、表彰式を擧げ、之と同時に、滿期歸鄉兵員諸氏の爲に、慰勞會を開き、慰勞金の贈呈式を行ひ、式後祝賀の宴を張れり。（表彰者氏名は、本誌第十八章施設事業の部歸鄉者の氏名は、第十章兵事の部に掲ぐ）○是歲五月三十日同

（第一章交通の部に詳記す）（是本村選出議員關根保太郎氏の建議に基く者）（俗に互助と云ふ）

三十一日、町村制の改正に依り、村會議員の總選擧を行ふ。

同三年四月一日、荒川改修工事の爲に、町村の廢置分合行はれ、其結果、平井村大字上平井の全部、同中平井及下平井の一部（新中川以東の地）本村に編入せらる、因りて本村々會議員の數、六名を增加したり、○同月三日、中川沿岸、卽ち本村大字奥戸新田、本田村大字立石の間、架橋工事成るを告げ、奥戸橋と命名し、開橋式を擧ぐ。（其詳細は本誌第十八章に揭載す）

皇太后不豫、衆庶咸平癒あらせ給はむことを、神祇に禱り奉れり。驗なし。○是月十日遂に　崩御あらせ給へり。海內庶民皆懿德を追慕し、八音を遏密せり。○同年七月六日、增員村會議員六名の選擧を行ふ。○是月尋常小學校を上平井に新設するの議を決す。○是歲八月二十三日

天皇　獨逸國に對し宣戰の、大詔を煥發し給ひ、征獨の役起れり。是に於て

皇軍出でゝ膠洲灣に向ひ、彼の青島の要塞を衝けり、是を征獨の役と稱す。○是歲九月一日、上平井尋常小學校舍新築成るを告ぐ。是日、校を開き業を授け、既にして十一月一日、開校式を擧行したり。（第九章第四節に詳記す）○是月六日、膠洲灣陷り、敵の將卒悉く

皇軍に降れり。本村民にして、此の役に參加せし者、現役兵十名、豫備兵六名、合計十六名あり皆功を樹てゝ凱旋せり。○是歲十二月、東京稅務監督局より納稅に關する表彰狀を受く、是れ本村が、大正二年度分の國稅を其納期日內に完納したるを以てなり。（其表彰狀の如きは、第十七章中租稅公課の部に揭載せり）

同四年一月十四日、水害豫防の目的を以て、本村及水元村、金町村、新宿町、小岩村、鹿本村篠崎村、瑞江村、松江村、小松川町の地區を以て其區域と爲し、東葛西水害豫防組合組織の爲め本村に於て其總代人を選擧したり。○是歲三月一日、上平井實業補習學校を、上平井尋常小學校に附設せり。○同月二十五日、衆議院議員の臨時總選擧投票を行ふ。○是月、本村第一部水利組合（細田、曲金、鎌倉新田三大字の地區）所屬、舊三箇村落堀、其迂回甚しくして、排水意の如くなる能はず、幸に該伏越樋（四用水路小間渠坎）の改築工事に當れるを以て、玖樋の位置を變更すると同時に、一部水路の變更を爲し以て排水に便したりき。是月下旬、本村大字中平井、同下平井の民有田畑合計段別七町二段六畝二十三步の收用處分を決行せられ官有地と爲れり。○是歲四月一日、區長設置規程を設け、大字の區域を以て一區と爲し、每區に區長を置く。○是歲四月十一日、本村兵事義會は、大正三年出征者及前年中の歸鄉兵に對し、凱旋祝賀會と慰勞會とを併せ開き、祝賀の宴を張り、慰勞金を贈り、之と同時に本村農會は、第四回苗代及稻作立毛品評會の褒賞授與式を擧行したり。○是歲五月、上之割水利組合は、本村奥戸上平井兩大字關係者の希望を容れ、其境界線に伏込みありし字勘助坎を改築し、以て閘門と爲したり。（此の工費金四千五百有餘圓、此工事は本村責任工事卽ち村受工事たるを以て、村長關根保太郎氏、其責任を負ひ之を完成したる者なり）

○是歲六月十日、東葛西水害豫防組合、本村選出議員四名の選擧を行へり。○是歲六月十五日、賞勳局より、本村細田、曲金、鎌倉新田三大字有志の組織に係る、學資會が曩日金貳千圓を本村

小學校基本財産中に寄附せるを賞し、賞狀及銀盃一組を同會に下賜せられたり。○是歲七月三日、上下之割水利組合、本村選出議員五名の選擧を行ふ。○是月四日、上之割水利組合、本村選出議員五名の選擧を行へり。○是歲八月十日、奥戸尋常高等小學校長兼同校々友會長平澤午之介氏は、同校兒童杉浦清造外六百十二名と同校友會員關根孝一外百九十二名の總代と爲り、十一月十日を以て行はせ給ふ

天皇卽位の大禮記念と爲し、櫻樹一千二百有餘本を、中川堤防に栽植し、以て皇祚の無窮を奉祝し、聖壽の萬歲を奉禱せむとの趣旨を以て之が植樹の許可を東京府知事に申請したり。（同年九月二十二日、許可の指令ありたるを以て同年十一月二十三日、栽植を爲せり、其詳細は第九章第七節に在り）○是月十七日、奥戸村青年會の組織成り二十八日、其發會式を擧げたり、同日本村農會第五回苗代品評會、及第一回蔬菜立毛品評會の褒賞授與式を擧行せり。○是歲九月一日より、改正奥戸村規約を實施するところせり。○同月二十五日、東京府會議員の選擧投票を行ふ。○是月三十日、本郡々會議員選擧を行ひ、鈴木八左衞門氏當選す。○是歲十月二十五日

御眞影を奥戸尋常高等小學校に下賜せらる。○是歲十一月十日

天皇卽位の大禮を行はせ給へり。本村は之を奉祝せむが爲に、式場を奥戸尋常高等小學校内に設け、村内各團體、其他村民、皆此に參會し、關根村長以下順次拜賀し畢り、午後三時三十分、總理大臣　聖壽萬歲を紫宸殿に奉唱せらるべきを以て、同時刻を期して關根村長式場の中央に起ちて三たび萬歲を奉唱し、其度毎に一同謹みて之に和し、誠歡誠喜以て　奉禮の意を表せり。尋で村内高齡者、福島たみ（九十五歲）を首と爲し、八十歲以上の男三名、女二十二名、合計二十五名に對し、忝くも　下賜し給ひたる、天盃及酒饌料の傳達式を擧行したり。式後、村民有志者の祝宴を張りしに、列席せる者、三百名の多きに達し、以て盛會を極む。是日、奥戸尋常高等小學校及上平井尋常小學校の兒童合同し、一同奉祝旗を携へ、各學年級列を成し、隊伍肅々として、村内各神社及各大字を巡行し、午後一時、奥戸小學校に集合す、平澤奥戸尋常高等小學校長は、參集兒童一同に對し、恭みて、大禮に關する一場の訓話を爲し、畢りて式場に參列し、定刻一同と共に萬歲を三唱し、奉祝の誠意を表したり。而して其翌十一日も亦奉祝旗行列を續行し、前日到らざりし大字を巡行したり。○是月十六日、大禮大饗第一日なるを以て、諏宴を百官有司に賜ふ。本村々長關根保太郎氏、豫備役陸軍三等軍醫三浦誠意氏及奥戸尋常高等小學校長平澤午之介氏は、共に東京府廳に詣りて、大饗の宴に列せり。（從七位勳四等關根柳介氏は病氣の故を以て宴に陪せず）而して何れも大禮記念章を拜受せり。

是より先、九月十八日、宮内大臣、國務大臣連署を以て、大禮諸儀の期日を公告せらる。其略に曰く、十一月六日京都に行幸し給ふの儀。七日、賢所春興殿に渡御し給ふの儀。十日卽位の日、

皇靈殿

神殿に奉告し給ふの儀。十一日、大禮行はれし後、神樂を
賢所に奏し給ふの儀。十二日、勅使を
神宮及
皇靈殿
神殿其他官國幣社に差遣し給ふの儀。十三日、鎭魂の儀。十四日、大嘗祭を行はせ給ふの儀。當
日
神宮及
皇靈殿
神殿に奉幣し給ふの儀。大神饌を
賢所に供進し給ふの儀。十六日、大禮及大嘗祭を行はせ給ふの後、大饗第一日の儀。十七日、大
饗第二日の儀。二十日、大禮及大嘗祭を行はせ給ふの後、
神宮に　親謁し給ふの儀。二十一日、
神宮に　親謁し給ふの儀。二十四日、
神武天皇山陵に　親謁し給ふの儀。二十五日、
明治天皇山陵に　親謁し給ふの儀。二十六日、
孝明天皇山陵、
仁孝天皇山陵、
光格天皇山陵に　親謁し給ふの儀。二十七日、東京に還幸し給ふの儀。二十八日、
賢所、溫明殿に渡御し給ふの儀。二十九日、還幸し給ふの後、神樂を賢所に奏し給ふの儀。三十日
皇靈殿及
神殿に　親謁し給ふの儀あるべしと。而して各其當日行はられたる御儀や何れも森嚴莊重にし
て、在朝百官、在野吏胥、及海外各國の使臣陪列し、以て奉賀せり、當日百官衣冠の美、大饗饗
宴の盛なりしこと、前代比なく、諸れを
光格
仁孝
孝明の三朝及
先朝の登極に比せば、其差豈に啻に霄壤のみならむや。既にして
天皇東京に還幸し給ふの後、大觀兵式を青山練兵場に、大觀艦式を東京灣横濱沖に行はせ給へり
其の京都に行幸し給ひ、及東京に還幸し給ふや、京都、東京及沿道の臣民等、咸歡呼して之を奉

送奉迎せり、洵に曠古の偉觀なりき。

第二章　本村の位置經緯度地圖

第一節　位置

本村は、曲金、諏訪野、鎌倉新田、細田、奥戸、奥戸新田、上小松、下小松、上平井の九大字と中平井、下平井の一部とに成り、上小松、鎌倉新田を除くの外は、概ね中川の岸に沿ひ、南葛飾郡の中央に位し、較〻北部に偏せり。而して南北に長く、東西に短く、西は中川を隔てゝ、龜青、本田の二村に對し、北は新宿町及金町村に隣り、東は小岩村、鹿本村に接し、南は松江村に境し、新河川卽ち荒川放水路を隔てゝ小松川町に對す。

第二節　經緯度

本村の地球上の位置は、別に經緯度の調査したる者なきを以て、本郡々役所の調査に係る、其所在地の經緯度を揭げ、以て其位置の概要を知るの參考に供せむ。

方位	町村名	東經	北緯
本郡々役所の所在	小松川町大字西小松川	一三九、五一度	三五、四二度
極東	篠崎村大字伊勢屋	一三九、五五	三五、四二
極西	寺島村大字寺島	一三九、四九	三五、四三
極南	葛西村大字長島	一三九、五三	三五、三九
極北	水元村大字猿ヶ又	一三九、五一	三五、四八

第三節　地圖（卷首に挿入す）

第三章　本村の地勢、地質

第一節　地勢

本村の地勢たる、概ね平坦にして殆ど高低なく、西南に向ひて較〻傾斜せり。但し諏訪野、鎌倉新田、奥戸新田、下小松等の一部に低窪の地あり、中川の水溢るゝに際り、若し大雨に會はゞ、殆と排水に艱めり。

第二節　地質

本村の土質は、第四紀の新層に屬する沖積土にして、埴土及埴土壤土多く、地味極めて豐饒なり。然れども本村の地質に就きては、特に分析したるものなく、隣村金町村の地質は、本村の地質と大差なきを以て、同村所在、東京府農事試驗場第二分場が其畑土、卽ち其土壤に就きて、其定量を分析せる成績表を揭ぐることゝ爲せり、尙ほ土壤中に含める、酸性分の多寡及其存否に

至りては、耕作上尤も至大の關係を有するを以て、酸性土壌調査表をも掲げ、以て耕作者の參考に供せむ。

第一項　畑土定量分析成績表（氣乾細徹土百分中）

一、水　分	四、一九〇	一、石　灰	一、二七二
一、燃燒の際消失	四、八五五	一、加　里	〇、〇五三
一、炭　素	一、一〇二	一、燐　酸	〇、〇五二
一、硅　酸	一六、九一一	一、窒　素	〇、一一一
一、礬　土	六、七六〇	一〇〇「グラム」土壌吸收量「ミリグラム」	
一、半酸化鐵	三、六六〇	一、燐酸吸收係數	一、一一〇、六四七
一、酸化鐵	一、八七九	一、窒素吸收係數	二二二、七二〇

第二項　酸性土壌調査表

大字名	小字名	地番	地目	表底	全酸度	一反歩に施用する石灰の量
曲金	朝妻	不詳	畑	表土	六九、〇度	六五、〇〇
同	一口	同	同	同	七七、四	七六、六〇
同	吾妻	同	同	同	三九、〇	三八、二〇
同	須磨	同	水田	同	〇、二	—

鎌倉新田東	不詳	畑	表土	三七、二	〇、六	三六、八〇			
同　向西	同	同	底土	〇、六	—				
同	同	同	表土	六〇、〇	五九、四〇				
細田小間栗	同	水田	同	一五、三	一五、一〇				
同　埜際	同	同	同	一五、〇	一四、九〇				
奥戸新田下	同	畑	同	六五、四	六四、七〇				
上小松西	同	同	底土	〇、六	—				
同	同	同	同	五五、七	五五、一〇				
下小松谷中	同	同	表土	三〇、〇	二九、四〇				
同	同	同	同	四七、四	四六、四五				
細田下五丁目	六六	同	同	八四、〇	八二、三三				
同　中道	二九七	同	同	九四、八	九二、九〇				
同　八間	五九四	同	同	四二、〇	四一、一六				
曲金朝妻	二一〇	同	同	三九、〇	三八、三二				
同　墨田	二〇	同	同	一〇五、〇	一〇二、九〇				
上小松西	八五〇	同	同	九〇、〇	八八、二〇				
奥戸新田大道	八八三	同	同	六九、〇	六七、〇〇				
下小松東海	八三七	同	同	一二七、二	一二四、六六				
同　會野	八九五	同	同	六二、〇	六一、七四				
同　新田	九一五	同	同						

第四章　本村の面積及廣袤

第一節　面積廣袤

本村の面積は、約四分八厘六毛方里にして、其廣袤は左の如し。極東は奥戸新田、極西は奥戸、極南は中平井、極北は曲金とす。

面積		廣袤			
		方位	距離	方位	距離
方里 ○、四八六	極東 奥戸新田	極南 中平井	一里六町五間		
	極西 奥戸	極北 曲金	五十四間		

第五章　本村の氣候及土地

第一節　氣候

本村の氣候に就きては、特に調査したるもの無し、仍て東京府農事試驗場第二分場の調査に係る、明治三十八年より、大正三年に至るまで、十箇年の平均を左に揭げ、以て參考に供することとせり。

第一項　自明治三十八年至大正三年十箇年間平均毎月の溫度風向降水量

月次	最高溫度	最低溫度	午前十時氣溫	最多風向	降水量
一月	八、三	二、四	三、八	北西	六四、二
二月	八、八	二、五	四、七	北	六五、七
三月	一一、七	一、二	七、九	同	一一四、六
四月	一七、六	六、六	一四、三	同	一一二、八
五月	二一、五	一一、四	一八、六	南	一三九、七
六月	二四、六	一六、七	二一、五	南南東	一七七、一
七月	二七、九	二〇、三	二五、一	南々東	一二二、九
八月	三〇、六	二一、七	二八、八	南	二一八、八
九月	二五、四	一八、〇	二二、三	同	二四八、四
十月	二〇、七	一一、二	一七、一	北々東	一五七、一
十一月	一五、八	四、六	一一、七	北	七八、五
十二月	一〇、六	一、二	六、〇	同	四一、〇

第二項　同上霜雪の時季

種目		明治三八年	同三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年	二年	三年
晩霜	月日	三、二	三、五	四、一	四、九	三、七	三、三	三、二	三、三	三、七	四、四

初・雪	一二・三〇	—	一・二　一二・八	—	一・一〇　一二・一	一二・一七	—	一・二六　一二・二七	一二・一六	一二・一二
晩霜	三・二九	三・二四	四・五	五・二	四・二四	三・二五	四・三	四・三	四・一〇	四・六
初霜	一一・七	一一・八	一〇・一八	一一・一	一一・一一	一一・一八	一一・四	一一・一一	一一・二	一一・一二

第二節　土地

本村内大字の數は十にして、小字の數は百〇一と爲す、民有土地の總筆數一萬三千五百有餘にして、而して此反別は田四百三十七町餘歩、畑百四十五町五反餘歩、宅地坪數十三萬七千坪（四十五町六反歩）原野其他雜種地五町七反二畝歩、合計反別六百三十三町九反餘歩（平均一筆の面積百四十坪）、地價金二十六萬四千有餘圓なりとす、卽ち民有土地の田は六割九分弱、畑は二割三分弱、宅地は七分二厘强、原野其他雜種地は八厘强とす、而して平均一反歩の地價金は四十一圓餘に當れり（道路溝渠敷及道路溝渠敷地を除きたる官有地四町二反餘歩の土地は勿論此外とす）地目の變換は年々行はれつゝあるも槪して畑の田に變換（重もに瓦土用）するものの多きは農業經濟上遺憾に堪へざれども、田畑の宅地に變換するもの亦逐年增加の傾きあるを以て之を補ふとを得むか、殊に中平井の田十七町八反餘歩は、朝山某の所有に係り、其區域內の官內地（道路溝渠）は其筋へ拂下を出願し、河川開鑿の土砂を以て現に埋立中に屬するが故に他日一大工場の敷地と化し、宅地に變換せらるゝを疑はず、只管望らくは農業に被害を及ぼすことなき工場の設置あらんことを、又別項に記する如く他町村民が本村の土地を所有すること本村民が他町村の土地を所有するより、差引十六町餘歩の多きを見る、是れ本村民が他町村の土地を所有するは本郡內に限り他に涉りて調査せざりしに因るものあるべしと雖ども、須らく本村民の留意すべき一の現象ならずとなさむや。

第一項　大字及小字名

大字	小字地番	小字地番	小字地番	小字地番	小字地番
曲金	墨田 自一 至一〇六	朝妻 自一〇七 至三七四	一口 自三七五 至四八六	高砂 自四八七 至八七三	吾妻 自八七四 至一、一九一
	出雲 自一、一九二 至一、三七五	須磨 自一、三七六 至一、五九二	明石 自一、五九三 至一、八七〇	堤外 自一、八六二 至一、八七〇	—
諏訪野	新田 自一 至一六四	—	—	—	—
鎌倉新田	旱魃田 自一 至一四五	大會ノ田 自一四六 至二一一	小會ノ田 自二一二 至三一二	東 自三一三 至四八七	龜沼 自四八八 至六五三
	前西 自六五四 至八七三	向西 自八七四 至一、〇〇二	—	—	—
細田	上五丁 自一 至五一	下五丁 自五二 至八七	上沼 自八八 至一七七	下沼 自一七八 至二八五	中道 自二八六 至三七三
	鷹ノ手 自三七四 至四四四	向埜 自四四五 至四九五	埜際 自四九六 至五四六	八間 自五四七 至六三八	前沼 自六三九 至七二二
	小間栗 自七二三 至八二八	西 自八二九 至九三二	六ッ割 自九三三 至九三六	—	—
	北沼 自一 至六八	支丹田 自六九 至一六九	鳥溜 自一七〇 至二九二	上龜 自二九三 至四七八	下龜 自四七九 至五三八

大字	小字地番	小字地番	小字地番	小字地番
奥戸	沼 自五三九 至六五九	南汐 自六六〇 至七八〇	前沼 自七八一 至九三六	幕埋 自一、〇七九 至一、〇七九
	根通 自一、一八三 至一、二六五	西汐 自一、二六六 至一、四二六	南 自一、四二七 至一、五六四	堤外 自一、五六五 至一、七三五
	榎 自一 至六六	東 自六七 至一三二	横 自一三三 至一五九	六段 自一六〇 至二三〇
	龜田 自四八五 至五八一	上北 自五八一 至六〇二	北沼 自六〇三 至七四六	大道 自七四七 至八三八
奥戸新田	中道 自九七三 至一、〇五五	五丁 自一、〇五六 至一、一二六	下 自一、一二七 至一、一八三	社門 自一、一八四 至一、二八八
	落 自一、三三〇 至一、四二一	上入 自一、四二二 至一、五二九	下入 自一、五三〇 至一、六三四	齋藤 自一、六三五 至一、六七七
上小松	北 自一三一 至一三一	東 自一三二 至一三四	南 自二五〇 至二四四	中 自四四五 至七一六
	油免 自一 至四八	八反目 自四九 至二〇二	宮前 自二〇三 至三四五	枝 自三四五 至四六三
下小松	谷中 自一、二四八 至一、三七〇	町田 自一、三七一 至一、四五四	味噌橋 自一、五七六 至一、七八〇	市川 自一、七八一 至一、九三六
	三丁田 自五六六 至六五六	東海 自六五七 至八三七	新田 自八三八 至九六二	角元 自一、四五五 至一、五七五
	向新田 自一三三 至三五七	八石 自三四 至三五七	中耕地 自三五八 至七二六	堤外 自二、八六八 至三、〇〇二
上平井	川崎耕地 自一、八八四 至二、四八七	根通 自二、四八八 至二、八六七	東耕地 自七二二 至一、二六五	町田 自一五一 至三四四
	腰卷 自一 至九三	鳥沼 自九四 至一五〇	須磨耕地 自一、二六六 至一、八八三	菅田 自三四五 至五八八
				權太夫 自五八九 至六九七

大字	小字地番	小字地番	小字地番	小字地番
中平井	八ッ花 自六九八 至八一四	多賀井 自八一五 至九二四	後 自一、〇八九 至一、一六一	
下平井	石田 自一二六 至一九五	眞久利 自一、九二五 至一、〇八八		

備考　小字名は、概れ舊來よりの名稱にして、曲金、上小松の如きは、地租改正の際、新たに附せしものなり。且つ中平井の町田、多賀井、眞久利、後及下平井の石田の土地は、大正四年四月荒川放水路敷地として、其全部官有地となりたり。

第二項　地目段別地價及筆數（大正四年五月現在）

大字	民有地				官有地			
	地目	段別	地價	筆數	地目	段別	筆數	
曲金	田	四四九、五一〇 反	二〇、六六三、三五 円	七〇一	社地	一、三〇三	二	
	畑	二一九、八一〇	三、六九九、〇七	九九七	墓地	五三	二	
	宅地	一四、〇四一、二七 昇	三、八一一、四七	九六	寺地	二、四〇九	二	
	原野	四、四三三	八、九五	七				
	沼	〇、一九	〇、二	一				
	計	六七三、九〇一	二八、一八三、八五〇	一、八〇三	計	四、三〇三	六	
	田	一四、〇四一、二七	三、四八一、〇八	二一	堂宇數地	四〇五	一	
	畑	八八、四一六	三五四、九三 昇	五六				
	宅地	三三、五二三	一、一五八、七二	二〇				
	畑	四、八二八 昇						
	宅地							

大字	民有地					官有地				
	地目	段別	地價	筆數		地目	段別	筆數		
諏訪野	原野	四反一〇〇	八、一八円	六		—	—	—		
	池沼	三四	〇、五	二		—	—	—		
	計	一六、四〇三四		八		計	九二五	二		
	田	四四三、〇三九	五、〇〇二、九六	二〇五		社地	一、六二八	三		
	畑	一五七、七一八	二一、四二六、〇三	六六三		寺地	八一九	二		
鎌倉新田	宅地	一〇、六五、六四	二、五〇七、九八	三〇三		墓地	五三五	五		
	池沼	一〇、七	一、六〇	七二		堂宇數地	〇一〇	一		
	計	次〇一、九〇四	二六、六三四、〇六	六		計	三、二〇二	一一		
	田	一〇、八六五、六四	二三、四八〇、〇七	一〇四		社地	一、〇一一	一		
	畑	四七四、六二一	二、五二一、二八	六五八		寺地	九二四	一		
細田	宅地	一五八、三〇七	三、九三三、三一	二三四		墓地	六〇五	三		
	原野	一五、〇五二、四	一、七二	二		計	一、八一九	一		
	計	六〇三、四一六	二六、九一八、三八	九九〇		社地	一、〇三〇	五		
奥戸新田	田	二三三、九二九	三、五一七、九一	六三三		寺地	四、五〇五	三		
	畑	一七、五八八	四、四九六、二三	九六		墓地	一、五二三	三		

大字	民有地					官有地				
	地目	段別	地價	筆數		地目	段別	筆數		
原野	池沼	二〇七一九	四五、七三	一七		—	—	—		
	池沼	五、一〇九	一〇、一	六		計	一〇、一	一		
	計	八五三、二一三	二五五、三九六、九四	二五二		社地	一、七二一	六		
	田	一七、五八八	三、九三三、三一	一一		寺地	三〇三	一		
	畑	四六九、八一四	一二、三六〇、七四	三〇一		墓地	五一	一		
奥戸	宅地	一九、二八五、三四	五、一九三、八三	一一九		計	二五	二		
	畑	二三、四〇〇	三、六二〇、七四	一一		社地	一、〇一九	一		
	田	一七、五八八	四、四九六、二三	一一		寺地	五八一	一		
	原野	一〇、一〇四	二、五八一、五一	六、七〇八		墓地	一一九	一		
	池沼	三〇五	七一〇、七〇九	一九、二八五、三四		計	三五	二		
	物揚場	〇一六	二六九、二一八	九、九三六		社地	六八九	一		
	計	一九、二八五、三四	四、九九二、七六	三六〇、八〇七		寺地	二二三	一		
上小松	宅地	九、九三六	二、七一四、五八	一、四四九、三七		墓地	五一	一		
	田	九、一五一九	二、七一一、二八	九九三六		計	九六二	二		
	畑	六一〇、一二八	一三九、六三三	二七、七八九、九八		社地	一、三九四	一		
下小松	宅地	二、五八八、五一	三、一七一、四四	二、〇四〇、〇〇		寺地	三四一	一		
	池沼	六、七〇八	一、二九	三、一七一、四四		墓地	九三	四		

大字	民有地				官有地			
地目	段別	地價	筆數		地目	段別	筆數	
計	七五八、五二八	三三、三六、七一	一、八三四		計	四、三〇八	二	
田	一三、五八八、五一	三七、三〇、二九	七六二		社地	三、九二一	四	
畑	七六四、三三五	三、四一〇、四二	八三四		寺地	一、九二九	一	
宅地	二一〇、五一六 坪	八、九五三、八六	二五一		墓地	二、三一七	五	
原野	三三、五五〇、三五	二、〇三	九		學校數地	三九	一	
上平井								
池沼	一、一〇九	一〇	一					
山林	三〇〇	八四	一					
計	九七六、九〇一	四九、五九六、五四	二、八四八		計	八、六一六	二	
田	三二、五〇、三五	八、七九八、四七	三四三					
畑	一九七、二一〇	三、二九	一					
宅地	二八九、五 坪	六九、四八	二					
計	一九七、五〇六	八、八七二、四	三四五					
田	二八九、五							
畑	四三七、二一七	二〇、二九八、九六	八三四五		社地	一五、〇〇〇	三	
宅地	一四五、八二九	三三、四二、四五	四、一八一		寺地	一七、八〇〇	一三	
畑	一三六、九九五、一	三六、一九八、〇〇	八七九		墓地	九、五一四	二七	
原野	四二、四一三	九三、九八	六六		學校數地	四〇五	二	

總計				
池沼	一四、一〇三	三、三		
山林	三〇〇	八四		
物揚場	一六	一		
學校數地	三九	一三		
合計	五八二、三一七 一三六、九九五、一	二六四、〇三七 四八	一三、五〇五	合計 四三、八一七 六三

第三項　土地の等級及段又は百坪當地價金

一、宅地等級及百坪當地價金

等級	十七級	十八級	十九級	二十級	二十一級
地價（百坪當り）	二四円—	二六、円—	二八、円—	三〇、円—	三三、円—

備考

以上は本村宅地の等級、本村に十七級以下二十一級以上のものなし）及地價金にして、明治四十三年法律第三號に基き同四十四年より修正施行せらるゝと同時に市街宅地郡村宅地の區別を廢し單に宅地と稱するに至れり而して等級は土地の賃貸價格を標準として定め其一級を金壹圓とし其一級より十級迄は每級各登圓宛十一級より二十級迄は每級各金貳圓宛二十一級より二十二級迄は每級各金參圓宛二十三級より三十五級迄は每級各金五圓宛遞加せしむるを法とせり舊等級は之を二十級に分ち其一級の段金を四拾壹圓四拾錢として各級各金貳圓宛遞下し其最下を金參圓四拾錢に止めたりき而して奥戸曲金細田下小松上平井は舊七級鎌倉新田奥戸新田上小松は同八級たり今試みに地價修正後の地價金を修正前の地價金と比較せむに修正後の二十級は修正前の七級に相當し而して修正前の段地價金貳拾九圓四拾錢は今や三倍餘の九拾

圓に上れり。

二、田の等級及段當地價金

大字名 ／ 等級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等
曲金、上平井、中平井、奥戸	五八、六一	五五、二六	五一、九一	四八、五六	四五、二三	四一、八七	三八、五三
鎌倉新田	五八、〇四	五四、七二	五〇、四〇	四八、〇九	四四、七七	四一、四五	三八、一四
下小松	五五、二六	五一、九一	四八、五六	四五、二三	四一、八七	三八、五三	三五、一七
細田、上小松、奥戸新田	五六、九四	五三、五九	五〇、二四	四六、八九	四三、五四	四〇、一九	三六、八四
諏訪野	—	—	—	—	—	—	四〇、一九

等外一等　三〇、一三　等外二等　二六、七九　等外三等　二三、四五　等外四等　二〇、一〇

三、畑の等級及段當地價金

大字名 ／ 等級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等
曲金、上平井、中平井、奥戸	一九、五五	一八、三五	一七、一五	一五、九五	一四、七五	一三、五五	一二、三五
鎌倉新田	一八、七六	一七、五七	一六、三九	一五、二〇	一四、〇一	一二、八二	一一、六四
細田、奥戸新田、上小松、下小松	一八、九五	一七、七五	一六、五五	一五、三五	一四、一五	一二、九五	一一、七五
諏訪野	—	—	—	—	—	—	—

等外一等　九、三五　等外二等　八、一五

四、山林原野其他の等級及段當地價金

種別 ／ 等級	一等	二等	三等	四等	五等
山林	二、八〇	二、四〇	二、〇〇	一、六〇	—
原野	二、八〇	二、四〇	二、〇〇	一、六〇	—
雜種地	二、三〇	二、〇〇	一、七〇	一、三〇	—
池沼地	二、〇〇	—	—	—	—

備考

本項田畑の地價は明治二十二年法律第二十二號明治三十一年法律第三十一號を以て修正せられたる者なり卽ち田は曲金、奥戸、上平井、中平井の一等地價金は五拾八圓六拾壹錢にして之を修正前の七拾六圓九拾六錢五厘に比すれば金拾八圓參拾五錢五厘を減じ又畑は拾九圓五拾五錢にして修正前の貳拾四圓拾五錢五厘に比すれば金四圓六拾錢を減ぜり明治九年地租改正當時の調査に係る舊村々位等級利子田畑收穫段當り地價金表を左に揭げ以て參照に供す

附　一、舊村村位等級利子一覽

田方				畑方			
利子	一級	二級	三級	四級	利子	一級	二級	三級	四級
六分五毛	新宿町	曲金	細田	下小松	六分五毛	—	新宿町	曲金	細田
	—	奥戸	奥戸新田	—		—	—	奥戸	奥戸新田
	—	上平井	上小松	—		—	—	上平井	上小松

田方	一級	二級	三級	四級
利子				
六分一厘五毛	—	鎌倉新田	—	—

畑方	一級	二級	三級	四級
利子				
六分五毛	—	—	—	下小松
六分一厘五毛	—	—	—	鎌倉新田

備考

一村の等級は一等より九等迄とし十等以下を等外とす。諏訪野は元新宿町に屬せるを以て新宿町を表示したり。

二、舊田畑地價金段當表

田方	收穫米	地價	
等級	六分五毛	六分一厘五毛	
一	一、八〇石	七九、一六四円	七八、三八四円
二	一、七五	七六、九六五	七六、二〇七
三	一、七〇	七四、七六六	七四、〇三〇
四	一、六五	七二、五六七	七一、八五二
五	一、六〇	七〇、三六八	六九、六七五
六	一、五五	六八、一六九	六七、四九八
七	一、五〇	六五、九七〇	六五、三二〇

畑方	收穫麥	地價	
等級	六分五毛	六分一厘五毛	
一	一、七三石	二四、八七四円	二四、六二九円
二	一、六八	二四、一五五	二三、九一七
三	一、六三	二三、四三六	二三、二〇五
四	一、五八	二二、七一七	二二、四九四
五	一、五三	二一、九九九	二一、七八二
六	一、四八	二一、二八〇	二一、〇七〇
七	一、四三	二〇、五六一	二〇、三五八

前表に就き田畑の段金を求むるには假令ば村位三級なれば該村一等田畑は表中の三級二等の田畑は五級と各等毎に順次各一級を隔て其段金を得べし故に村位等級奇數のものは田畑の等級も亦奇數にして村位等級偶數なれば田畑の等級亦偶數と知るべし乃ち表中毎級の收穫は五升劣り毎村の等級は壹斗劣りなればなり米麥の一石標準價格米は五圓貳拾錢麥は壹圓七拾錢なり尚ほ田の利子は五分五厘乃至六分三厘五毛畑の利子は五分九厘五毛乃至六分三厘五毛にして其各級の等邊を一厘宛とす。

第四項　土地區劃の大小（大正四年四月調）

一、田の部

大字名	三畝歩未滿	三畝歩以上	五畝歩以上	八畝歩以上	一反歩以上	一反五畝歩以上	二反歩以上	計
曲金	一三九等	一二五等	一七三等	三八等	二三三等	四等	一等	七〇一等
諏訪野	一七	二五	三四	一六	二〇	九	二	六六三
鎌倉新田	一五八	一二八	一三七	一〇二	一一九	一七	四	六八五
細田	一〇九	一三八	二〇八	九八	一〇三	二五	一	六八九
奥戸	三七九	二三〇	二六一	七六	七〇	三	—	一、〇一九
奥戸新田	二四三	一九一	二三八	一一	一六一	二六	—	九七〇
上小松	二四六	二五八	一三三	四一	一二	—	—	六八九
下小松	五〇六	四〇〇	三一六	九八	六八	六	—	一、三九四
上平井	六二六	五三四	四三	一三三	五五	一	—	一、七六二
中平井	八七	五七	一〇四	五一	三五	七	—	三四一
計	二五一〇	二〇六六	二〇一五	七六四	八七六	一〇八	六	八、三四五

備考

本表に牧れば田の區劃一筆三畝歩未滿の者最も多し、八畝歩迄の者全體の七割九分を占あり一筆平均五畝七歩實に其狹少に驚かざるを得ず耕地整理の要知るべきなり。

二、畑の部

大字名	二畝歩未滿	二畝歩以上	三畝歩以上	五畝歩以上	八畝歩以上	一反歩以上	一反五畝歩以上	二段歩以上	三反歩以上	計
曲金	四四〇筆	三七八筆	一六五筆	一三筆	一筆	一筆	一筆	一筆	一筆	九九七筆
諏訪野	五	一〇	二九	九	二	一	七	一	五六	
鎌倉新田	五一	四二	七五	八七	一七	二八	一三	一	二三〇三	
細田	三〇	二四	五四	四九	一六	一三	一	八	二二四	
奥戸	五四	八六	二〇六	一三〇	二七	一八	二	二	五八一	
奥戸新田	五九	一六五	三四二	五九	一三	六	一	一	三二三	
上小松	三八	四九	七三	四三	一二	二	一	一	六三三	
下小松	四八	四六	一四九	八九	一五	一	一	一	三四一	
上平井	二六二	二九三	二五五	一五	一	一	一	一	八二四	
中平井	—	—	—	—	—	—	—	—	一	
計	九八六	一、〇九三	一、四四八	四九四	六三	六四	三三	一〇	二	四、一八一

備考

畑も田と同じく三畝歩未滿のもの最も多し、八畝歩迄のもの全體の八割四分を占め一筆平均三畝十五歩なり。

三、宅地の部

大字名	五十坪未滿	五十坪以上	百坪以上	百五十坪以上	二百坪以上	三百坪以上	五百坪以上	六百坪以上	七百坪以上	計
曲金	一七筆	一七筆	一八筆	一九筆	一六筆	九筆	一筆	一筆	一筆	九六筆
諏訪野	一	二	二	三	五	五	二	一	一	二〇
鎌倉新田	三	一六	二一	四	一四	一〇	一	一	一	七二
細田	六	一九	二〇	五	一七	八	一	二	一	七九
奥戸	三	三三	二四	二〇	一三	一五	一	二	一	一一九
奥戸新田	七	一七	二一	一九	一六	一三	一	一	一	九六
上小松	一三	二七	二三	一四	一七	一五	一	一	一	一〇五
下小松	四	八	一六	六	一二	一〇	一	一	一	五一
上平井	五九	七九	四七	一七	一一	五	一	一	一	二五一
中平井	—	—	二	—	一	一	一	一	一	二
計	一四二	二〇八	一九四	一〇七	一二八	八〇	一二	七	三	八七九

備考

五拾坪以上百五十坪未滿の筆數最も多く、一筆の平均坪數は百五十六坪なり。

第五項　各大字内の土地所有者階級別

大字名	一反歩未満	一反歩以上	二反歩以上	三反歩以上	五反歩以上	一町歩以上	一町五反歩以上	二町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	十町歩以上	十五町歩以上	計
曲金	二三人	二四人	六人	七人	一六人	人	人	人	人	人	人	人	九六人
諏訪野	五	六	二	二	三	人	人	人	人	人	人	人	一二
鎌倉新田	一九	九	三	一三	一三	人	人	人	人	人	人	人	七一
細田	三一	八	六	一〇	七	人	人	人	人	人	人	人	八六
奥戸	三三	一〇	九	一二	八	人	人	人	人	人	人	人	九〇
奥戸新田	三八	一九	一三	九	一三	人	人	人	人	人	人	人	一一五
上小松	二一	一三	四	六	七	人	人	人	人	人	人	人	五七
下小松	三三	一九	六	一五	一六	人	人	人	人	人	人	人	一〇三
上平井	六四	二〇	一五	一五	二三	人	人	人	人	人	人	人	一六八
中平井													
計	二六四	一二七	六四	八五	一〇五	四七	三六	三三	三〇	一五		二一	八〇八

備考

本表は各大字毎に其大字内の所有者に就き其所有する土地の總反別を揭げたるものにして、田畑宅地等を區別せず。但宅地坪は反別に換算して揭げたり。而して一反歩未滿の所有者最も多く全體の三割二分七厘に當り一町歩以下の所有者は全體の八割を占む、所有者一人平均は七反八畝十三歩に當れり。

一、田の部

大字名	一反歩未満	一反歩以上	五反歩以上	一町歩以上	一町五反歩以上	二町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	十町歩以上	計
曲金	二人	一九人	二人	七人	人	人	人	人	人	四一人
諏訪野	三	二	一	二	人	人	人	人	人	二
鎌倉新田	一〇八	一四五	七三	一七	人	人	人	人	人	九一
細田	七	一五	六	二	人	人	人	人	人	六〇
奥戸	一〇	八	一〇	四八	人	人	人	人	人	三〇
奥戸新田	一三	一三	四	九	人	人	人	人	人	五八
上小松	一〇	一三	四	一	人	人	人	人	人	四八
下小松	二一	一五	一四	三	人	人	人	人	人	四五
上平井	三三	三	一四	八	人	人	人	人	人	四三
中平井	一〇八	一四五	七三	四八	人	人	人	人	人	五六
計										

備考　一反歩以上五反歩未滿の所有者最も多くして全體の三割三分に當り次は一反歩未滿の所有者其二割四分九厘に當り乃ち一人平均一町七歩餘とす。

二、畑の部

大字名	一反歩未満	一反歩以上	五反歩以上	一町歩以上	一町五反歩以上	二町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	計
曲金	三人	二九人	一〇人	三人	人	人	人	人	六三人

大字名	一反歩未満	一反歩以上	五反歩以上	一町歩以上	一町五反以上	二町歩以上	三町歩以上	五町歩以上	計
諏訪野	六人	六人	一三	一	一人				二四
鎌倉新田	一五	三	二	六	三	一			二七
細田	二	二五	一七	三					四七
奥戸	六	一七	二六	一	一				五一
奥戸新田	二五	二六	一〇	一					三六
上小松	三	一〇	七						一〇
下小松	二六	七	一						三四
上平井	四七	一							四八
中平井	一								一
計	一〇三	三二	六二	一三	三	一			一五四

備考

一反歩以上五反歩未満の所有者最も多くして、全體の四割二分七厘に當り、次は一段歩未満の所有者其四割九厘に當り一人平均二反九畝十四歩餘とす。

三、宅地の部

大字名	百坪未満	百坪以上	二百坪以上	三百坪以上	四百坪以上	五百坪以上	六百坪以上	七百坪以上	千坪以上	千五百坪以上	計
諏訪野	二人	二人	一七人	七人	四人	一人	一人	二人	二人	一人	六三人
鎌倉新田	一三	一七	一五	一四	六	二	一	一	一	一	一五六
細田	一二	一四	一五	一五	五	二	一	一	一	一	一五五
奥戸	一六	一三	一三	七	五	二	一	一	一	一	一五一
奥戸新田	一〇	一七	一四	八	三	二	一	一	一	一	一五一
上小松	三	一三	三	三	四	一	一	一	一	一	一五一
下小松	一八	一九	一三	七	三	一	一	一	一	一	一五一
上平井	三三	三三	一七	一三	四	一	一	一	一	一	一五一
中平井	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五一
計	一一七	一一八	一一三	六八	三一	一一	一一	一一	一一	一一	一一五一

備考

百坪以上二百坪未満の所有者最も多くして、全體の三割六分に當り次は二百坪以上三百坪未満の所有者にして其二割二分に當り又の次は百坪未満の所有者にして其二割一分に當り一人平均二百四十六坪餘とす。

第六項　村内住民の他町村土地所有者段別（大正三年十二月調）

大字名		田	畑	宅地	雜地	計
曲金	所有人員	四人	一人	二人	一人	八人
	段別	町 歩 二〇七	四六	五五〇 坪	三一	町 歩 二八四
	地價	円 八四〇	円 八二	円 一五〇	円 七	円 一、〇七九

大字名	田	畑	宅地	雜地	計
諏訪野	段別 —	町 歩 四九			町 歩 四九
	地價 —	円 六一			円 六一
	所有人員 —	人 四	人 四	人	人 四
鎌倉新田	同 四、九八	一、〇八	二五		一、三九
	同 二、一七三	一七五	五六		二、四〇三
	所有人員 一四	一〇	一		一五
細田	同 四六	五三			五九
	同 二〇一	六九			九九
	所有人員 三	三			三
奥戸	同 一四、九五	二、九七	一、五三九		四、四三六
	同 七、一七四	五一八	四四四		八、一四二
	所有人員 二	二	四		六
奥戸新田	同 一〇一	五三		二九	八一
	同 四八三	六〇		六四	三九
	所有人員 四	四	五	五	五
上小松	同 三七	一、四九			一、四九
	同 一七九	一一			一七九
	所有人員 一	一			一
下小松	同 三、二八	七四			七四
	同 一、四八四	一二七			一二七
	所有人員 六	六	五		六
上平井	同 一、三〇	六九	一、〇〇三		一、四七二
	同 六五一	一一	六七九		一、四三
	所有人員 五	五	五		五
合計	同 二八、四二	七、四九	三、七一二	二、五〇	一四、一九二
	同 一三、一八五	一、二〇三	一、四四一	五四	一五、八八二
	所有人員 四八	一五	一三	一三	一一五

大字名	田	畑	宅地	雜地	計
曲金	段別 九、一三	町 歩 二、七五	畝 一七六	畝	町 歩 一二、八九
	地價 三、九二九	円 四五九	円 四九		円 四、三七
	所有人員 一五	人 一四	人 二	人	人 三一
諏訪野	同 九八	一三	二三九		一、一二
	同 四〇四	一六	五七		四七〇
	所有人員 四	一	一		六
鎌倉新田	同 五八	二二	一八三		二、一三
	同 二九〇	一九	四八		三五七
	所有人員 五	四	二		一二
細田	同 二三	一五	二〇三		三八
	同 一〇三	二五	四八		一七六
	所有人員 四	二	二		七
奥戸	同 二三	二三	二三一		二四一
	同 一七三	三四	三四		二三三
	所有人員 二	四	一		七
奥戸新田	同 四、四八	一、一〇	一、三二五	一、〇六〇	七、七四五
	同 一、九〇一	一六六	二三四	三	二、三九一
	所有人員 一八	一二	四	一	三四

備考

本表は本郡内（小松川町外十三箇町村）に限り調査したる者にして、本村民が本郡内の他町村内に所有する土地の段別は本村の土地の總段別の六分三厘に當れり。

表中地價金は圓位に段別は畝歩に止めたり次の七項八項亦同し。

第七項　他町村民の本村土地所有者段別

大字名	田	所有人員	畑	所有人員	宅地	所有人員	雜地	所有人員	計	所有人員
上小松	段別 町一、六一 歩 地價 七四七 円	三人	町 歩 六二 九五 円	六人	一五六 坪 四四 円	四人			町 歩 二、三六 坪 二六、九八六 円	一三人
下小松	同 二一、三六 同 五、〇二六	一六	一、〇五 一七五	七	七四一 一八〇	四	一、六七	一人	三、三三八 八三四	二八
上平井	同 一、四五 同 六四三	六	二五 四〇	三	一九四 四九	三			一、七八五 七三三	一三
中平井	同 一七、八二 同 八、〇〇四	一	〇三 三	一					一七、八五 八、〇〇七	二
合計	同 四七、八七 同 二一、二九	七四	六、四二 一、〇三二	五二	一、三三八 八三四	二三	八、六三	二	五、一三 三、三八 三、九八七	一五三

備考

他町村民が所有する本村の土地の段別は本村の土地の總段別の八分八厘強にして本村民が他町村の土地を所有するより多きこと二分五厘此段別十六町六段歩なり但前第六項は郡内に限り調査し本項は郡の内外を問はずして調査す是れ此差を見る一因ならむ。

第八項　土地段別地價地租戸口當

地目	段別	一戸當	一人當	地價	一戸當	一人當	地租	一戸當	一人當
田	町 歩 四三七、〇一	反 歩 五、二 扇	反 七〇〇 強	二〇四、二九九 円	二四二 円 強	三五 円 扇	九、一九三 円	一、〇九 円	一、五七 円
畑	一四五、五八 坪 一三六、九九五 界	一、七 強	一、一五 扇	三三、四四二	二八 扇	四 強	一、二五	一八	一五
宅地	六二八、二七	一、六二 強	三三 強	三六、一九八	四三 扇	六二 扇	一、〇五	一、七	一、一
計		七四 強	一、一〇〇 扇	二六三、九二九	三三三	四五、一 扇	一三、三三	一、九二	

備考

現在戸數は八百四十三、人口五千八百五十三

第九項　戸口當耕作段別

大字名	現住者 一戸當	現住者 一人當	農業者 一戸當	農業者 一人當
曲金	反 歩 七、〇一四	反 歩 一、〇〇三	反 歩 一、九一六	反 歩 一、四一〇
諏訪野	五、六〇一	〇、七一三	七、〇〇〇	八一一
鎌倉新田	九、八一五	一、二〇九	一、一一六	一、三一五
細田	七、九〇四	一、一〇六	一、九一三	一、三三〇
奥戸	六、〇一一	〇、八一一	八、〇一五	一、一一五
奥戸新田	八、六〇六	一、一一五	一、一〇〇	一、四二四
上小松	七、〇三三	一、一〇一	七、八一三	一、一一八
下小松	八、〇一三	一、二〇四	八、八〇六	一、三一九
上平井	四、一〇一	一、一〇六	一、〇二四	一、四〇五
平均	六、六一三	九一八	一、〇〇二〇	一、三〇二

備考

現住戸數八百四十三、人口五千八百五十三、農家戸數五百五十九、人口四千二百六十五、耕地段別田四百十七町二段九畝七歩、畑百四十五町五段七畝十三歩、合計五百六十二町八段六畝二十歩

第十項　田畑自作地及小作地段別

大字名	自作地				小作地			
	田	畑	計		田	畑	計	
曲金	二三、三一 町	一七、八七 町	四一、一八 町		二三、六四 町	四、一一 町	二六、七五 町	
諏訪野	二、五二	一、七三	四、二五		六、三三	六二	六、九四	
鎌倉新田	二一、三八	一一、四七	三三、八五		一九、四五	五、九〇	二五、三五	
細田	二八、〇一	九、九三	三七、九四		一九、〇四	一〇、二一	二九、二五	
奥戸	一七、九四	一三、八三	三〇、七七		二七、九九	五、七一	三三、七〇	
奥戸新田	三三、三五	一六、六八	四九、〇三		一七、〇八	四、六五	二一、七三	
上小松	九、八四	四、五〇	一四、三四		三三、〇四	四、四九	三七、五三	
下小松	二七、九七	九、四七	三七、四四		三二、〇三	六、九一	三八、九四	
上平井	四四、四〇	一四、一四	五八、五四		—	—	七六、四三	
中平井	一、九〇	—	一、九〇		二〇八、六二	四六、九〇	二五七、四一	
計	二〇八、六二	九八、六二	三〇七、二四		二一〇、五一	四六、九〇	二五七、四一	

大字名	小作地				計			
	田	畑	計		田	畑	計	
曲金	四四、九五 町	八、八四	四四、七九 町		二一、九八 町	二、二五	二四、二四 町	
諏訪野	八、八四	二、三五	一一、一九		一五、七七	六、〇〇七	二一、七八	
鎌倉新田	四四、三〇	一五、八三	六〇、一九		二三、〇四	一九、四五	四二、四九	
奥戸	四六、九八	二三、〇四	七〇、〇二		二九、二五	一〇、二一	四〇、〇六	
奥戸新田	六〇、三四	二三、三九	八二、七三		三三、七〇	五、七一	三八、七一	
上小松	二六、九二	九、一五	三六、〇七		二一、七三	四、六五	二六、三八	
下小松	六一、〇一	一三、九六	七四、九七		三七、五三	四、四九	四二、〇二	
上平井	七六、四三	二一、〇五	九七、四八		三八、九四	六、九一	四五、八五	
中平井	一、九〇	—	一、九〇		一、九〇	—	一、九〇	
計	四一九、一三	一四五、五三	五六四、六五		二五七、四一	四六、九〇	三〇四、三一	

備考

田の自作地は其總段別の四分九厘八毛、同小作地は五分〇二毛畑の自作地は其六分七厘八毛、同小作地は三分二厘二毛に當る。

第十一項　小作料及賃貸料（段當）

一、田の部

大字名 / 等級	曲金	諏訪野	細田	鎌倉新田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井
一等	一、一三 石	一、〇〇 石	一、〇〇 石	一、〇八 石	一、一五 石	一、一〇 石	一、〇〇 石	一、〇五 石	一、一〇 石
二等	一、〇九	—	一、〇七五	一、〇五	一、一〇	一、〇〇	九〇	一、〇〇	一、〇五
三等	一、〇六	—	一、〇五	一、〇〇	一、〇五	九五	八五	九〇	一、〇〇
四等	一、〇三	—	一、〇二五	九六	—	—	—	八五	九五
五等	一、〇〇	—	一、〇〇	九五	—	—	—	—	九〇
六等	—	—	九五〇	—	—	—	—	—	—

二、畑の部

大字名 / 等級	曲金	諏訪野	細田	鎌倉新田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井
一等	一五、〇〇 円	一五、〇〇 円	一五、〇〇 円	一二、〇〇 円	一五、〇〇 円	一三、〇〇 円	九、〇〇 円	一二、〇〇 円	二〇、〇〇 円
二等	一四、〇〇	一四、〇〇	一四、〇〇	一一、〇〇	一四、〇〇	一一、〇〇	八、五〇	一一、〇〇	一五、〇〇
三等	一三、〇〇	一三、〇〇	一三、〇〇	一〇、〇〇	一三、〇〇	一〇、〇〇	七、〇〇	一〇、〇〇	一三、〇〇
四等	一二、〇〇	一二、〇〇	一二、〇〇	—	—	八、〇〇	—	八、〇〇	一二、〇〇
五等	一一、〇〇	一一、〇〇	一一、〇〇	—	—	—	—	七、〇〇	一一、〇〇
六等	一〇、〇〇	—	一〇、〇〇	—	—	—	—	—	九、〇〇

三、宅地の部

等級＼大字名	曲金	諏訪野	細田	鎌倉新田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井
一等	一八、〇〇円	一八、〇〇円	一八、〇〇円	一四、〇〇円	二〇、〇〇円	二六、〇〇円	一〇、〇〇円	一七、〇〇円	三六、〇〇円
二等	一七、〇〇	一五、〇〇				二四、〇〇	九、〇〇	一五、〇〇	三〇、〇〇
三等	一六、〇〇					二〇、〇〇		一四、〇〇	二〇、〇〇
四等	—	—	—	—	—	一六、〇〇	—	—	一五、〇〇
五等	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、〇〇

備考

本表小作料貸貸料は各大字の地主が今より數年前に取極めたる者にして實際の小作料貸貸料は右以上の者あり現に曲金高砂停留場附近の宅地の如きは目下一ヶ月一坪金二錢内外の貸貸料を徴する者あり故に掲記せる所の小作料及貸貸料は固より土地の良否を定むる標準と爲す能はざるは勿論從て村内均衡を得たる者と云を得ざるを以て早晩村内地主の協議を經て之を改正するの要あるべし。

第六章　本村の戸數人口及建物

第一節　戸數及人口

本村の戸數及び人口は左表の如くにして、明治四十二年より大正二年（町村の廢置分合前）に至る、其五箇年間に於ける一箇年の現住者平均人口は、三千九百五十三人にして、其出生を百五十六人と爲し、其死亡を九十一人と爲す。死亡に對する出生の超過人員は、六十五人にして、人口百に對する超過の比例は、一人六分五厘なり、今を距ること二十餘年前、即ち明治二十二年に在りては、本村の戸數五百八十、人口三千四百九十四、其後十一箇年を經て、明治三十三年に至りては、戸數五百七十七、人口三千六百〇六、其後又十三箇年を經て、大正二年に至りては戸數六百十六、人口四千〇九十五、乃ち明治二十二年より大正二年に至る、二十四箇年の間に、本村の戸數に於て、三十六戸を增し、人口に於て六百〇一人を加へたるに過ぎず。前記死亡に對する出生の超過せる割合を以て之を算するときは、人口に於て千五百六十人の增加を現出すべき數なるに、而も事實は之に反し、僅かに其三分餘を增したるのみ。該現象たる、何の原因より此の如きの結果を齎すや、各方面に涉りて考究し、之が精査を遂ぐるにあらざれば遽かに之を判斷することは能はざるべし。然りと雖ども、本村の生活上に於ける地位他に劣れる者ありて、然ることは敢て疑を容れざる所なり。本村の過去に於ける狀態其れ斯の如し、斯の如くにして推移せば、其將來は轉た寒心に堪へざるものあり。苟も其局に當る者、大に之れが救濟の策を講せざるべからざるなり。

建物の總坪數は、大正四年八月末の現在、二萬四千四百四十坪にして、其内物置用の分は五千二

百九十八坪とす、又住屋の屋根にして、其瓦葺は僅かに七十棟に過ぎず、他は概ね茅葺とす。然れども比年瓦葺屋根增加の傾向あるは喜ぶべき現象なり。今試みに現住戸數八百六十五戸を以て總建坪の二萬四千四百四十坪を除するときは、一戸平均二十八坪三合と爲り、更に之を大字別とせば、細田の一戸平均三十一坪を最多と爲し、諏訪野の二十五坪三合を最少と爲す。（本章第五項參照）

第一項　戸數及人口

一、年度別戸數及人口（毎年十二月末日現在調）

年次	本籍人口	現住人數	本籍人百人に對する現住人	現住戸數	平均一戸の人口
明治三三	三、七三三人	三、六〇六人	九六、六人分	五七七戸	六、二人分
同三四	三、九一三	三、七九二	九六、九	五八一	六、五
同三五	三、九五六	三、八二一	九六、五	五八二	六、五
同三六	三、七一八	三、五〇四	九四、二	五七三	六、四
同三七	三、七六三	三、六〇八	九五、八	五八三	六、一
同三八	三、七九八	三、七二一	九七、九	五八三	六、三
同三九	三、八四〇	三、七四五	九六、九	五八三	六、四
同四〇	三、八五三	三、七六〇	九七、〇	五八四	六、四
同四一	三、八五七	三、八一六	九八、九	五七五	六、六
同四二	三、九一八	三、八六七	九八、七	五七七	六、七
同四三	三、九五九	三、九四九	九九、七	五九九	六、五
同四四	四、〇四七	三、九三〇	九七、一	五九九	六、五
同大正四五元	四、〇六五	三、九二四	九六、五	五九五	六、五
大正二	四、〇九〇	四、〇九五	一〇〇、一	六一六	六、六
同三	五、七一一	五、八五三	一〇〇、二	八四三	六、七
同四	五、七七九	五、四〇三	九三、五	八六五	六、二

二、大字別戸數及人口（大正三年十二月末日現在）

大字別	本籍人口 男	本籍人口 女	本籍人口 計	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	現住戸數	平均一戸の人口
金	二〇三	二九七	五〇〇	三〇五	三一四	六一九	一〇八	五、七人
曲諏訪野	八四	六八	一五二	八二	六七	一四九	二一	七、一
鎌倉新田	二五一	二三八	四八九	二三〇	二三五	四五五	六六	六、九
細田	二八七	二七七	五六四	二三八	二四〇	四七八	八一	五、九
奥戸	三七五	四〇九	七八四	三五四	三八一	七三五	一一三	六、五
奥戸新田	三三一	三五三	六八三	三一六	三八	六三四	九七	六、五
上小松	一六六	一六六	三三三	一五〇	一五六	三〇六	五〇	六、一
下小松	二八七	二六九	五五六	二六〇	二三六	四九六	八六	五、八

大字別	本籍人口 男	本籍人口 女	本籍人口 計	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	現在戸数	平均一戸の人口
上平井	八〇一	八〇七	一、六〇八	七七一	七四九	一、五二〇	二五二	六・〇 人
中平井	四	七	二	四	七	二	一	二・〇
計	二、八八九	二、八九〇	五、七七九	二、七一〇	二、六九三	五、四〇三	八六五	六・二

第二項　本籍人口戸主家族別

一、年度別本籍人口戸主家族（毎年十二月末日現在調）

年次	戸主 男	戸主 女	戸主 計	家族 男	家族 女	家族 計	合計 男	合計 女	合計 計
明治三三	五四六	一八	五六四	一、二二四	一、八五六	三、〇八〇	一、八六〇	一、八七三	三、七三三
同三四	六一二	五九	六七一	一、一八二	二、〇六〇	三、二四二	一、七九四	二、一一九	三、九一三
同三五	六一二	五九	六七一	一、一二六九	二、〇七四	三、二八九	一、八二七	二、一二九	三、九五六
同三六	六一二	五三	六六五	一、二六九	一、七八四	三、〇五三	一、八八一	二、一三七	三、七一八
同三七	六〇六	一三	六一九	一、三四四	一、八三〇	三、一七四	一、九二〇	二、一四三	三、七六三
同三八	六九九	一一	七一〇	一、三四五	一、八四三	三、一八八	一、九四四	二、一八五四	三、七九八
同三九	六〇〇	一〇	六一〇	一、三六五	一、八六五	三、二三〇	一、九六五	二、一八五	三、八四〇
同四〇	六〇三	八	六一一	一、三四二	一、八五六	三、一九八	一、九四七	二、一七九	三、八五七
同四一	六三五	二九	六六四	一、三二一	一、八七二	三、一九三	一、九六〇	二、一九一	三、八五一

二、大字別本籍人口戸主家族（大正三年十二月末日現在）

大字名	戸主 男	戸主 女	戸主 計	家族 男	家族 女	家族 計	合計 男	合計 女	合計 計
金	九五	九	一〇四	一、一二四	一、〇八八	二、二一二	二〇三	二九七	五〇〇
諏訪野	二三	二	二四	六二	六六	一二八	八四	六八	一五二
鎌倉新田	七七	二	七九	一、七四	二、三六	四、一〇	二、五一	二、三八	四、八九
細田	八五	九	九四	二、〇二	二、六八	四、七〇	二、七七	二、七七	五、五四
奥戸	一一一	一五	一二六	二、六四	二、九四	五、五八	三、七五	四、〇九	七、八四
奥戸新田	一〇三	七	一一〇	二、三八	三、四五	五、七三	三、三一	三、五二	六、八三
上小松	五一	三	五四	一、一五	一、六三	二、七八	一、六六	一、六六	三、三二
下小松	九六	三	九九	一、九一	二、六六	四、五七	二、八七	二、八九	五、五六

大字名	戸数	主家	族	合計	男	女	計
上平井	二四四	二四四	五五七	七九五	一、三五二	八〇一	八〇七	一、六〇八
中平井	一	一	三	七	一〇	四	七	一一
計	二四五	二四五六	五五七	七九五	一、三六二	八〇五	八一四	一、六一九
	八八五	六三	九四七	二、〇〇四	四、八三三	二、八八九	二、八九〇	五、七七九

第三項　本籍人口動態

一、年度別本籍人口動態（毎年十二月末日現在調）

區別	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年	明治四十四年	明治四十三年	自明治四十三年至大正二年平均
出生	二四三人	二三五	一六一	一五〇	一六一	一五三	一五六、三
死亡	一四四	一一三	八三	一〇四	七六	一〇三	九一、三
死亡ニ對スル出生ノ超過人員	九九	一二三	七八	四六	八五	五一	六五、〇
同上人口百人ニ對スル超過歩合	一、七二	二、一五	一、九四	一、一七	二、一八	一、三三	一、六五

二、大字別本籍人動態（大正三年十二月末日現在）

大字名	出生	死亡	婚姻	離婚	死産	出生百ニ對スル死亡	出生百ニ對スル死産	姻姻百ニ對スル離婚
金	二	二	一	一	一	人		
諏訪野	四	四	一	一	一	一〇〇〇	一〇〇〇	一三、五

大字名	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	計
出生	二	二五	四〇	三三	一八	一五	六六	二四三
死亡	一八	一三	一四	一四	一二	一六	一四	一四四
婚姻	八	五	六	二	七	一〇	一三	六八
離婚	一	二	一	一	二	五	一	一三
死産	一	一	一	一	一	三	七	一三
出生百ニ對スル死亡	八五、七	四八、〇	三五、〇	四六、〇	六一、〇	一〇六、六	五一、五	五九、二
出生百ニ對スル死産	四七、五	二五、〇	一〇、〇	三、〇	一〇、〇	一〇、六	一〇、六	五、三
姻姻百ニ對スル離婚	一	四〇、〇	五〇、〇	二八、六	五〇、〇	八、三	一六、二	

第四項　出入人口（大正三年十二月末日現在）

大字名	他町村へ出	男	女	計	他町村より入	男	女	計	差引現在人口	男	女	計
金	七一	五〇	六一	一一一	七三	四	六七	一四〇		△ 二	△ 一六	△ 一八
諏訪野	六	二	二	四	四	一	一	五		△ 二	△ 一	△ 三
鎌倉新田	四七	三五	三五	八二	一五	二六	三	四八		△ 二一	△ 一三	△ 三四
細田	六四	四八	四八	九六	一三	二七	一三	二七		△ 四九	△ 三六	△ 八五
奥戸	四八	四八	四八	九六	一五	二七	二〇	四七		△ 四九	△ 三八	△ 四九
奥戸新田	五七	六七	五七	一二四	二三	四三	三三	七五		△ 一五	△ 一三四	△ 四九
上小松	二八	二一	二一	四九	一三	二三	二二	四五		△ 一六	△ 一〇	△ 二六

第五項　現住戸数及建物坪数（大正四年八月末現在）

大字名	現住戸数	住屋建坪		物置建坪	計	一戸平均建坪
		平家	二階			
曲金	一〇八戸	二、五四〇坪	七坪	四四二坪	二、九八九坪	二七、七
諏訪野	二一	四四六		八六	五三三	二五、三
鎌倉新田	六六	一、四八四		四一三	一、八九七	二八、七
細田	八一	一、九〇八		六〇四	二、五一二	三一、〇
奥戸	一一三	二、四八九		七一三	三、二一七	三八、八
奥戸新田	九七	二、二五〇		六〇九	二、八五九	二九、五
上小松	五〇	一、二一八		三三八	一、四五六	二九、一
下小松	八六	一、九〇五		五五八	二、四六五	二八、七
上平井	二四二	四、七一九	一二	一、五九九	六、四二九	二六、六
中平井	一	三六			三六	七四〇

第五項　現住戸数及建物坪数（大正四年八月末現在）

大字名	他町村へ出			他町村より入			差引現在人口		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
下小松	五六	五〇	一〇六	二九	一七	四六	△二七	△三三	△六〇
上平井	一三七	一三一	二五八	一〇七	六三	一七〇	△三〇	△五八	△八八
計	五一四	四四二	九五六	三三五	二四六	五八一	△一七九	△一九六	△三七五

計	八六五	一八、九九七	一四五	五二九八	二四、四四〇	二八三

第二節　職業別戸数

職業の細則は、別項に掲載したるが如く、本村現住總戸數八百四十三戸の内農業者五百五十九、工業者七十七、商業者七十三、其他雜業者百三十四なりとす、而して雜業中勞働者半ば以上を占め、其大部分は、上平井に在住する者とす、是れ上平井に勞働者の多きは、比較的耕作地の少きが爲ならむ歟、乃ち本村の現住戸數と耕地反別との割合を見るに、一戸當り耕地の最も多きは、九反八畝歩の鎌倉新田にして、最も少きは、上平井の四反二畝歩なり、且つ上平井には、布海苔製造者多き爲め、其傭人となる者尠からざるも亦一の原因を爲すものと思考せらる、是れ本村の産業上注意を要すべき點なり。

第一項　職業別戸數（大正三年十二月末日現在）

職業名 ＼ 大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	計
大工（船大工ヲ含ム）	一				二	三	一		二	一〇
左官	一								△	△一
指物職										
建具職									三	三

職業名 / 大字名	石工	植木職	下駄職	菓子製造業	種業	鍛冶職	錺職	鐵皮職	綿打職	木綿晒業	蘰褄晒業	桶職	箸製造職	傘製造職	井戸職
曲金		一					二					一			一
諏訪野													一		
鎌倉新田							一						一	一	
細田		一				一									
奥戸	六					一一									
奥戸新田	五														
上小松															
下小松														一	一
上平井	二	一	一	一	一	一一	一	一	一	一	二	二	一		
計	一六	一五	一三	一	一	一四	四三	一	一	一	二	二	一	四	一

職業名 / 大字名	精米業	疊職	足袋職	染物職	形付職	家根職	濾海製造業	絲細工業瓜	理髪職	髪結職	酒小賣商類	呉服商	油小賣商類	煎餅菓子小賣	青物商
曲金				一					一	一	一二	一		四五	二
諏訪野														一一	
鎌倉新田						一			一		一		一		
細田			一	一	一	三		一	一	一	二			三三	
奥戸		一	一	一	一	三		一	一	一	一一			五	
新田						五			一	一	一一	一		一二	
上小松									一	一	一			一	
下小松									一	一	一	一		一一	四
上平井	一					一			二	一一	三四			七四	一一
計	一	一	一	一三	一	九	一四	一	八	一二	一七	三	一	一九	五六

職業名 / 大字名	肥料販賣業	菓子商	糧穀商	自轉車業	質業	貸金付錢業	陶器商	下駄商	白米小賣商	荒物小賣業	牛乳搾取業	莎縄商	草履草鞋商	魚仲買業
曲金	△五								△一		二			
諏訪野	△二		△一											
鎌倉新田	△一												△一	
細田	△七								△一					
奥戸	△一〇	△一	△一		△一	△一			△一	△一				
奥戸新田	△一三													
上小松	△五				△一									
下小松	△六	△一			△一									
上平井	△三四	△一	△一		△一	△一				△一				
計	△三五	△三	△三	△一	△三	△一			△一	△一			△一	

職業名 / 大字名	魚小賣業類	花販賣業	馬立仲業	瓦販賣業土	古著商	飲食店	雇入口業人	湯屋業	漁業	官公吏教員	醫師	產婆	會社員	僧侶	神職
曲金										△一五			三	一	
諏訪野															
鎌倉新田			△一							一				△一	
細田				△一	△一一						一三			二	
奥戸			△一												
奥戸新田							△一				一二			三	
上小松										一				一	
下小松										一					
上平井	△九	△一一	△一	△一	△一	△一	△一二			三	一			一三	
計	△九	△一二	△二	△一一	△一一	△一一	△一二	一		△一六	三	一	三	一二	一

職業名 / 大字名	合計	農業	計	土木請負業	同業	土工其他勞働者	人力車夫	荷車馬積業	舟乗業	仕立職	無業
曲金	一〇一	△五七	△一六			二		△一			一
諏訪野	二〇	△一三	△四			二					
鎌倉新田	六二	△五六	△六								
細田	七六	△五三	△一三			三					
奥戸	一一七	△八七	△二五	一		四					
奥戸新田	九四	△七三	△二			一					
上小松	五二	△四六	△八								
下小松	九一	△八五	△一九	一							
上平井	二三）	△八九	△一四			六三					
計	八四三	△五五九	△一八四	四		七四		△一			

備考

△印は兼業戸数なり以下同じ

一、農工商雑業戸数及人口

大字名	種別	戸数	人口 計	人口 男	人口 女
曲金	農業	五六	二五三	二一四	四六七
	工業	九	二八	二九	五七
	商業	一三	二七	二六	五三
	雑業	二三	四四	四三	八七
	計	一〇一	三五三	三一二	六六四
諏訪野	農業	一六	七一	六三	一三四
	工業	一	五	二	七
	商業	一	四	二	六
	雑業	二	四	四	八
	計	二〇	八四	七一	一五五
鎌倉新田	農業	五四	二三三	二一六	四四五
	工業	五	一五	一二	二六
	商業	二	七	九	一六
	雑業	一	一	一	二
	計	六二	二五五	二三四	四八九
（農業）		五三	二三六	二二七	四六三

大字名	種別	戸數	人口		
			男	女	計
細田	工業	六	一三	一〇	二三
	商業	八	二三	一七	四〇
	雜業	九	二〇	一九	三九
	計	七六	二九二	二七三	五六五
奥戸	農業	八七	三〇二	三〇七	六〇九
	工業	一五	六二	五四	一一六
	商業	八	三〇	三〇	六〇
	雜業	七	二四	二八	五二
	計	一二七	四一八	四一九	八三七
奥戸新田	農業	七三	二九四	三〇七	六〇一
	工業	一〇	三二	二七	五八
	商業	四	八	一四	二二
	雜業	七	二〇	一八	三八
	計	九四	三五三	三六六	七一九
上小松	農業	四六	一五一	一六〇	三一一
	工業	二	四	一	五
	商業	二	四	二	六

下小松	雜業	二	三	二	五
	計	五二	一六二	一六五	三二七
	農業	八五	二八二	二五五	五三七
	工業	三	七	二	九
	商業	一	三	三	六
	雜業	二	五	四	九
	計	九一	二九七	二七四	五七一
上平井	農業	八八	三三七	三五二	六八九
	工業	二六	七六	八〇	一五六
	商業	三四	一〇九	一〇四	二一三
	雜業	八一	二三七	二三三	四五九
	計	二二九	七四九	七六八	一五一七
中平井	農業	一	三	六	九
合計	農業	五五九	二、一六一	二、一〇四	四、二六五
	工業	七七	二四一	二三六	四六七
	商業	七三	二一五	二〇七	四二二
	雜業	一三四	三四八	三五一	六九九
	計	八四三	二、九六五	二、八八八	五、八五三

二、農業專業及農業者の兼業戸數人口

大字名	種別	戸數	人口		
			男	女	計
曲金	農專業	四九	一三三	一八五	四一六
	農兼工業	六	一〇	二七	四七
	農兼商業	一	二	二	四
	農兼雜業	五六	六〇	五〇	一一〇
	計	一一三	二一五三	二一四	四六七
諏訪野	農專業	一三	一二	一三	二五
	農兼工業	三	六	六三	一二九
	農兼商業	一六	七一	一九二	三九四
	計	三	一二	一三	二四
鎌倉新田	農專業	四八	一九四	一九四	三八八
	農兼工業	三	一二	一四	二六
	農兼商業	三	一二	一四	二六
	農兼雜業	一	四	四	八
	計	五四	二一三	二一三	四四五

大字名	種別	戸數	人口		
			男	女	計
細田	農專業	四三	一九〇	一九四	三八四
	農兼工業	二	七	一四	二一
	農兼商業	八	三九	二九	六八
	農兼雜業	一	一	一	二
	計	五三	二一六	二一七	四六三
奥戸	農專業	六〇	二二五	二二三	四六八
	農兼工業	五	一四	一〇	二四
	農兼商業	一五	五三	五四	一〇七
	農兼雜業	七	三	三	六
	計	八七	三〇二	三〇七	六〇九
奥戸新田	農專業	五四	二一九	二二四	四四三
	農兼工業	五	一七	一七	三四
	農兼商業	一三	五四	四三	九七
	農兼雜業	一	四	七	一一
	計	七三	二九四	三〇一	六〇一
上小松	農專業	三七	一二〇	一二三	二四三
	農兼工業	一	四	二	六
	農兼商業	八	二八	二八	五六

大字名	種別	戸数	人口		
			男	女	計
上小松	農業雑業	一	三	九	一二
	計	四六	一五一	一六〇	三一一
下小松	農専業	七一	二四三	二〇六	四四九
	農兼工業	一	四	一	五
	農兼商業	一三	三五	四八	八三
	農兼雑業	八五	二八二	二五五	五三七
	計	一	—	—	—
上平井	農専業	四三	一七一	一八六	三五七
	農兼工業	三五	一三三	一三三	二六六
	農兼商業	七	二七	二九	五六
	農兼雑業	三	七	六	一三
	計	八八	三三七	三五二	六八九
中平井	農専業	一	三	六	九
	農兼工業	四一九	一、六八六	一、六〇五	三、二九一
	合計	五五一	一八五	二〇〇	三八五

備考

本表は農業専業と農業を本業として、他の業を兼ぬる者のみを掲げたる者なり。

三、自作小作及自作兼小作者戸口

大字名	自作者		小作者		自作兼小作者		合計		
	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	
金曲	八	六〇	一七	九五	二六	二四八	五一	三〇三	
諏訪野	五	三五	一〇	八七	三	二五	一八	一四七	
鎌倉新田	一〇	七五	一九	一二五	二七	二六〇	五六	五〇〇	
細田	二〇	一五八	二五	二四一	二三	八九	五七	四八八	
奥戸	一九	一二九	四七	三六五	二〇	一九七	九六	九六一	
奥戸新田	一七	一四一	三九	三三六	一〇	一五八	七六	六二五	
上小松	七	五三	二八	一六七	一三	九五	四七	三一五	
下小松	一五	八五	四二	二〇七	二九	一一三	八六	五四五	
上平井	二六	二〇一	四三	三三〇	四二	三三八	一一二	八六九	
合計	七六	五五九	一三	二、一六一	二五四	二五二	四七	四、二六五	

大字名	自作者		小作者		自作兼小作者		合計	
	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員
中平井	一二六	九九四六	—	—	—	—	一六〇九	四、六五二
計	二六九	一、九四三	二一	一、七六三				

備考　本表の戸數人口と第一項農業者の戸數人口と符合せざるは、本表中には、工商及び雜業者にして、少許の小作なす者も農業小作者として算入したるに由る。

第七章　本村の交通及水利

第一節　交　通

本村の西部に中川あり。中川は、其源を埼玉縣下に發し、本村曲金、諏訪野、細田、奥戸新田、奥戸、上平井の西を流るゝ水流にして、本村々民、此中川を渡らざれば、西に出づる能はず。故に從來官に請ひ、渡船場を設けて交通を圖れり。

渡船場　渡船場の曲金に在るを曲金渡船場と謂ひ、其訪諏野に在るを諏訪野渡船場と謂ひ、其奥戸に在るを奥戸渡船場と謂ひ、其上平井に在るを上平井渡船場と謂ふ。曲金渡船場渡船（以下單に渡船と云ふ）は曲金と龜青村大字青戸間を渡し、帝釋支道を聯絡し、諏訪野渡船は、諏訪野と本田村大字淡之須間を渡し、帝釋道を聯絡し、奥戸渡船は、奥戸と本田村大字立石間を渡し、行德道を聯絡し、上平井渡船は、上平井と吾嬬町大字下木下川間を渡し、千葉分道を聯絡す。（奥戸新田に在りし、奥戸新田渡船は、奥戸橋の架設と同時に之を廢止せり）

橋梁　以上渡船の外、私費架設の橋梁あり、奥戸橋と曰ふ。其位置は、本村奥戸新田地先と本田村大字立石地先間に在り、本橋の架設以前は、五箇所の渡船によりて之を渡せしに過ぎず。其不便實に言ふ可からざりしが此架橋一たび成るや、啻に本村及び本村附近町村の利便を感ずるのみならず、遠く荷車を挽き、東京市に出づる千葉縣東葛飾郡民に至るまで、其惠澤を享くるに至れり。（架橋の歷史は本編施設事業の章に具す）

鐵道　南部に、總武鐵道線路ありて、下總及武藏を往復す、因て之を總武線と曰へり、西は平井・龜戸・錦絲町の三驛を經て、兩國驛に至るを得べく、東は小岩・市川・中山・船橋・津田沼・幕張・稻毛を經て千葉驛に到るを得べく、千葉驛より分岐して南は、勝浦驛に到る之を房總鐵道と稱す。本線は東して銚子驛に至るを得べしと雖ども、此鐵路は本村の南端に在り、且つ村内に停車場の設なきを以て、利便鮮きを遺憾と爲す。（本鐵道は元總武鐵道株式會社の私設に係りしが今や國有に移れり）

電氣軌道　北部に京成電氣軌道あり、其停留場を本村曲金字高砂に置き高砂停留場と曰ふ。東京市本所區押上町を起點とし、千葉縣東葛飾郡中山に通じ、今や將さに同縣印幡郡成田町に延長せ

んとし其工事中に屬せり。高砂停留場より分岐し、北は金町驛に達す。本線は東して小岩村を經中山驛に到る。此軌道亦北部に偏する常盤線（海岸線とも云ふ）を以て本村の全部を利すること能はざるを遺憾と爲す。

村内の道路は、南北に通ずる者三あり、一を小松川道と曰ひ、二を帝釋道と曰ひ、三を逆井道と曰ふ。東西に通ずる者七あり、一を佐倉街道と曰ひ、二を立石道と曰ひ、三を行德道と曰ひ、四を立石道と曰ひ、五を行德道と曰ひ、六を千葉分道と曰ひ、七を矢切渡船場道と曰ふ、

小松川道は、曲金細田奥戸新田を貫き、南は鹿本村大字上一色、同村大字本一色を經て、千葉街道に通じ、北は新宿町に至り佐倉街道に接續す。

小松川分道は、下小松の中央を貫き、東北に向ひて鹿本村大字上一色に至り、小松川道に接續し、南は松江村大字西小松川を經て、千葉街道に通ず。

逆井道は、細田地内、小松川道より南方に向ひて、奥戸、奥戸新田、上平井を貫き、小松川町大字中平井、下平井、逆井を經て、同町大字西小松川に至り、千葉街道に接續す。

其他南北に貫く者にして、立石脇道あり、上ノ割道あり、奥戸渡船道あれども、立石脇道は逆井道と立石道と、上之割道は逆井道と矢切渡船場道と、奥戸渡船道は逆井道と行德道との聯絡線に過ぎざるを以て、別に特記すべき點なし。

佐倉街道は、西、新宿町地内陸前濱街道より分岐し來り、本村と新宿町及金町村との分界線を爲せる道路にして、曲金及鎌倉新田の北端を走り、東、小岩村大字小岩田を經て、同村大字伊豫田に至り千葉街道に接續す。

帝釋道は、諏訪野渡船場より曲金を貫き、東は金町村大字柴又帝釋天に至り、岩槻道卽ち江戸川堤に出て、西は同渡船場を經て、本田村大字淡之須を過ぎ同村大字立石に至り立石道に接續す。

帝釋支道は、曲金の中央に於て帝釋道より分岐し、西は曲金渡船場を經て、龜青村大字青戸を過ぎ本田村大字淡之須に至り帝釋道に合す。

立石道は、鎌倉新田・細田・奥戸新田を貫き、西は奥戸橋を渡り、本田村大字立石を經て同村大字四ッ木に至り四ッ木街道に通じ、東は小岩村大字上小岩中小岩を經て伊豫田に至り佐倉街道に接續す。

行德道は、奥戸新田・奥戸を貫き、奥戸渡船場を經て立石に至り立石道に連り、東は鹿本村大字上一色、小岩村大字下小岩、篠崎村大字上篠崎下篠崎及伊勢屋等を經て、江戸川を渡り千葉縣東葛飾郡行德町に通ず。

千葉分道は、下小松・上小松・上平井を貫き、西は上平井に至りて逆井道に合し、東は鹿本村大字本一色を經て、千葉街道に接續す。

矢切渡船場道は、上小松地内千葉分道より分岐し、奥戸・奥戸新田・細田・鎌倉新田を貫き、佐倉街道を横ぎり金町村大字柴又を經て、矢切渡船場に通ず。

以上の道路中、小松川道・逆井道・佐倉街道・帝釋道・帝釋支道・立石道・行徳道の七は、東京府費支辨道に屬し、千葉分道・小松川分道・立石脇道・奥戸渡船場道・上之割道・矢切渡船場道の六は、東京府費補助道に屬せり。

橋梁　村内に架せる橋梁は亦道路と同じく府費支辨と府費補助と其他村費とを以てする者あり。

墨田橋は、曲金と新宿町の分界線たる小松川道を横斷せる西用水路に、鷹番橋は、帝釋支道を横斷せる西用水路に、一口橋は帝釋道を横斷せる西用水路に架し吾妻橋は、同東井堀に架し、鍛冶橋は、逆井道と小松川道とを聯絡する西用水路に架し、北沼橋は、立石道を横斷せる西井堀に、中島橋は、同中井堀に架し、長四郎橋は、立石道を横斷せる東井堀に、勘七橋は、同小岩用水路に架し、傳兵衛橋は、行徳道を横斷せる西井堀に、地藏橋は、同中井堀に架し、小御堂橋は、千葉分道を横斷せる境川に架し、筋違橋は、佐倉街道を横斷せる小岩用水路に架し、稻荷橋及旱魃田橋は、何れも佐倉街道を横斷せる鎌倉新田用水堀に架し、南汐橋は、逆井道を横斷せる奥戸上小松の排水堀に架せり。此の十七橋は、倶に皆東京府費支辨橋に屬し。

寶藏院橋は、矢切渡船場道を横斷せる中井堀に、庄左衛門橋は、同東井堀に架し、地藏橋は、矢切渡船場道を横斷せる小岩用水路に架し、枝川橋は、小松川分道を横斷せる枝川に架し、橋戸橋は千葉分道を横斷せる西井堀に架せり、此の六橋は東京府費補助橋に屬せり。

村費負擔の道路橋梁　府費の支辨に屬せず、又府費の補助をも受けず、全然村費負擔の道路及橋梁にして、却て府費の支辨若くは府費補助の道路及橋梁よりも、更に樞要の者あり、樞要の道路五あり、其一を奥戸橋道と曰ひ、其二を行徳道支道と曰ひ、其三を小岩用水道と曰ひ、其四を千葉分道支道と曰ひ、其五を平井道と曰ふ。奥戸橋道は、府費支辨の逆井道と立石道との聯絡を保ち、行徳道支道は、曲金・細田を貫き、府費支辨の帝釋支道と行徳道との聯絡を保つ者なるが故に、人馬の往來毫も帝釋支道及び行徳道に讓らざるべし。小岩用水道は、本村及金町村住民竝小岩村住民の一部が、小岩停車場に至る唯一の道路にして荷車の通行も亦少しとせず。千葉分道支道は、上平井地先千葉分道と、府費支辨の逆井通とを短距離に於て、聯絡交通せしめ、平井道は、府費支辨の行徳道と逆井道とを聯絡交道せしむる樞要の道路線にして、其交通の繁なること倶に皆前記府費支辨の道路線に下らざるべし。樞要の橋梁三あり、一を持福院橋と曰ひ、二を前西橋と曰ひ、三を鼎橋と曰ふ。持福院橋、前西橋は、竝に府費補助の矢切渡船場道中、前者は西井堀に、後者は小岩用水路に架し、鼎橋は、行徳道支道を横斷する東井堀に架する者なるを以て

其道路と共に、府費補助の橋梁に編入せらるゝを希望すると同時に、早晩之が編入あるべきを信ずるものなり。

此他里道あり其道路の延長九里餘、又大小の橋梁數十箇所あり、倶に皆耕作或は一部人民の交通に資するに過ぎざるを以て、茲に詳記するの要なかるべし。

郵便　通信機關の如きは、郵便局所の設けなきも、鎌倉新田、諏訪野を除き、其他の各大字には郵便函の設けあるを以て、普通の通信に妨げなきが如しと雖も、其設けなき二箇大字に至りては其の不便實に尠からず。

之を要するに、本村の交通機關に屬する者概ね皆前揭の如くにして、其道路と曰ひ、橋梁と曰ひ徒に交通し得ると謂ふに過ぎず。今其道路の幅員は現在一間半乃至二間なり、更に之を二間半乃至三間に擴張せむか、行旅の東西に來往し、貨物の運搬、車馬の出入或は今日に倍蓰し、隨ひて本村の發展を促すや必せり。望むらくは將來に於て其幅員を擴張すると同時に、其屈曲を矯め、車馬及貨物の出入運搬に便ずるの道を講ずるの擧に出でむことを。而して通信機關たる郵便函は亦之を鎌倉新田、諏訪野の兩大字にも設くるの必要あり、特に郵便局所の如きは、高砂停留場若くは其附近に新設の必要を感ずるを以て、早晩之が實現を期せざるべからず。

更に大字上平井の交通上に關し特記すべきことあり、上平井は從來中川に遮ぎられ、西の方東京市に出づるに南、逆井道に由るの外なかりしなり、卽ち逆井道に由り舊平井村に出で、平井橋を渡り、吾孀町を經て東京市に出でしに、今や荒川放水路の開鑿ありて、其唯一の逆井道を斷たれたるを以て同大字は全く東京市に出づるの道を失ふに至れり。上平井は、荒川放水路開鑿の爲め本村に編入せらるゝ不幸に遭遇すると同時に東京市に出づる道をも失ふに至りては、其慘狀實に忍ぶべからざるものあり。荒川放水路の崇を上平井に爲す亦何ぞ其れ酷なる。當局者に望むの救濟の一として現在上平井渡船場の位置、若くは其上流に橋梁を架設し以て、上平井の住民をして、其惠澤に浴せしめられんことを、是豈に獨り上平井の爲のみならんや。

第一項　渡船場

渡船場名	川筋	發著	摘要
曲金渡船場	中川	曲金戸間	享保十四年青戸西組へ設置し後ち寶曆八年二月現在の表青戸に場所換したり
諏訪野渡船場	同	諏訪ノ淡須間	明治五年設置
奥戸渡船場	同	奥戸立石間	設置年不詳
上平井渡船場	同	上平井木下川間	同　上

第二項　汽車及電車

名稱種別	延長	幅員	摘要
汽車鐵道（總武線）	一、〇六三間	一〇間	中平井地先二百二十六間、下小松地先六百九十六間奥戸新田地先百四十間
電氣軌道（京成電車）	一、四三三	六	曲金地先中川堤防より高砂迄二百六十一間半高砂より筋違迄百九十六間高砂より鎌倉新田迄三百五十間計八百七間半鎌倉新田地先六百二十五間半

備考　電氣軌道哩數は、押上高砂間四哩四五八、高砂金町間一哩五二、高砂江戸川間一哩八一、江戸川中山間三哩一七なり

第三項　道路

一、府費支辨

道路道	延長	幅員	面積	摘要
佐倉街道	八一三間	二間	一、六二六坪	曲金地先長四百四十六間
帝釋道	八八五	二	一、七七〇	鎌倉新田地先長三百六十七間
帝釋支道	一八九	二	三七八	諏訪野渡船場より曲金一口橋迄四百十九間
立石道	八七七	二	一、七五四	同所より佐倉街道迄四百六十六間
小松川道	一、七八七	二	三五七四	全部曲金地先
逆井道	一、九一一七	二	三、八三四	小岩村界勘七橋より細田長四郎橋迄三百四十八間
行德道	八七八	二	一、七五六	同所より奥戸橋迄五百二十九間
計	七、三四六	—	一四、六九二	

二、府費補助道路

道路名	延長	幅員	面積	摘要
矢切渡船場道	一、九一七間	一、五間分	二、八七六坪	鎌倉新田地先六百六十八間、細田地先二百八十間、奥戸新田地先四百三十五間、奥戸地先三百六十九間、上小松地先百六十五間
小松川分道	七七七	一、五	一、一六六	全部下小松地内
千葉分道	一、八〇八	一、五	二、七一二	下小松地先三百七十間上小松地先五百七十一間上平井地先八百六十七間
立石腕道	二七四	二、〇	五四八	全部奥戸新田地先
奥戸渡船道	九〇	一、五	一三五	全部奥戸地内
上之割道	一八〇	一、五	二七〇	全部奥戸地内
計	七、〇四六	—	七、七〇七	

三、府費支辨府費補助の有資格道路

道路名	延長	幅員	面積	摘要
奥戸橋道	二七四間	二〇間分	五四八坪	細田地先百五十六間、奥戸新田地先百十八間
行徳道支道	九一五	一、五	一、三七三	曲金地先二百九十五間、細田地先六百二十間
小岩用水道	六〇〇	一、五	九〇〇	全部鎌倉新田地先
千葉分道支道	三七七	一、五	五六五	全部上平井地先
平井道	五九七	一、五	八九六	全部奥戸地先
計	二、七六三	—	四、二八三	

四、村費負擔の道路（幅員九尺のもの、みを掲ぐ）

大字名	延長	面積	大字名	延長	面積
曲金	三四二間	五、一一八坪	奥戸新田	三、五〇八間	五、二六二坪
諏訪野	三三八	五〇七	上小松	九九六	一、四九四
鎌倉新田	一、〇〇四	一、五〇六	下小松	二、二八三	三、五七五
細田	一、二六八	一、九〇二	上平井	三、五六六	五、三四九
奥戸	三、五六八	五、三五二	計	二〇、〇四三	三〇、〇六五

第四項　橋梁

一、府費支辨橋梁（長六尺以下のもの略す）

橋名	川名	架設道路名	所在地	長	幅	架設年月	工費金
墨田橋	西用水路	小松川道	曲金（新宿町）	四〇間分	一、五間分	明治四五、六	一七六円
鷹番橋	同	同	曲金	四〇	一、五	大正三、一〇	三九二
宮前橋	東井堀	帝釋支道	同	四〇	一、五	明治四二、九	一九六
一口橋	西用水路	帝釋道	同	四〇	一、五	大正三、二	二三九
吾妻橋	東井堀	同	同	四〇	二〇	大正三、一二	二三二
鍛冶橋	西用水路	逆井道	細田	四〇	一、五	明治四三、六	二四八
中島橋	中井堀	立石道	同	四〇	二〇	大正二、二	二八四
北沼橋	西井堀	同	細田（奥戸）	四〇	二〇	大正三、八	五一七
長四郎橋	東井堀	同	同	四〇	二〇	明治四一、四	八二四
地藏橋	中井堀	行徳道	奥戸新田	三五	二〇	大正三、七	四六五
傳兵衞橋	西井堀	同	奥戸新田（奥戸）	四〇	一、五	明治四三、三	二二一
小御堂橋	境川	千葉分道	下小松（本一色）	五五	二〇	同四三、八	四四一
筋違橋	小岩用水	佐倉街道	曲金（新宿町）	四〇	二〇	大正三、九	四二〇
勘七橋	同上	立石道	細田（小岩村）	四〇	一、五	不詳	—
稻荷橋	用水堀	佐倉街道	鎌倉新田	二〇	二〇	大正三、一	三二〇
旱魃田橋	同	同	同	一三	一、五	明治四一、四	二七七

橋名	川名	架設道路名	所在地	長	幅	架設年月	工費金
南汐橋	奥戸小松堀悪水	逆井道	奥戸上平井	二〇	一、五	不詳	—

二、府費補助橋梁

橋名	所在地	路線	水路	長	幅	架設年月	工費金
庄左衛門橋	細田	矢切渡船場道	東井堀	四、〇間分	一、五間分	大正三、二年月	二五一円
地藏橋	鎌倉新田同	同	小岩用水	四、〇	一、五	明治四四、一二	一八四
寶藏院橋	奥戸新田	同	中井堀	四、〇	一、五	大正四、七	二五四
枝川橋	下小松	小松川分道	枝川	一、七	一、五	明治四四、一二	一二九
橋戸前橋	奥戸	上之割道	西井堀	三、〇	一、五	從來の儘	—
橋戸橋	上小松	千葉分道	同	三、五	一、五	明治三九、七	二五六

三、府費支辨府費補助の有資格橋梁

橋名	所在地	路線	水路	長	幅	摘要
奥戸橋	奥戸新田立石	立石道	中川	七、五間	二、五間分	大正三年四月開通工費金壹萬五千圓
持福院橋	上小松	矢切船場渡道	西井堀	四	一、五	千葉分道ニ通ス
鼎橋	細田	行徳支道	東井堀	四	一、五	鹿本村方面ニ通ス
前西橋	鎌倉新田	矢切船場渡道	小岩用水	四	一、五	小岩田方面ニ通ス

四、村費負擔の橋梁（長三間半以上のもの）

橋名	地先	水路	橋名	地先	水路
新田橋	曲金	西用水路	宮後橋	奥戸新田	中井堀
吉右衛門橋	細田同上	龜田橋	同	上同	上
與兵衛橋	奥戸新田	西井堀	天王橋	曲金	東井堀
庚橋	奥戸同	上	藤太郎前橋	細田	東井堀
六反橋	奥戸新田	中井堀	床屋前橋	鎌倉新田	小岩用水

第五項　郵便

郵便函の設置箇所左の如し

曲金、細田、奥戸、新田、上小松、下小松、上平井

第六項　各地距離

一、本村役場（細田九三一）より村内各所に至る距離・

目的地	所在地	距離	經過路
奥戸橋	奥戸新田	二八一間	立石通

目的地	所在地	距離	經過路
權助坂	奥戸	四九六間	立石道より中川堤上
奥戸渡船場	同上	六八四	立石道より中川堤上
奥戸渡船場	同上	六〇六	逆井道より中川堤上
一口橋	金町	五六一	小松川道
宮前橋	同上	六八八	小松川道より帝釋支道
高砂停留場	同上	九二〇	小松川道より帝釋道
佐倉街道	同上	一、〇〇三	同　上
筋違橋	新宿町	一、〇三九	小松川道より帝釋道佐倉街道
新宿地藏橋	奥戸新田	八五七	小松川道
塚の越	鹿本村	四四五	同　上
界	上一色	九八六	同　上
界	奥戸新田	七一二	同上地藏橋を渡り行德道
小松川町界	下小松	二、六四八	小松川道より境川堤防
曲金渡船場	曲金	七七〇	小松川道帝釋道中川堤上右折
諏訪野渡船場	諏訪野	九八〇	同上堤同左折
南汐橋	奥平井界	九九〇	逆井道
田島常五郎	同上	八八三	逆井道經由行德道ヨリ左折
平井道祖神社	平井	一、七六七	逆井道

目的地	所在地	距離	經過路
同上	植村脇行德道	一、七一七	逆井道上之割道矢切渡船場道千葉分道經由
上	奥戸	二八九	逆　井　道
同上	奥戸新田	二七七	道井道上之割道經由
傳兵衛橋	小松川	八九〇	逆井道上之割道矢切渡船場道經由
橋戸橋	上平井界	一、二八七	同上路線經由西井堀
二本堰	中平井	一、七一七	同　上
小松川町界	小松川	一、五九四	同上小路より千葉分道經由
中井	下小松	二四八	立石道
小御堂橋	鹿本村	五六七	同上細田地先經由
長四郎橋	細田	五九六	同上細田鎌倉新田經由
田邊久四郎前小橋	鎌倉新田	七〇五	同　上
勘七橋	小岩村界	一、二〇六	同上佐倉街道經由
前西橋	鎌倉新田		
小岩田界	同上		

二、奥戸尋常高等小學校より附近要地に至る距離

目的地	所在地	距離	經過路
立石停留場	（京成電氣軌道）	七二二間	立石道奥戸橋經由
龜有驛	（常磐線）	二、一四五	小松川道新宿町經由
小岩驛	（總武線）	一、三三二	小松川道行德道經由
江戸川橋	（市川町界）	二、〇五五	立石道上小岩中小岩千葉街道經由

帝釋天	（同町村柴又）	一、八二三	小松川道帝釋道經由
吾妻橋	（本所區）	四、二七五	立石道曳船通り經由
南葛飾郡役所	（小松川町所在）	四、七五一	小松川道千葉街道經由

第二節　水利

村内用水路の幹流に四線あり、其源は倶に本郡水元村と其對岸なる、埼玉縣北葛飾郡八木郷村との間に介在する、小合溜井と稱する、溜池より起り、水元村、金町村、新宿町を經て、曲金鎌倉新田を貫き、小岩村大字下小岩に通ずるを小岩用水堀と曰ひ（上之割普通水利組合所屬）曲金細田を貫き、鹿本村大字上一色同鹿骨に通ずるを東井堀と曰ひ（上下之割普通水利組合所屬）新宿町地内關枠より曲金を貫き細田三角までを西用水路と曰ひ（同上）細田字三角より二線と爲り、奥戸・奥戸新田、上小松下小松上平井中平井を貫き、小松川町大字逆井に通ずるを西井堀と曰ひ（同上）細田・奥戸新田を貫き、鹿本村松江村等に通ずるを中井堀と曰ふ（同上）本村の灌漑悉な之に賴れり、灌漑排水の設備は、農產物に對し、至大の關係を有するや、固より論を俟たざるなり。是に於て、明治二十四年四月、本村を二部に分ち、各部に水利組合を設置せり。而して細田・曲金・鎌倉新田・諏訪野の地域を以て、第一部普通水利組合の地區と爲し、奥戸・奥戸新田・上小松・下小松の地域を以て、第二部普通水利組合の地區と爲したり、大正三年に至り、上平井の地域（舊上平井普通水利組合の地區）を以て第三部普通水利組合の地區と爲し、第三部普通水利組合を組織せり、如上三部の水利組合とも本村長の管理に屬し、而して其各組合の事業たるや、倶に皆其地區内に於ける、用惡水、溝渠に關する事務を處理し、灌漑及び排水に遺憾なきを期せるや論なきのみ。其水路の延長の如きは次項に揭記せり。

水路の幹線にして而して數町村の地域に渉れる者は、他に上之割普通水利組合及上下之割普通水利組合ありて之を管掌す。是等の水利組合は皆本郡長の管理に屬せり。更に又鎌倉新田の一部と小岩村大字小岩田の地域とを以て一地區と爲し、組織する所の水利組合あり、小岩田普通水利組合と稱し、奥戸新田・上小松・下小松の地域と、鹿本村、松江村、小松川町の地域とを以て水利組合を組織したる者あり、之を小松川境川普通水利組合と稱す、前者は小岩村々長の管理にして、後者は鹿本村々長の管理たり。

灌漑用水引入は、第一部水利組合の地區は、專ら小岩田用水路より、西用水路、東井堀之に次ぐ、但し諏訪野は單に西用水路を使用す。第二部水利組合の地區は、專ら西井堀、中井堀よりし、第一部第二部水利組合の地區は、倶に概ね人力を勞することなくして灌漑せられ、第三部水利組合の地區は、專ら西井堀よりするも、其地概ね水面より高きに居るを以て、水揚車の力を藉るにあらざれば、之が灌漑を爲すこと能はざるを遺憾とす。村内の惡水路亦數多あり。道路堤防用

水路に觸るゝ箇所は何れも、伏越樋を其下に埋設せり。特に中川堤防下に埋設ありし、伏越樋中細田及び奥戸に在る二箇所は、近年之を閘門と爲し以て排水に便せり。其他下小松奥戸新田・上小松の一部は、小松川境川水利組合の管理に屬する境川に排除し、曲金細田鎌倉新田は專ら三箇村落しと稱する惡水路を經て中川に排除し、諏訪野・奥戸・奥戸新田・上平井・上小松及下小松の一部は中川に排除すれども、幾多の用水路縱横するを以て、其用水路に當れる箇所に埋設したる伏越樋は實に二十有三の多きに達し、其改築修繕に要する費用、亦巨額に登れども、惡水停滯の憂を見ざるは、洵に幸なりと謂ふべし、然れども一朝中川氾濫し、各所の閘門及び坎樋を閉鎖するに至らば、内水湛へて排除するに道なく、其慘狀見るに堪へざる者あらむ、幸か不幸か今や荒川放水路開鑿の擧あり、之が完成の曉に至らば西井堀尻よりして排水の望なきにあらずと雖も、而も亦江戸川改修工事進行の結果、加用水引入口に就きて、如何なる變動を來すや保し難きを以て、今より、之が善後策を講究し置くの覺悟あるを要すべし。

更に又奥戸・奥戸新田・上小松・下小松・上平井の各大字に涉れる小堤あり、俗に築廻堤と稱す。此築廻堤の築造年代は得て詳かならざれども、蓋し往昔江戸川及中川堤防の決潰を恐れ之に備ふるが爲め築堤せしものならむ、而るに明治四十三年、驟雨頻に臻り、中川氾濫し、平井村大字中平井地先の堤防決潰し、水下流より逆行したるを以て、敍上の築廻堤は、啻に些の防禦と爲らざりしのみならず、却て水袋を製し置き、之に水を貯へたるの奇觀を呈せり、乃ち之あるが爲めに蒙りし所の損害實に尠からず。所謂無用の長物のみ、大正四年卽位大典記念事業として此の小堤の幅員二間餘あるを二分し、其一間餘の地を道路と爲して存置し、其他は耕地と爲し、而して其得たる耕地一千四百餘坪は、本村の基本財産と爲さむと欲し、關係者に諮りしことあり、而も議遂に行はれざりしは、洵に一代の遺憾とする所なり、然れども將來必ず其時機なからざるべからず。

大正四年六月、郡内中川以東の各町村の地域を以て、其地區とし、東葛西水害豫防組合を組織したり、其目的たるや、江戸川・古利根川・中川・新川の諸川出水に際し、其被害を豫防するに在り而して組合の機關は、管理者に南葛飾郡長を推し、各町村に常設委員一名と水防委員若干（本村は九名）を置き、一朝襲水の際は、之が防禦に遺憾なからしめんことを期せり、而して組合費の如きは地價と建物の建坪を標準とし、地價に半額建物に半額づゝを賦課徵收することを約せり。本組合が豫期の目的を達し、其效果を收むるを得るや、否、又組合費負擔の標準正當なるや、否等は之れが實施と活動とを見ざる今日、遽かに是非の判斷を下す能はざれども、本組合の組織は少くとも共同して外難に當らざれば、眞の福利を增進すること能はざるの覺醒ありしを推知するに足るを喜ぶものなり。

第一項　奥戸村第一部第二部第三部普通水利組合

一、組合の區域

名稱	區域	水路の延長	坎樋及關枠
第一部水利組合	細田、曲金、鎌倉新田、諏訪野、但堤外地ヲ除ク	八、七〇四間	三七
第二部水利組合	奥戸、奥戸新田、上小松、下小松、但同上	一一、八二五	三〇
第三部水利組合	上平井　但同上	八、四六五	八

二、組合費（決算額）

種別＼年次	明治三六	同三七	同四〇	同四一	同四二	同四三	同四四	同四五 大正元	大正二	同三
第一部	一、二四二円	一、二四二円	一、六二四円	一、六二四円	一、六二四円	二〇五円	二〇五円	二一九円	二〇一円	六三二円
第二部	一八四	一八四	二一二	二一二	二一二	二六三	二六三	二六三	二六二	二六六
第三部	—	—	—	—	—	—	—	二三四	二五九	二〇七

備考　第一部水利組合大正元年度及同三年度に於ける組合費の増大は互払の改築に關し寄附金を爲したると悪水落し堰の改鑿を爲したるとに由る

第二項　小岩田普通水利組合

一、組合の區域

鎌倉新田（小岩用水路以東）及小岩村の内小岩田、伊豫田、上小岩、中小岩

二、組合費（決算額）

年度	明治四四	大正元	同二	同三
金額	三六二円	八四七円	三九〇円	三七二円

第三項　小松川境川普通水利組合

一、組合の區域

奥戸新田（西井堀以東）上小松、下小松及鹿本村、松江村、小松川町

二、組合費（決算額）

年度	明治四四	大正元	同二	同三
金額	二六四円	三六五円	二六四円	一七八円

第四項　上之割普通水利組合及上下之割普通水利組合所屬用悪水路

一、上之割普通水利組合所屬用水路

水路名	延長	幅員	流域
小岩用水路	七九〇間	三間	曲金、鎌倉新田

二、上下之割普通水利組合所屬用惡水路

水路名	延長	幅員	流域
西用水路	八〇〇間	四、〇分	曲金（新宿町界）より細田三角迄
西井堀	一、六四四	三、五 同	細田三角より奥戸、奥戸新田、上小松、下小松、上平井、中平井、小松川町界迄
中井堀	一、〇五七	同	細田、奥戸新田
東井堀	一、一二三	同	曲金、細田

三、上之割水利組合所屬坎樋閘門

名稱	所在地	所在場所	長	口徑 高	口徑 横	構造	改築修繕年	工費金
渡船場圦	曲金	中川堤	九〇間	三、〇尺	三、〇尺	煉瓦石造	明治四一年三月	二、六七五円
象七圦	諏訪野	同	九〇分	二、〇	二、〇	同	同四二、	一、六五〇
沼落圦	同	同	九〇	三、〇	三、〇	同	同四五、六	二、七〇〇
大河岸閘門	細目	同	六、五	九、五	九、五	同	同四五、一	四、六五〇
嘉平下圦	同	同	九〇	三、〇	三、〇	同	同四二、	三、一六五
汐圦	奥戸新田	同	九〇	三、〇	三、〇	同	同四三、五	一、三一五
惣太郎圦	奥戸	同	九〇	二、〇	二、〇	同	大正二、六	四七〇
森市圦	同	同	九〇	三、〇	三、〇	明治	四三、	二、〇六〇
勘助閘門	奥戸入會	同	六、五	九、五	九、五	同	大正四、五	四五六一
權右衞門圦	上平井	同	九〇	三、〇	三、〇	木造	明治三六、三	不詳
小名木屋舖圦	同	同	九〇	三、〇	三、〇	煉瓦石造	同四一、	三、〇三〇
仲圦	曲金	西用水	九〇	三、〇	三、〇	木造	同三八、三	不詳
小間栗圦	曲金細田	同	九〇	二、〇	二、〇	煉瓦石造	大正四、二	六六七
吉右衞門圦	細田	同	九〇	二、〇	二、〇	同	明治四五、三	六五〇
惣右衞門圦	奥戸新田	中井堀	九〇	二、〇	二、〇	同	大正三、三	六五七
宮前圦	曲金	東井堀	九〇	二、〇	二、〇	木造	明治三九、一	不詳
持福院圦	上小松	西井堀	九〇	二、〇	二、〇	煉瓦石造	同二九、	不詳
小間栗圦	細田曲金	東井堀	九〇	二、〇	二、〇	同	同四二、四	六五〇
丸圦	細田	同	九〇	二、〇	二、〇	同	大正三、一二	六九七
宮前圦	下小松	境川堤	二、五	三、〇	一、五	煉瓦土管	明治三五、	不詳
味噌橋圦	同	同	二、五	二、〇	一、五	同	同	不詳

名稱	所在地	所在場所	長	口徑 高	口徑 横	構造	改築修繕年	工費金
溝貝以	下小松	境川堤	三〇間	二尺		煉瓦土管	明治二四、	不詳

四、上下之割水利組合所屬關枠

名稱	所在地	所在場所	長	口徑 高	口徑 横	構造	改築修繕年	工費金
互關枠	細田	西用水	二、五間	九尺五		煉瓦石造	大正二、一	九三〇

第五項　上之割普通水利組合及上下之割普通水利組合費本村負擔額

種別＼年度金額	明治三元	同 四〇	同 四一	同 四二	同 四三	同 四四	大正元	同 二	同 三	同 四
上之割	三三五	六一八	五三九	七〇三	六四二	七五二	四二〇	五四三	三八六	五九一
下之割	二二〇	九〇四	二九二	二一七	二七四	三九四	四四七	三六一	六七九	五九一

第六項　上之割上下之割普通水利組合の區域

一、組合之區域

上之割　水元村　新宿町　金町村　小岩村　奥戸村

上下之割　水元村　新宿町　金町村　小岩村　奥戸村　鹿本村　篠崎村

松江村　小松川町　瑞江村の一部

二、水路の延長

上之割　二、二〇三間　小岩用水路　五六〇間　小合溜井新宿關枠間　一、一四二間

上下之割　一〇、七四二間　加用水元圦小合溜井間　一、五五三　細田三角小松川逆井間　二、八八八
新宿關枠細田三角間　一、八六四　新宿町界鹿本村南端間　二、七三五
細田三角松江村南端間

三、組合費（決算額）

種別＼年次	明治三八	同 三九	同 四〇	同 四一	同 四二	同 四三	同 四四	大正元	同 二	同 三
上之割	六、八六一円	五、二〇八円	九、六〇三円	八、三七七円	一二、四六〇円	一〇、四一〇円	一〇、五七六円	三、二六四円	一、四三八円	五、六〇八円
上下之割	一、四九三	一、六七五	六、八八五	二、二三三	一、九〇九	二、〇五一	二、二〇〇	八、六八四	二、二四六	七七四七

第七項　東葛西水害豫防組合

一、組合の區域

新宿町、水元村、金町村、奥戸村、小岩村、篠崎村、瑞江村、葛西村（新川以北）松江村、鹿本村、小松川町

二、組合費

年度	豫算金額	本村負擔金額	備考
大正四	二、八四八円	四四〇円	大正四年六月設置

第八項　堤防

一、中川堤防（府費支辨）

地先大字名	曲金	諏訪野	細田	奥戸新田	奥戸	上平井	計
延長	四三五間	四八三間	九九間	三六二間	一、二七一間	九〇〇間	三、五六〇間
幅員	九	九	九	九	九	九	—
面積	三、八二五坪	四、三四七坪	八九一坪	三、四三八坪	一一、四三九坪	八、一〇〇坪	三二、〇四〇坪

二、境川堤防（小松川境川水利組合費支辨）

地先大字名	延長	幅員	面積
下小松	六一五間	二間	一、二三〇坪

三、其他の堤防（俗に築廻し堤と稱す）

關係大字名	延長	幅員	境界線
奥戸及下小松	六九八間	二間	一、三九六坪 奥戸新田界
奥戸新田	四八二	二	九六四 細田界
上平井	二三	二	二四二 奥戸界
計	一、三〇二		二、六〇三

第三節　車輛及船舶

車輛の多くは荷積小車にして、次は自轉車とす。荷積小車は、明治四十一年の三百九十八輛は、七箇年を經たる大正四年に五百九十四輛に登れり。是れ勞力を省き運搬に利するの傾向を示すものにして、經濟上大に喜ぶべき現象と云ふべし、自轉車は近年の流行に係り其の增加の割合實に急激にして、大正元年には僅かに二十二輛にして、大正二年には十三輛を增し、三十五輛となり大正三年には六十三輛を增し九十八輛となり、大正四年には五十七輛を增し百五十五輛となれり實に驚くべき增加にあらずや。此增加にして實用上より來りしものとせば大に喜ぶべき現象なれとも若し娯樂又は玩弄に走り、一種の虛榮を衒ふに過ぎざるものとせば、一身一家一村の財政經濟上輕々看過すること能はざるべし、何となれば今假に一輛の自轉車にして一ヶ年の損料及稅金等に金貳拾圓を要するものとせば、百五十輛にて金參千圓の巨額に上ればなり、編者の此の憂に

して杞憂たらば幸なり。

船舶は何れも人糞尿を運搬する、肥料船にして明治四十一年には其數百二十五隻に登り、年々增加の傾向を示せり、是れ肥料販賣者の增加に比例するものにして、他に原因あるを見ざるなり。

第一項　車輛及船舶

種別＼年次	明治四一	同四二	同四三	同四四	大正元	同二	同三	同四
荷積小車	三九八	四〇六	四〇八	四三〇	四四六	四五九	五八七	五九四
人力車	四	二	一	一	三	一	一	二
荷積馬車	二	一	一	三	三	九	二	四
自轉車	四四	七	二	一三	一三	三五	九八	一五五
船舶	九五	九八	一〇三	一〇五	一〇八	一〇四	一三〇	一二五

一、車輛（大字別）

種別＼大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	計
荷積馬車	四									四
營業人力車										
荷積小車										
自轉車	一六		五七	六六	六九	八四	二九	六五	一三八	五九四
計	九七	一六	六二	七四	八七	一〇九	三八	七六	一九九	七五六

二、船舶（大字別）

種別＼大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	計
二間未滿					四				四	九
二間	一			一		三			一	五
三間未滿					六	三			五	一四
四間未滿					一八	一三	五	九	一〇	八四
五間未滿					二					二
計	九	三	二	一四	三〇	二九	六	一三	二〇	一二五

第八章　本村の產業

第一節　生產及生產費

本村の產業は、農業其の首に居り、工業、商業之に次ぐ。乃ち村內現住戶數八百四十三戶中、農業者五百五十九戶にして、總戶數の十分の七弱を占む。故を以て本村に於ける產業の施設は最も重きを農業に置き、本村農會をして指導奬勵の任に當らしめ、之が改善發達を圖れり。而して本村農會の事は之を別節に讓り、本節に於ては、各種の生產額及生產費の大體を略述すべし。

抑も本村農工商、其他の生產年額（大正四年調査）は、總計金七拾貳萬千七百九拾壹圓餘之が生產費（生計費諸稅諸負擔其他雜費等の支出）は、總計金六拾九萬四千百七拾壹圓餘、之を差引きて金貳萬七千六百貳拾圓弱の剩餘を見る。乃ち一戶平均金參拾貳圓七拾六錢餘、一人平均金五圓五拾九錢餘に當れり。

今之を農工商、庶業の四部に分ち、其各部に就きて觀察するに、

農業戶數は五百五十九、此の生產額は、穀菽に於て金拾萬五千圓餘（田一段歩の收入金貳拾六圓弱）蔬菜に於て金拾八萬千七百五拾圓（畑一段歩收入金百貳拾圓餘）畜產に於て金壹萬千八百九拾圓餘、副業に於て金壹萬貳千四百四拾圓、其他の雜收入に於て金壹萬千八百圓、合計金參拾壹萬五千八百八拾圓にして、之が生產費生計費、諸稅公課諸負擔（諸稅公課諸負擔の一戶平均は金四拾壹圓四拾八錢にして之を農業戶數五百五拾九に乘じたる者）の合計金參拾萬參千八百四拾四圓を控除するときは、其殘額金壹萬貳千參拾九圓にして、一戶平均貳拾壹圓五拾錢なり（但し米一石の代價を、其他貳圓五拾錢と見積りたるは廉價に失するの嫌ひあるも、一方には畜產及副業の收入其他雜收入の如き者も、亦農業の生產額中に組入れたるを以て、差引上大差なかるべし）然れども今一歩を進め、本村の田四百三十七町歩此價格金百九萬貳千五百圓（段金貳百五拾圓）畑百四拾五町六反歩此價格金五十八萬貳千四百圓（段金四百圓）宅地拾三萬七千坪此價格金貳拾七萬四千圓（一坪金貳圓）合計價格金百九拾四萬八千九百圓と爲るを以て今年五分の利息付借入金を以て此の土地を購ひ、農業を經營する者と爲さば如何、前記の計算には此の利子金九萬七千四百四拾五圓は固より含み居らざるを以て、今之を差引くときは本村の農業者は、辛苦して年々八萬五千四百六圓を損失しつゝある者と謂ふべし。

工業戶數は　七十七戶にして、收入額金十五萬七千參百五拾四圓中より、製造費、生計費、及諸稅諸負擔の計金拾四萬五千八百九拾參圓を差引くときは金壹萬千四百六拾壹圓の剩餘あり、卽ち一戶平均百四拾八圓九拾九錢の利益を見る勘定なり。

商業戶數は　七十三戶にして、收入額金拾九萬千九百六拾圓中、營業費、生計費、及諸稅諸負擔の計金拾八萬四千貳百九拾七圓を差引くときは、金七千六百六拾參圓の剩餘あり、卽ち一戶平均金百四圓九拾七錢の利益を見る勘定なり。

庶業戶數は　百三十四戶、此報酬諸給—其他の收入金五萬六千五百八拾六圓にして、生計費、其他諸稅諸負擔の計金六萬百參拾八圓なるを以て、差引金參千五百五拾貳圓の不足あり、卽ち一戶平均貳拾六圓五拾錢の損失を見る勘定なり。

但し庶業に於ける損失計算は、百三十四戶の本業に對し、五千五百五十六圓の諸稅諸負擔を算入したるに依る者にして、實際の諸稅諸負擔額は、極めて僅少（千圓以內）に過ぎざるべし。故に之を除外するときは、多少の利益を見ること、爲るべし。又工商業者の利益、割合に多きが如きも、其の收益は、專業者の戶數のみに割當てたる者にして、例せば工業專業者七十七戶なるも、農業兼業者五十一戶中の、布海苔製造業者の利益を工業專業者の利益中に算入し、又商業者七十三戶